

第3 中期目標期間業務実績等報告書 (見込評価)

独立行政法人家畜改良センター

項目別調査

中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価	
			業務実績	自己評価
第2 業務運営の効率化に関する事項	第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置	◎業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置 指標＝「中項目の項目数×2」(満点)に対する「各中項目の点数の合計値」(合計点)の比率 各中項目の評価点数の区分は以下のとおりとする。 S評価:4点、A評価:3点、B評価:2点、C評価:1点、D評価:0点 A:満点×12/10≦合計点 B:満点×8/10≦合計点<満点×12/10 C:満点×5/10≦合計点<満点×8/10 D:合計点、<満点×5/10	<主要な業務実績> ◎業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置 ○業務対象の重点化 2/2点 (B) ○業務の運営の効率化及び組織体制の合理化 2/2点 (B) ○経費の削減及び自己収入の拡大 2/2点 (B) 合計 6/6点	<自己評価> B
1 業務対象の重点化	第1-1 業務対象の重点化	◎業務対象の重点化 指標＝「小項目の項目数×2」(満点)に対する「各小項目の点数の合計値」(合計点)の比率 各小項目の評価点数の区分は以下のとおりとする。 S評価:4点、A評価:3点、B評価:2点、C評価:1点、D評価:0点 A:満点×12/10≦合計点 B:満点×8/10≦合計点<満点×12/10 C:満点×5/10≦合計点<満点×8/10 D:合計点、<満点×5/10	<主要な業務実績> ◎業務対象の重点化 ◇家畜の改良増殖業務の重点化 2/2点 (B) ◇飼料作物種苗の増殖業務 2/2点 (B) 合計 4/4点	<自己評価> B
(1) 家畜の改良増殖業務 センターが担う家畜改良増殖業務については、都道府県・民間では取り組み難い遺伝的に多様な育種資源を確保し、かかる多様な育種資源を最大限活用することにより、全国的な家畜改良を推進することに重点化する。また、民間や都道府県との役割分担を明確にし、かつ、事業規模を拡大し見直ししてスリム化を図りつつ、都道府県・民間では取り組み難い新技術を活用することにより、効果的に家畜の改良速度を加速させる。	(1)家畜の改良増殖業務の重点化	◇家畜の改良増殖業務の重点化 指標＝「細項目の項目数×2」(満点)に対する「各細項目の点数の合計値」(合計点)の比率 各細項目の評価点数の区分は以下のとおりとする。 S評価:4点、A評価:3点、B評価:2点、C評価:1点、D評価:0点 A:満点×12/10≦合計点 B:満点×8/10≦合計点<満点×12/10 C:満点×5/10≦合計点<満点×8/10 D:合計点、<満点×5/10	<主要な業務実績> ◇家畜の改良増殖業務の重点化 □種畜供給の重点化 2/2点 (B) □高度技術等の活用による家畜改良の実施 2/2点 (B) □多様な家畜改良等の推進 2/2点 (B) 合計 6/6点	<自己評価> B
その際、6次産業化を始めとする特色ある家畜による多様な畜産経営、消費者ニーズに応える畜産物の供給を支援するという観点から、肉用牛では日本短角種及び褐毛種、乳用牛ではブラウンスイス種及びジャージー種のほか、馬、めん羊、山羊などの民間や都道府県による取組が限定的なものについても、生産現場でのニーズを踏まえ、改良推進・技術指導について積極的に取り組む。	ア センターが担う家畜改良増殖業務については、都道府県・民間との役割分担を明確にしつつ、これら関係者との連携を強化するとともに、事業規模を厳しく見直しスリム化を図りつつ、都道府県・民間では取り組み難い新たな育種改良技術とセンターが保有する多様な育種資源を最大限活用して全国的な家畜改良を推進するとともに、家畜改良の素材となる種畜の供給について、以下のとおり重点化する。	□種畜供給の重点化 指標＝「微項目の項目数×2」(満点)に対する「各微項目の点数の合計値」(合計点)の比率 各微項目の評価結果の区分は以下のとおりとする。 S評価:4点、A評価:3点、B評価:2点、C評価:1点、D評価:0点 A:満点×12/10≦合計点 B:満点×8/10≦合計点<満点×12/10 C:満点×5/10≦合計点<満点×8/10 D:合計点、<満点×5/10	<主要な業務実績> □種畜供給の重点化 △乳用牛 2/2点 (B) △肉用牛 2/2点 (B) △豚 2/2点 (B) △鶏 2/2点 (B) △馬、めん羊及び山羊 2/2点 (B) 合計 10/10点	<自己評価> B

項目別調査

中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価	
			業務実績	自己評価
	(ア) 乳用牛 泌乳持続性を重視した改良に取り組むとともに、民間との役割分担を明確にするため、候補種雄牛の後代検定への参加については平成25年度末までに民間事業者に移行する。	△乳用牛 S:計画を大きく上回り、かつ顕著な成績が得られた A:計画を上回る成果が得られた B:計画どおり順調に実施された C:計画どおり実施されず、改善を要する D:計画どおり実施されず、当該業務の廃止を含めた抜本的な改善を求める必要があると認められる	<主要な業務実績> 農林水産省、都道府県、関係団体、生産者及び学識経験者の参画を得て、全国的な乳用牛の改良推進に関する会議を開催するとともに、ドナーの3産次までの集合検定の実施などにより、泌乳持続性を重視した改良に取り組んだ。また、民間との役割分担を明確にするため、センターで生産した候補種雄牛の後代検定への参加については、平成23年度に民間事業者に移行し、計画どおり実施した。	<自己評価> B
	(イ) 肉用牛 近交係数上昇の抑制や脂肪交雑以外の形質も重視し、都道府県・民間では取り組み難い遺伝的に多様な種畜の生産・供給等に重点化する。	△肉用牛 S:計画を大きく上回り、かつ顕著な成績が得られた A:計画を上回る成果が得られた B:計画どおり順調に実施された C:計画どおり実施されず、改善を要する D:計画どおり実施されず、当該業務の廃止を含めた抜本的な改善を求める必要があると認められる	<主要な業務実績> 農林水産省、都道府県、関係団体、生産者及び学識経験者の参画を得て、全国的な肉用牛の改良推進に関する会議を開催するとともに、近交係数上昇の抑制や早熟性、飼料利用性及び繁殖性など脂肪交雑以外の形質も重視し、都道府県・民間では取り組み難い遺伝的に多様な種畜の生産・供給等に重点化し、計画どおり実施した。	<自己評価> B
	(ウ) 豚 都道府県・民間との役割分担を明確にするため、種雄として直接肉豚生産農家へ供給する業務を平成23年度末までに原則中止し、都道府県・民間への育種改良素材の供給に重点化する。	△豚 S:計画を大きく上回り、かつ顕著な成績が得られた A:計画を上回る成果が得られた B:計画どおり順調に実施された C:計画どおり実施されず、改善を要する D:計画どおり実施されず、当該業務の廃止を含めた抜本的な改善を求める必要があると認められる	<主要な業務実績> 農林水産省、都道府県、関係団体、生産者及び学識経験者の参画を得て、全国的な豚の改良推進に関する会議を開催するとともに、種雄として直接肉豚生産農家へ供給する業務を平成23年度末までに中止した。また、都道府県・民間への育種改良素材の供給に重点化して、都道府県・民間との役割分担の明確化を図り、計画どおり実施した。	<自己評価> B
	(エ) 鶏 都道府県・民間が行う地鶏等の特色ある鶏の作出を支援するための種鶏の改良、生産及び供給に重点化する。	△鶏 S:計画を大きく上回り、かつ顕著な成績が得られた A:計画を上回る成果が得られた B:計画どおり順調に実施された C:計画どおり実施されず、改善を要する D:計画どおり実施されず、当該業務の廃止を含めた抜本的な改善を求める必要があると認められる	<主要な業務実績> 農林水産省、都道府県、関係団体、生産者及び学識経験者の参画を得て、全国的な鶏の改良推進に関する会議を開催するとともに、都道府県・民間が行う地鶏等の特色ある鶏の作出を支援するための種鶏の改良、種鶏・種卵の生産・供給に重点化し、計画どおり実施した。	<自己評価> B

項目別調査

中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価	
			業務実績	自己評価
	(オ)馬、めん羊及び山羊 生産現場でのニーズを踏まえ、改良推進・技術指導について取り組む。	△馬、めん羊及び山羊 S:計画を大きく上回り、かつ顕著な成績が得られた A:計画を上回る成果が得られた B:計画どおり順調に実施された C:計画どおり実施されず、改善を要する D:計画どおり実施されず、当該業務の廃止を含めた抜本的な改善を求める必要があると認められる	<主要な業務実績> 馬、めん羊及び山羊について、意見・情報交換を通じて把握した、発育や繁殖性の向上などの生産現場でのニーズを踏まえ、改良を推進するとともに、育種素材の提供や繁殖・飼養管理技術に係る講習会を開催し、計画どおり実施した。	<自己評価> B
	イ 家畜の改良速度の加速化を図るため、家畜の遺伝的能力評価技術、未経産採卵技術、ドナーの集合検定、体外受精技術等の新技術等を活用した家畜の改良に積極的に取り組む。	□高度技術等の活用による家畜改良の実施 S:計画を大きく上回り、かつ顕著な成績が得られた A:計画を上回る成果が得られた B:計画どおり順調に実施された C:計画どおり実施されず、改善を要する D:計画どおり実施されず、当該業務の廃止を含めた抜本的な改善を求める必要があると認められる	<主要な業務実績> 乳用牛、肉用牛及び豚の改良速度の加速化を図るため、SNP情報の活用(特定の形質と染色体を構成する一部の塩基対との関係に関する情報の活用)など家畜の遺伝的能力評価技術の改善に取り組むとともに、当該技術と併せて未経産採卵技術、ドナーの集合検定、体外受精技術等の民間では取り組み難い新技術等を活用した家畜の改良に積極的かつ重点的に取り組むことにより、計画どおり実施した。	<自己評価> B
	ウ 6次産業化をはじめとする特色ある家畜による多様な畜産経営、消費者ニーズに応える畜産物についての供給を支援するという観点から、肉用牛では日本短角種及び褐毛和種、乳用牛ではブラウンスイス種及びジャージー種について、遺伝的能力評価を実施する等により改良を推進する。また、馬、めん羊、山羊等の民間や都道府県による取組が限定的なものについても、生産現場でのニーズを踏まえ、改良推進・技術指導について積極的に取り組む。	□多様な家畜改良等の推進 S:計画を大きく上回り、かつ顕著な成績が得られた A:計画を上回る成果が得られた B:計画どおり順調に実施された C:計画どおり実施されず、改善を要する D:計画どおり実施されず、当該業務の廃止を含めた抜本的な改善を求める必要があると認められる	<主要な業務実績> 6次産業化をはじめとする特色ある家畜による多様な畜産経営、消費者ニーズに応える畜産物についての供給を支援するという観点から、肉用牛では日本短角種及び褐毛和種、乳用牛ではブラウンスイス種及びジャージー種について、遺伝的能力評価を実施する等により改良を推進した。また、馬、めん羊、山羊等の民間や都道府県による取組が限定的なものについても、意見・情報交換を通じて把握した、発育や繁殖性の向上などの生産現場でのニーズを踏まえ、育種素材の提供などを通じて改良を推進するとともに、繁殖・飼養管理技術に関する講習会を開催し、計画どおり実施した。	<自己評価> B

項目別調書

	中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価	
				業務実績	自己評価
	(2) 飼料作物種苗の増殖業務 センターが担う飼料作物種苗の増殖業務については、飼料自給率の向上に向け、我が国の風土に適した国内育成品種の定着を更に進める必要があることから、飼料用原種子の国内需要に的確に対応し、高品質の種子を供給する。このため、品種改良を行う新品種育成機関、二次増殖及び種子の販売を行う民間種苗会社等と連携協力するとともに、役割分担を明確にする。この際、需給動向、新品種の育成状況やニーズを適切に把握し、効率的な生産を行う。	(2) 飼料作物種苗の増殖業務 ア センターが担う飼料作物種苗の増殖業務については、飼料自給率の向上に向け、我が国の風土に適した国内育成品種の定着をさらに進める必要があることから、飼料用原種子の国内需要に的確に対応し、高品質の種子を供給する。	◇飼料作物種苗の増殖業務 指標＝「細項目の項目数×2」(満点)に対する「各細項目の点数の合計値」(合計点)の比率 各細項目の評価点数の区分は以下のとおりとする。 S評価:4点、A評価:3点、B評価:2点、C評価:1点、D評価:0点 A:満点×12/10≤合計点 B:満点×8/10≤合計点<満点×12/10 C:満点×5/10≤合計点<満点×8/10 D:合計点、<満点×5/10	<主要な業務実績> ◇飼料作物種苗の増殖業務 □飼料作物種苗の増殖業務 2/2点 (B) □役割分担の明確化 2/2点 (B) 合計 4/4点	<自己評価> B
		イ 品種改良を行う新品種育成機関、二次増殖及び種子の販売を行う民間種苗会社等と連携協力の下、役割分担を明確にする。 この際、国をはじめとする関係機関との連携を密にし、需給動向、新品種の育成状況やニーズを適切に把握し、効率的な生産を行う。 これらにより、増殖対象を新品種・系統及び需要の高い品種・系統に重点化し、中期目標期間を通じて毎年概ね100品種・系統を維持する。	□飼料作物種苗の増殖業務 S:計画を大きく上回り、かつ顕著な成績が得られた A:計画を上回る成果が得られた B:計画どおり順調に実施された C:計画どおり実施されず、改善を要する D:計画どおり実施されず、当該業務の廃止を含めた抜本的な改善を求める必要があると認められる	<主要な業務実績> センターが担う飼料作物種苗の増殖業務について、飼料用原種子の国内需要に的確に対応し、収量性、耐病性、耐倒伏性等が優れた国内育成品種の高品質の種子を供給し、計画どおり実施した。	<自己評価> B
		イ 品種改良を行う新品種育成機関、二次増殖及び種子の販売を行う民間種苗会社等と連携協力の下、役割分担を明確にする。 この際、国をはじめとする関係機関との連携を密にし、需給動向、新品種の育成状況やニーズを適切に把握し、効率的な生産を行う。 これらにより、増殖対象を新品種・系統及び需要の高い品種・系統に重点化し、中期目標期間を通じて毎年概ね100品種・系統を維持する。	□役割分担の明確化 指標＝品種・系統の維持数 S:目標値に対する達成割合が110%以上であり、かつ特に優れた成果が認められた場合 A:目標値に対する達成割合が110%以上 B:目標値に対する達成割合が90%以上110%未満 C:目標値に対する達成割合が70%以上90%未満 D:目標値に対する達成割合が70%未満、又は業務運営の改善その他必要な措置を命ずる必要があると認められる	<主要な業務実績> 品種改良を行う新品種育成機関、二次増殖及び種子の販売を行う民間種苗会社等と連携協力の下、役割分担を明確にする。この際、国を始めとする関係機関との連携を密にし、需給動向、新品種の育成状況やニーズを適切に把握し、効率的な生産を行った。これらにより、増殖対象を新品種・系統及び需要の高い品種・系統に重点化し、中期目標期間を通じて毎年概ね100品種・系統を維持し、計画どおり実施した。	<自己評価> B
	2 業務運営の効率化及び組織体制の合理化など	第1～2 業務運営の効率化及び組織体制の合理化等	○業務運営の効率化及び組織体制の合理化 指標＝「小項目の項目数×2」(満点)に対する「各小項目の点数の合計値」(合計点)の比率 各小項目の評価点数の区分は以下のとおりとする。 S評価:4点、A評価:3点、B評価:2点、C評価:1点、D評価:0点 A:満点×12/10≤合計点 B:満点×8/10≤合計点<満点×12/10 C:満点×5/10≤合計点<満点×8/10 D:合計点、<満点×5/10	<主要な業務実績> ○業務運営の効率化及び組織体制の合理化 ◇業務運営の効率化 2/2点 (B) ◇組織体制の合理化・強化 2/2点 (B) ◇ガバナンスの強化・充実 2/2点 (B) ◇リスク関知の強化 2/2点 (B) ◇情報セキュリティ対策の強化 2/2点 (B) 合計 10/10点	<自己評価> B

項目別調査

	中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価	
				業務実績	自己評価
	(1) 業務運営の効率化 センターは、本中期目標を効率的かつ確実に達成するため、引き続き保有する家畜などの遺伝資源及び人材、土地・建物などの資産を最大限活用するとともに、事務の進捗状況に応じた適切な対応が行えるよう進行管理を行い、業務運営の効率化を推進する。その際、家畜伝染性疾患の発生などの業務上のリスク管理に配慮する。 さらに、業務の重複を避けるため、試験研究機関や都道府県等関係者との情報交換や調整などを通じ、役割分担の明確化に努める。	(1)業務運営の効率化	△業務運営の効率化 指標＝「細項目の項目数×2」(満点)に対する「各細項目の点数の合計値」(合計点)の比率 各細項目の評価点数の区分は以下のとおりとする。 S評価:4点、A評価:3点、B評価:2点、C評価:1点、D評価:0点 A:満点×12/10≦合計点 B:満点×8/10≦合計点<満点×12/10 C:満点×5/10≦合計点<満点×8/10 D:合計点、<満点×5/10	<主要な業務実績> △業務運営の効率化 □家畜等の遺伝資源の活用 2/2点 (B) □人材の活用 2/2点 (B) □土地・建物等の有効活用 2/2点 (B) □業務の進行管理 2/2点 (B) □業務の重複の防止 2/2点 (B) 合計 10/10点	<自己評価> B
		ア 家畜等の遺伝資源の活用	□家畜等の遺伝資源の活用 指標＝「微項目の項目数×2」(満点)に対する「各微項目の点数の合計値」(合計点)の比率 各微項目の評価結果の区分は以下のとおりとする。 S評価:4点、A評価:3点、B評価:2点、C評価:1点、D評価:0点 A:満点×12/10≦合計点 B:満点×8/10≦合計点<満点×12/10 C:満点×5/10≦合計点<満点×8/10 D:合計点、<満点×5/10	<主要な業務実績> □家畜等の遺伝資源の活用 △家畜遺伝資源の活用 2/2点 (B) △飼料作物種苗遺伝資源の保存 2/2点 (B) 合計 4/4点	<自己評価> B
	(ア)家畜改良増殖業務においては、センターが保有する多様な育種資源を活用し、都道府県・民間では取り組み難い新たな育種改良技術を用い、家畜改良の素材となる種畜の生産・供給を行う。 (再掲) また、その際、防疫対策を徹底するため、家畜伝染病に関する定期的な検査を実施するとともに、防疫エリアを明確にし、外部から伝染性疾患の要因が侵入しないよう、徹底的な衛生措置を行う。	△家畜遺伝資源の活用 S:計画を大きく上回り、かつ顕著な成績が得られた A:計画を上回る成果が得られた B:計画どおり順調に実施された C:計画どおり実施されず、改善を要する D:計画どおり実施されず、当該業務の廃止を含めた抜本的な改善を求める必要があると認められる	<主要な業務実績> 家畜改良増殖業務においては、センターが保有する多様な育種資源を活用し、都道府県・民間では取り組み難い高度な育種改良技術を用い、家畜改良の素材となる種畜の生産・供給を行った。(詳細は、中期計画「第2の1の(1)～(5)」該当部分において記載する。)防疫対策を徹底するため、毎年度の衛生検査計画に沿って家畜伝染性疾患に関する定期的かつ継続的な検査を実施した。防疫エリアについては、「牧場区域」「飼養管理区域」「畜舎区域」を明確にし、外部から家畜伝染性疾患の要因が侵入しないよう衛生管理を行った。平成26年度にセンター本所において豚流行性下痢(PE D)が発生したが、速やかな初動防疫により限定的な発生に留めた。	<自己評価> B	

項目別調書

中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価	
			業務実績	自己評価
	(イ) 飼料作物種苗の増殖業務においては、国をはじめとする関係機関との連携を密にし、需給動向、新品種の育成状況やニーズを適切に把握し、効率的な生産を行う。 また、遺伝資源の保存に資するため、多様な飼料作物の遺伝資源について、独立行政法人農業生物資源研究所等の関係機関と連携を図りながら、地域性を考慮し、関係牧場で分担して栄養体保存等を行う。	△飼料作物種苗遺伝資源の保存 S: 計画を大きく上回り、かつ顕著な成績が得られた A: 計画を上回る成果が得られた B: 計画どおり順調に実施された C: 計画どおり実施されず、改善を要する D: 計画どおり実施されず、当該業務の廃止を含めた抜本的な改善を求める必要があると認められる	<主要な業務実績> 飼料作物種苗の増殖業務において、国をはじめとする関係機関との連携を密にし、需給動向、新品種の育成状況やニーズを適切に把握し、効率的な生産を行った。また、遺伝資源の保存に資するため、多様な飼料作物の遺伝資源について、国立研究開発法人農業生物資源研究所等の関係機関と連携を図りながら、地域性を考慮し、関係牧場で分担して栄養体保存等を行い、計画どおり実施した。(再掲)	<自己評価> B
	イ 人材の活用	□人材の活用 指標＝「微項目の項目数×2」(満点)に対する「各微項目の点数の合計値」(合計点)の比率 各微項目の評価結果の区分は以下のとおりとする。 S評価: 4点、A評価: 3点、B評価: 2点、C評価: 1点、D評価: 0点 A: 満点×12/10 ≤ 合計点 B: 満点×8/10 ≤ 合計点 < 満点×12/10 C: 満点×5/10 ≤ 合計点 < 満点×8/10 D: 合計点 < 満点×5/10	<主要な業務実績> □人材の活用 △人事配置 2/2点 (B) △組織の合理化・業務の効率化 2/2点 (B) △人材の育成 2/2点 (B) 合計 6/6点	<自己評価> B
	(ア) 職員の適材適所を推進するため、人事配置に当たっては、過去の職歴、業績等を考慮し、業務遂行のための適性や能力を反映した人事配置にするとともに、職責を十分に果たせる人事配置となるよう、人事管理者及び人事企画担当者が業務適性等について多面から評価・検討し、実施する。	△人事配置 S: 計画を大きく上回り、かつ顕著な成績が得られた A: 計画を上回る成果が得られた B: 計画どおり順調に実施された C: 計画どおり実施されず、改善を要する D: 計画どおり実施されず、当該業務の廃止を含めた抜本的な改善を求める必要があると認められる	<主要な業務実績> 職員の適材適所を推進するため、人事配置に当たっては、職歴、業績等を考慮し、業務遂行のための適性や能力を反映した人事配置を行うとともに、人事異動を行う場合の多方面からの人事企画を精査する機会として人事構想会議や人事企画会議を開催して人事情報を把握し、適性や能力を的確に反映した人事配置を行い、計画どおり実施した。	<自己評価> B
	(イ) 家畜飼養管理部門と飼料生産管理部門の統合を図る等、組織の合理化を進め、職員の業務遂行の効率化を図る。	△組織の合理化・業務の効率化 S: 計画を大きく上回り、かつ顕著な成績が得られた A: 計画を上回る成果が得られた B: 計画どおり順調に実施された C: 計画どおり実施されず、改善を要する D: 計画どおり実施されず、当該業務の廃止を含めた抜本的な改善を求める必要があると認められる	<主要な業務実績> 組織の合理化、業務の効率化の推進を図るため策定した第3期中期目標期間中の組織の見直し方針を踏まえ、必要な組織の見直しを行い、計画どおり実施した。	<自己評価> B

項目別調書

中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価	
			業務実績	自己評価
	(ウ)人材の育成を図るため、技術水準、事務処理能力の向上等のための研修を計画的に進める。 その際、技術専門職員の資質の向上及び業務の高度化を推進するため、家畜受精卵移植等の繁殖業務、各種分析・検査業務等に要する高度な技術・資格の取得や研修を計画的に進める。	△人材の育成 S:計画を大きく上回り、かつ顕著な成績が得られた A:計画を上回る成果が得られた B:計画どおり順調に実施された C:計画どおり実施されず、改善を要する D:計画どおり実施されず、当該業務の廃止を含めた抜本的な改善を求める必要があると認められる	<主要な業務実績> 一般職員の技術水準、事務処理能力の向上等を図るため研修・講習を受講させ、免許・資格を取得させた。また、技術専門職員の業務の高度化や専門技術の取得を図るため研修を受講させ、免許・資格を取得させるなど、計画どおり実施した。	<自己評価> B
	ウ 土地・建物等の有効活用 土地・建物等の保有資産を最大限活用するため、毎年度、土地・建物等の保有資産の利用度等について調査し、保有資産が有効に活用されるよう必要な措置を講じる。	□土地・建物等の有効活用 S:計画を大きく上回り、かつ顕著な成績が得られた A:計画を上回る成果が得られた B:計画どおり順調に実施された C:計画どおり実施されず、改善を要する D:計画どおり実施されず、当該業務の廃止を含めた抜本的な改善を求める必要があると認められる	<主要な業務実績> 保有資産の有効活用を図るため、写真による「固定資産の見える化」を通じた利用状況等の現況調査に取り組むこととした。各牧場から減損兆候判定による報告を求めるなどにより、資産の利用状況の確認を実施し、不要なものは除却処分するなど必要な措置を講じ、計画どおり実施した。	<自己評価> B
	エ 業務の進行管理 中期計画及び年度計画に沿った業務を確実に実施するため、四半期毎に進捗状況を確認し、必要な措置を講じる等業務の進行管理を行う。	□業務の進行管理 S:計画を大きく上回り、かつ顕著な成績が得られた A:計画を上回る成果が得られた B:計画どおり順調に実施された C:計画どおり実施されず、改善を要する D:計画どおり実施されず、当該業務の廃止を含めた抜本的な改善を求める必要があると認められる	<主要な業務実績> 毎年度、中期目標、中期計画の達成に向けて、毎年度年度計画に対する業務の進捗状況を四半期ごとに点検・分析するなど、計画どおり実施した。	<自己評価> B
	オ 業務の重複の防止 業務の効率化・重点化を図るため、都道府県・民間との役割分担の明確化を図る。	□業務の重複の防止 指標＝「微項目の項目数×2」(満点)に対する「各微項目の点数の合計値」(合計点)の比率 各微項目の評価結果の区分は以下のとおりとする。 S評価:4点、A評価:3点、B評価:2点、C評価:1点、D評価:0点 A:満点×12/10≦合計点 B:満点×8/10≦合計点<満点×12/10 C:満点×5/10≦合計点<満点×8/10 D:合計点、<満点×5/10	<主要な業務実績> □業務の重複の防止 △家畜改良増殖業務の重点化 2/2点 (B) △飼料作物種苗増殖業務の重点化 2/2点 (B) △調査研究業務の重点化 2/2点 (B) 合計 6/6点	<自己評価> B

項目別調書

中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価	
			業務実績	自己評価
	(ア)センターが担う家畜改良増殖業務については、都道府県・民間との役割分担を明確にしつつ、これら関係者との連携を強化する。 都道府県・民間では取り組み難い新たな育種改良技術とセンターが保有する多様な育種資源の活用により、家畜改良の素材となる種畜の生産・供給に重点化する。(再掲)	△家畜改良増殖業務の重点化 S:計画を大きく上回り、かつ顕著な成績が得られた A:計画を上回る成果が得られた B:計画どおり順調に実施された C:計画どおり実施されず、改善を要する D:計画どおり実施されず、当該業務の廃止を含めた抜本的な改善を求める必要があると認められる	<主要な業務実績> センターが担う家畜改良増殖業務について、農林水産省、都道府県、関係団体及び学識経験者の参画を得て全国的な家畜の改良推進に関する会議を開催するなどにより、都道府県・民間との役割分担を明確にしつつ、これら関係者との連携を強化した。また、都道府県・民間では取り組み難い新たな育種改良技術とセンターが保有する多様な育種資源を活用し家畜改良の素材となる種畜を生産するとともに、これらを都道府県や民間に供給することに重点化し、計画どおり実施した。	<自己評価> B
	(イ)飼料作物種苗の増殖業務については、品種改良を行う新品種育成機関、二次増殖及び種子の販売を行う民間種苗会社等と連携協力するとともに、役割分担を明確にする。(再掲)	△飼料作物種苗増殖業務の重点化 S:計画を大きく上回り、かつ顕著な成績が得られた A:計画を上回る成果が得られた B:計画どおり順調に実施された C:計画どおり実施されず、改善を要する D:計画どおり実施されず、当該業務の廃止を含めた抜本的な改善を求める必要があると認められる	<主要な業務実績> 飼料作物種苗の増殖業務について、品種改良を行う新品種育成機関、二次増殖及び種子の販売を行う民間種苗会社等と連携協力の下、役割分担を明確にし、効率的な生産を行い、計画どおり実施した。	<自己評価> B
	(ウ)調査研究業務については、より研究要素の強い業務(資源循環型の窒素成分強化た い肥を用いた飼料作物栽培に関する調査、食味に関する新たな理化学分析項目の開発及び体細胞クローン牛の調査)は他の試験研究機関等に委ねる等役割分担を明確にし、課題の重複を排除する。	△調査研究業務の重点化 S:計画を大きく上回り、かつ顕著な成績が得られた A:計画を上回る成果が得られた B:計画どおり順調に実施された C:計画どおり実施されず、改善を要する D:計画どおり実施されず、当該業務の廃止を含めた抜本的な改善を求める必要があると認められる	<主要な業務実績> 中期計画に基づいて設定した課題について、調査研究を計画どおり実施するとともに、外部評価委員の意見を踏まえ調査研究の進め方を決定した。また、より研究要素の強い業務は、他の試験研究機関等に委ねる等役割分担を明確にし、課題の重複を排除した。	<自己評価> B

項目別調書

	中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価	
				業務実績	自己評価
	(2) 組織体制の合理化・強化 業務運営の効率化を図るとともに、家畜飼養管理部門と飼料生産管理部門との統合を進めるなど、要員の合理化に努める。その際、業務上の責任についての透明性を確保するとともに、業務の進行管理、コンプライアンスなどについて十分配慮する。 また、技術専門職員が担当する業務については、当該職員の資質の向上を図りつつ、家畜受精卵移植等の繁殖業務、各種分析・検査業務など、高度な技術を要する業務にシフトする。また、家畜の飼養管理、飼料生産技術のうち単純作業については、引き続き退職者の状況を踏まえつつ、段階的に外部化を進める。	(2) 組織体制の合理化・強化	◇組織体制の合理化・強化指標＝「細項目の項目数×2」(満点)に対する「各細項目の点数の合計値」(合計点)の比率 各細項目の評価点数の区分は以下のとおりとする。 S評価:4点、A評価:3点、B評価:2点、C評価:1点、D評価:0点 A:満点×12/10≤合計点 B:満点×8/10≤合計点<満点×12/10 C:満点×5/10≤合計点<満点×8/10 D:合計点<満点×5/10	<主要な業務実績> ◇組織体制の合理化・強化 □組織体制整備 2/2点(B) □要員の合理化 2/2点(B) □技術専門職の人材育成 2/2点(B) □飼養管理、飼料生産作業の外部化 2/2点(B) 合計 8/8点	<自己評価> B
		ア センター各牧場・支場(以下「各牧場」という。)の家畜飼養管理部門と飼料生産管理部門との統合を進めるとともに、本所の部の組織編成を見直して、業務の質、量に応じた機動的な組織体制を整備する。その際、統合に当たっては、業務上の責任についての透明性を確保するとともに、新たな業務の進行管理、コンプライアンス等について、職員に周知徹底する。 また、ガバナンスの強化・充実を図るため、業務監査室の機能を強化し、コンプライアンス推進室として改組する。	□組織体制整備 S:計画を大きく上回り、かつ顕著な成績が得られた A:計画を上回る成果が得られた B:計画どおり順調に実施された C:計画どおり実施されず、改善を要する D:計画どおり実施されず、当該業務の廃止を含めた抜本的な改善を求める必要があると認められる	<主要な業務実績> 組織の合理化、業務の効率化の推進を図るため策定した第3期中期目標期間中の組織の見直し方針を踏まえ、必要な組織の見直しを行い、計画どおり実施した。(再掲)	<自己評価> B

項目別調書

中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価	
			業務実績	自己評価
	イ 業務の見直しに応じた柔軟な人員配置や効率的な業務運営により、継続的に要員の合理化を実施する。	☐ 要員の合理化 S: 計画を大きく上回り、かつ顕著な成績が得られた A: 計画を上回る成果が得られた B: 計画どおり順調に実施された C: 計画どおり実施されず、改善を要する D: 計画どおり実施されず、当該業務の廃止を含めた抜本的な改善を求める必要があると認められる	<主要な業務実績> 業務の重点化及び効率化に対応し、職員の適正配置を進めたほか、要員の合理化や計画的な人員削減を行うなど、計画どおり実施した。	<自己評価> B
	ウ 技術専門職員が担当する業務については、引き続き家畜受精・卵移植等の繁殖業務、各種分析・検査業務等に要する高度な技術・資格の取得や研修を計画的に進め、高度な技術を要する業務へのシフトを図り、資質の向上及び業務の高度化を推進する。	☐ 技術専門職員の人材育成 S: 計画を大きく上回り、かつ顕著な成績が得られた A: 計画を上回る成果が得られた B: 計画どおり順調に実施された C: 計画どおり実施されず、改善を要する D: 計画どおり実施されず、当該業務の廃止を含めた抜本的な改善を求める必要があると認められる	<主要な業務実績> 技術専門職員の業務の高度化や専門技術の取得を図るため研修を受講させ、免許・資格を取得させるなど、計画どおり実施した。(再掲)	<自己評価> B
	エ 家畜の飼養管理、飼料生産等の作業内容を検証し、費用対効果や退職者の状況を踏まえつつ、引き続き段階的に外部化を進める。	☐ 飼養管理、飼料生産作業の外部化 S: 計画を大きく上回り、かつ顕著な成績が得られた A: 計画を上回る成果が得られた B: 計画どおり順調に実施された C: 計画どおり実施されず、改善を要する D: 計画どおり実施されず、当該業務の廃止を含めた抜本的な改善を求める必要があると認められる	<主要な業務実績> 家畜飼養管理、飼料生産業務等の作業内容を精査し、費用対効果や定年退職者の状況を踏まえつつ、外注による外部化を推進するなど、計画どおり実施した。	<自己評価> B

項目別調書

中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価	
			業務実績	自己評価
(3) ガバナンスの強化 センターは、本中期目標を効率的かつ確実に達成するため、内部統制の強化、コンプライアンスの徹底、監査の強化、情報開示体制の確立、法人行動規範の見直し、人事配置の適正化などの推進を図るとともに、それら業務の確実な実施のための点検を行う。 特に内部統制の強化・徹底を図るために、効果的な統制環境、リスク評価と迅速な対応、相互けん制の強化などによる統制活動、的確な情報の伝達、モニタリングによる監視・評価・是正などを確実に実行するための体制や環境の整備を行う。 その際、総務省の独立行政法人における内部統制と評価に関する研究会が平成22年3月に公表した報告書（「独立行政法人における内部統制と評価について」）及び同省政策評価・独立行政法人評価委員会から独立行政法人の業務実績に関する評価の結果等の意見など独立行政法人評価委員会への通知事項を参考にし、取り組む。また、コンプライアンス委員会を第三者委員会とするとともに、業務監査室の機能を強化し、コンプライアンス推進室として改組し、センター内のガバナンスの強化・充実、コンプライアンスの徹底を図る。	(3) ガバナンスの強化・充実 △ガバナンスの強化・充実指標＝「細項目の項目数×2」(満点)に対する「各細項目の点数の合計値」(合計点)の比率 各細項目の評価点数の区分は以下のとおりとする。 S評価:4点、A評価:3点、B評価:2点、C評価:1点、D評価:0点 A:満点×12/10≤合計点 B:満点×8/10≤合計点<満点×12/10 C:満点×5/10≤合計点<満点×8/10 D:合計点<満点×5/10	<主要な業務実績> △ガバナンスの強化・充実 □内部統制の強化 2/2点 (B) □コンプライアンスの徹底 2/2点 (B) □監査の強化 2/2点 (B) □情報開示体制の確立 2/2点 (B) □人事配置の適正化 2/2点 (B) □事業の内部審査及び評価 2/2点 (B) 合計 12/12点	<自己評価> B	
意欲の浸透を図るとともに、全職員を対象としたコンプライアンス相談窓口などから入手したリスク情報を一元管理し、適切な対応を行う。さらに、「独立行政法人家畜改良センター役職員等行動規範」の周知徹底を図るため、定期的に全役職員を対象とし、牧場や業務課単位での勉強会の開催や意識調査などの点検を行うとともに、このような取組を必要に応じ追加的に実施する。 さらに、事業の内部審査や評価について、センター内部限りで自己	ア 内部統制の強化 以下の取組を実施するに当たっては、総務省の独立行政法人における内部統制と評価に関する研究会が平成22年3月に公表した報告書（「独立行政法人における内部統制と評価について」）及び同省政策評価・独立行政法人評価委員会から独立行政法人の業務実績に関する評価の結果等の意見等独立行政法人評価委員会への通知事項を参考にし、取り組む。また、コンプライアンス委員会を第三者委員会とするとともに、業務監査室の機能を強化し、コンプライアンス推進室として改組し、センター内のガバナンスの強化・充実、コンプライアンスの徹底を図る。	□内部統制の強化 指標＝「微項目の項目数×2」(満点)に対する「各微項目の点数の合計値」(合計点)の比率 各微項目の評価結果の区分は以下のとおりとする。 S評価:4点、A評価:3点、B評価:2点、C評価:1点、D評価:0点 A:満点×12/10≤合計点 B:満点×8/10≤合計点<満点×12/10 C:満点×5/10≤合計点<満点×8/10 D:合計点<満点×5/10	<主要な業務実績> □内部統制の強化 △効果的な統制環境の整備 2/2点 (B) △リスクの評価と迅速な対応 2/2点 (B) △相互けん制機能が確保された統制活動 2/2点 (B) △情報と伝達 2/2点 (B) △モニタリングによる監視・評価・是正 2/2点 (B) 合計 10/10点	<自己評価> B
完結させず、第三者委員会を設置するなどにより、対外的な透明性も確保しつつ、事業の実効性が上がるよう所要の見直しを行う。	(ア)効果的な統制環境の整備 効果的な内部統制の整備のため、業務目標及び役職員等行動規範を全職員へ周知し、全役職員の内 部統制に対する意識向上を図る。 また、業務目標及び役職員等行動規範の周知徹底を図るため、職場単位での勉強会や説明会を実施するとともに必要に応じて意識調査を実施する。 (イ)リスクの評価と迅速な対応 センターの業務において潜在するリスクを把握・分析・評価し、リスク対応に関する計画を策定し、問題発生時に迅速な対応を行うための体制の構築を図る。	△効果的な統制環境の整備 S:計画を大きく上回り、かつ顕著な成績が得られた A:計画を上回る成果が得られた B:計画どおり順調に実施された C:計画どおり実施されず、改善を要する D:計画どおり実施されず、当該業務の廃止を含めた抜本的な改善を求める必要があると認められる △リスクの評価と迅速な対応 S:計画を大きく上回り、かつ顕著な成績が得られた A:計画を上回る成果が得られた B:計画どおり順調に実施された C:計画どおり実施されず、改善を要する D:計画どおり実施されず、当該業務の廃止を含めた抜本的な改善を求める必要があると認められる	<主要な業務実績> 業務目標、役職員等行動規範等については各職場において勉強会等を開催し職員に周知した。また、コンプライアンス等に係る職員の意識調査を行うなど、計画どおり実施した。	<自己評価> B
	(イ)リスクの評価と迅速な対応 センターの業務において潜在するリスクを把握・分析・評価し、リスク対応に関する計画を策定し、問題発生時に迅速な対応を行うための体制の構築を図る。	△リスクの評価と迅速な対応 S:計画を大きく上回り、かつ顕著な成績が得られた A:計画を上回る成果が得られた B:計画どおり順調に実施された C:計画どおり実施されず、改善を要する D:計画どおり実施されず、当該業務の廃止を含めた抜本的な改善を求める必要があると認められる	<主要な業務実績> 平成24年3月にコンプライアンス・業務監視委員会において、業務の遂行を阻害するリスクについて把握・分析・評価し、リスク管理対応計画を策定し、毎年9月及び3月に開催する同委員会において新たなリスクの追加、また見直しを行うなど、計画どおり実施した。	<自己評価> B

項目別調書

中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価	
			業務実績	自己評価
	(ウ)相互けん制機能が確保された。統制活動・理事長の命令・指示が適切に実行されるよう、指揮・命令系統を有効に機能させるための方針等を策定し、その適時の見直しを行うとともに、適切な業務遂行のためチェック体制の構築を図り、相互けん制機能を強化する。	△相互けん制機能が確保された統制活動 S:計画を大きく上回り、かつ顕著な成績が得られた A:計画を上回る成果が得られた B:計画どおり順調に実施された C:計画どおり実施されず、改善を要する D:計画どおり実施されず、当該業務の廃止を含めた抜本的な改善を求める必要があると認められる	<主要な業務実績> 平成23年9月に指揮・命令系統を有効に機能させるための方針を策定し、年度当初職員に周知するとともに、監事監査等によりその運営状況について確認を行った。経理事務の相互けん制機能について、チェックリストによる点検を行うなど、計画どおり実施した。	<自己評価> B
	(エ)情報と伝達 組織内において的確な情報の伝達が行われるよう、各業務における情報管理担当者を明確にするとともに、イントラネット等を活用し迅速に情報を伝達する体制を整備する。また、業務運営上の重大な事故や不祥事が発生した場合、個人情報保護に配慮しつつ、その事例を職員に周知することにより再発防止に努める。	△情報と伝達 S:計画を大きく上回り、かつ顕著な成績が得られた A:計画を上回る成果が得られた B:計画どおり順調に実施された C:計画どおり実施されず、改善を要する D:計画どおり実施されず、当該業務の廃止を含めた抜本的な改善を求める必要があると認められる	<主要な業務実績> 組織内での確かな情報伝達が行われるよう、各業務における情報管理担当者を人事異動時期には更新し、職員に周知した。必要な情報は、イントラネットに掲載し、迅速に伝達した。また、事故等の情報については、個人情報保護に配慮しつつ周知し、再発防止に努めるなど、計画どおり実施した。	<自己評価> B
	(オ)モニタリングによる監視・評価・是正 適正な業務運営を図るため、内部統制が有効に機能しているかについて、コンプライアンス推進室の監視及びコンプライアンス委員会の評価を通じた是正を行うだけでなく、内部監査等を通じた監視・評価を行い、是正・改善すべき点がある場合は、理事長及び監事等に報告を行い、必要な措置を講ずる。	△モニタリングによる監視・評価・是正 S:計画を大きく上回り、かつ顕著な成績が得られた A:計画を上回る成果が得られた B:計画どおり順調に実施された C:計画どおり実施されず、改善を要する D:計画どおり実施されず、当該業務の廃止を含めた抜本的な改善を求める必要があると認められる	<主要な業務実績> 内部監査及び監事監査等の結果報告に基づき、コンプライアンス・業務監視委員会において内部統制の状況について検証し、理事長・監事に報告するなど、計画どおり実施した。	<自己評価> B
	イ コンプライアンスの徹底 コンプライアンスの徹底を図るため、コンプライアンス委員会での検討を踏まえ、コンプライアンス推進計画を策定し、必要に応じて役職員等行動規範の見直しを行う。また、コンプライアンス推進計画及び役職員等行動規範の周知徹底を図るため、各牧場や職場単位での勉強会を実施するとともに必要に応じて意識調査を実施するほか、必要な取組を追加的に実施する。 なお、コンプライアンス委員会において、職員等からのコンプライアンスに関するリスク情報を一元管理し、適切な対応を行う。	□コンプライアンスの徹底 S:計画を大きく上回り、かつ顕著な成績が得られた A:計画を上回る成果が得られた B:計画どおり順調に実施された C:計画どおり実施されず、改善を要する D:計画どおり実施されず、当該業務の廃止を含めた抜本的な改善を求める必要があると認められる	<主要な業務実績> コンプライアンス推進計画をコンプライアンス・業務監視委員会で検討、策定し、職員に周知した。リスク管理等について各職場において勉強会等を開催した。また、コンプライアンス等について職場の意識調査を行うなど、計画どおり実施した。	<自己評価> B

項目別調書

中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価	
			業務実績	自己評価
	ウ 監査の強化 監査の実施に当たっては、会計監査人監査、監事監査及び内部監査を担当する部門が連携し、監査情報を共有するとともに、監査結果等に基づく是正措置の実施状況を相互に評価する。また、これらの取組を通じ、資産・施設の有効活用を促進するとともに、コスト削減を念頭に、無駄をなくす努力をさらに徹底する。	□監査の強化 S:計画を大きく上回り、かつ顕著な成績が得られた A:計画を上回る成果が得られた B:計画どおり順調に実施された C:計画どおり実施されず、改善を要する D:計画どおり実施されず、当該業務の廃止を含めた抜本的な改善を求める必要があると認められる	<主要な業務実績> 監事監査及び会計監査人監査の監査情報の共有並びに監査結果及び是正措置状況の相互評価を実施し、資産等の活用状況等に留意して監査を行うなど、計画どおり実施した。	<自己評価> B
	エ 情報開示体制の確立 法令等により公開を義務付けられているもののほか、内部監査情報や各種委員会等の審議結果等必要な情報については開示し、業務の透明性を確保する。	□情報開示体制の確立 S:計画を大きく上回り、かつ顕著な成績が得られた A:計画を上回る成果が得られた B:計画どおり順調に実施された C:計画どおり実施されず、改善を要する D:計画どおり実施されず、当該業務の廃止を含めた抜本的な改善を求める必要があると認められる	<主要な業務実績> 法令等により公開義務のあるもののほか、各種委員会の審査結果等については、センターホームページに掲載し開示するなど、計画どおり実施した。	<自己評価> B
	オ 人事配置の適正化 職員の適材適所を推進するため、職員の人事配置に当たっては、過去の職歴、業績等の情報を考慮し、業務遂行のための適性や能力を反映した人事配置にするとともに、特に課長級以上の人事配置に当たっては、適正配置のための多角的な検証が必要であることから、コンプライアンス推進室が人事情報を分析し、ガバナンスの観点からの適性について理事長に報告する等により、職務を十分に果たせる人事配置となるよう、人事管理者及び人事企画担当者が業務適性等について多方面から評価・検討し、実施する。	□人事配置の適正化 S:計画を大きく上回り、かつ顕著な成績が得られた A:計画を上回る成果が得られた B:計画どおり順調に実施された C:計画どおり実施されず、改善を要する D:計画どおり実施されず、当該業務の廃止を含めた抜本的な改善を求める必要があると認められる	<主要な業務実績> 職員の適材適所を推進するため、人事配置に当たっては、職歴、業績等を考慮し、業務遂行のための適性や能力を反映した人事配置を行うとともに、人事異動を行う場合の多方面からの人事企画を精査する機会として人事構想会議や人事企画会議を開催して人事情報を把握し、適性や能力を的確に反映した人事配置を行い、計画どおり実施した。(再掲) また、人事配置を検討するに当たり、課長補佐級以上の人事については、得られた人事情報をコンプライアンス推進室がガバナンスの観点から分析したうえで、理事長に意見を具申するなど、計画どおり実施した。	<自己評価> B
	カ 事業の内部審査及び評価 事業の審査や評価を行い、事業運営に反映するために第三者を含めた業務検討会を本所各部及び各牧場を対象に最低年1回開催する。	□事業の内部審査及び評価 S:計画を大きく上回り、かつ顕著な成績が得られた A:計画を上回る成果が得られた B:計画どおり順調に実施された C:計画どおり実施されず、改善を要する D:計画どおり実施されず、当該業務の廃止を含めた抜本的な改善を求める必要があると認められる	<主要な業務実績> 業務の評価や事業運営への反映を行うため、毎年度、第三者を含めた内部業務検討会を本所及び各牧場・支場において各1回開催し、共通テーマの検討及び固有テーマの議論を行った。	<自己評価> B

項目別調書

中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価	
			業務実績	自己評価
(4) リスク管理の強化 口蹄疫や鳥インフルエンザなどの国内での発生も踏まえ、これらの家畜伝染性疾患の侵入などによりセンターによる家畜改良の成果が損なわれることのないよう、リスク管理体制の強化を図る。 また、種畜の管理や育種資源の保存について、都道府県からその計画的な実施について協力依頼があり、全国的な視点からの家畜改良に資する場合には、積極的に協力する。	(4) リスク管理の強化	◇リスク管理の強化 指標＝「細項目の項目数×2」(満点)に対する「各細項目の点数の合計値」(合計点)の比率 各細項目の評価点数の区分は以下のとおりとする。 S評価:4点、A評価:3点、B評価:2点、C評価:1点、D評価:0点 A:満点×12/10≤合計点 B:満点×8/10≤合計点<満点×12/10 C:満点×5/10≤合計点<満点×8/10 D:合計点<満点×5/10	<主要な業務実績> ◇リスク管理の強化 口防疫対策の徹底 2/2点 (B) 口保有遺伝資源のリスク分散 2/2点 (B) 口種畜等の受託管理 2/2点 (B) 合計 6/6点	<自己評価> B
	ア 防疫対策を徹底するため、家畜伝染性疾患に関する定期的な検査を実施するとともに、防疫エリアを明確にし、外部から家畜伝染性疾患の要因が侵入しないよう、徹底的な衛生管理を行う。(再掲)	口防疫対策の徹底 S:計画を大きく上回り、かつ顕著な成績が得られた A:計画を上回る成果が得られた B:計画どおり順調に実施された C:計画どおり実施されず、改善を要する D:計画どおり実施されず、当該業務の廃止を含めた抜本的な改善を求める必要があると認められる	<主要な業務実績> 防疫対策を徹底するため、毎年度の衛生検査計画に沿って家畜伝染性疾患に関する定期的かつ継続的な検査を実施した。防疫エリアについては、「牧場区域」「飼養管理区域」「畜舎区域」を明確にし、外部から家畜伝染性疾患の要因が侵入しないよう衛生管理を行った。平成26年度にセンター本所において豚流行性下痢(PED)が発生したが、速やかな初動防疫により限定的な発生に留めた。(再掲)	<自己評価> B
	イ 家畜伝染性疾患の侵入等により貴重な遺伝資源を失うことがないよう、必要に応じて複数の牧場を活用し、リスク分散を図る。	口保有遺伝資源のリスク分散 S:計画を大きく上回り、かつ顕著な成績が得られた A:計画を上回る成果が得られた B:計画どおり順調に実施された C:計画どおり実施されず、改善を要する D:計画どおり実施されず、当該業務の廃止を含めた抜本的な改善を求める必要があると認められる	<主要な業務実績> 家畜伝染性疾患の侵入等により貴重な遺伝資源を失うことがないよう、各畜種ごとにリスク分散を図るため、計画的に生体等を複数の牧場を活用して分散させて管理し、計画どおり実施した。	<自己評価> B
	ウ 都道府県等から、種畜の管理や育種資源の保存について、その計画的な実施について協力依頼があり、当該計画が全国的な視点からの家畜改良に資する場合には、積極的に協力する。また、このために必要な条件等を平成23年度中に整理する。	口種畜等の受託管理 S:計画を大きく上回り、かつ顕著な成績が得られた A:計画を上回る成果が得られた B:計画どおり順調に実施された C:計画どおり実施されず、改善を要する D:計画どおり実施されず、当該業務の廃止を含めた抜本的な改善を求める必要があると認められる	<主要な業務実績> 平成23年度に、都道府県等から種畜の管理や育種資源の保存に関する依頼を受けた際の協力に必要な条件として、受け入れる種畜の条件や受入場所を整理し、受入体制を整えた。 なお、今中期目標期間中は、都道府県等からの種畜の管理や育種資源の保存についての協力依頼はなかったが、依頼があった場合には、平成23年度に整理した条件等に基づき、積極的に協力することとしている。	<自己評価> B

項目別調書

	中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価	
				業務実績	自己評価
	(5) 情報セキュリティ対策の強化 情報業務の信頼性確保及び個人情報保護のため、情報システムの適正な管理及び情報セキュリティの確保を図る。	(5) 情報セキュリティ対策の強化	◇情報セキュリティ対策の強化 指標＝「細項目の項目数×2」(満点)に対する「各細項目の点数の合計値」(合計点)の比率 各細項目の評価点数の区分は以下のとおりとする。 S評価:4点、A評価:3点、B評価:2点、C評価:1点、D評価:0点 A:満点×12/10≤合計点 B:満点×8/10≤合計点<満点×12/10 C:満点×5/10≤合計点<満点×8/10 D:合計点<満点×5/10	<主要な業務実績> ◇情報セキュリティ対策の強化 □情報システムの適正な管理、情報セキュリティの確保 2/2点 (B) □規制の周知及び対策の教育 2/2点 (B) □事故・不祥事の再発防止 2/2点 (B) 合計 6/6点	<自己評価> B
		ア 情報セキュリティ対策の強化に当たっては、「第2次情報セキュリティ基本計画」等の政府の方針を参考として、情報システムの適正な管理及び情報セキュリティの確保を図るため、情報システムの実施手順書を作成する。	□情報システムの適正な管理、情報セキュリティの確保 S:計画を大きく上回り、かつ顕著な成績が得られた A:計画を上回る成果が得られた B:計画どおり順調に実施された C:計画どおり実施されず、改善を要する D:計画どおり実施されず、当該業務の廃止を含めた抜本的な改善を求める必要があると認められる	<主要な業務実績> 情報システムの適正な管理及び情報セキュリティの確保を図るため、センターが保有する各情報システムについて、実施手順書を作成し、職員へ周知するとともに、実施手順書に沿った管理・運用を行っているか点検を行うなど、計画どおり実施した。	<自己評価> B
		イ また、情報セキュリティ規則類を職員に周知するとともに、セキュリティ対策の教育を実施する。	□規制の周知及び対策の教育 S:計画を大きく上回り、かつ顕著な成績が得られた A:計画を上回る成果が得られた B:計画どおり順調に実施された C:計画どおり実施されず、改善を要する D:計画どおり実施されず、当該業務の廃止を含めた抜本的な改善を求める必要があると認められる	<主要な業務実績> 情報セキュリティ対策の強化を図るため、自己点検を実施したほか、新規採用職員研修、内部監査、職場説明会等において情報セキュリティに関する規則の周知・教育を実施した。また、外部講師による講習会の実施、担当職員を外部の研修会へ参加させるなど、計画どおり実施した。	<自己評価> B
		ウ 業務運営上の重大な事故や不祥事が発生した場合、個人情報保護に配慮しつつ、その事例を職員に周知することにより再発防止に努める。(再掲)	□事故・不祥事の再発防止 S:計画を大きく上回り、かつ顕著な成績が得られた A:計画を上回る成果が得られた B:計画どおり順調に実施された C:計画どおり実施されず、改善を要する D:計画どおり実施されず、当該業務の廃止を含めた抜本的な改善を求める必要があると認められる	<主要な業務実績> 事故等の情報については、個人情報保護に配慮しつつ職員に周知し、再発防止に努めるなど、計画どおり実施した。(再掲)	<自己評価> B

項目別調書

中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価	
			業務実績	自己評価
3 経費の削減及び自己収入の改善	第1-3 経費の削減及び自己収入の改善	○経費の削減及び自己収入の拡大 指標＝「小項目の項目数×2」(満点)に対する「各小項目の点数の合計値」(合計点)の比率 各小項目の評価点数の区分は以下のとおりとする。 S評価:4点、A評価:3点、B評価:2点、C評価:1点、D評価:0点 A:満点×12/10≤合計点 B:満点×8/10≤合計点<満点×12/10 C:満点×5/10≤合計点<満点×8/10 D:合計点<満点×5/10	<主要な業務実績> ○経費の削減及び自己収入の拡大 ◇一般管理費・人件費等の削減・見直し 2/2点 (B) ◇契約の点検・見直し 2/2点 (B) ◇自己収入の拡大 2/2点 (B) ◇知的財産の管理 2/2点 (B) 合計 8/8点	<自己評価> B
(1) 一般管理費・人件費などの削減・見直し 運営費交付金を充当して行う事業については、業務の見直し及び効率化を進め、一般管理費(人件費を除く。)については、毎年度平均で少なくとも対前年度比3%の抑制、業務経費については、毎年度平均で少なくとも対前年度比1%の抑制することを目指す、削減する。 給与水準については、国家公務員の給与水準を十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について厳しく検証した上で、目標水準・目標期限を設定し、その適正化に取り組むとともに、検証結果や取組状況を公表するものとする。 総人件費についても、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)に基づき平成18年度から5年間で5%以上を基本とする削減等の人件費に係る取組を平成23年度も引き続き着実に実施するとともに、「公務員の給与改定に関する取扱いについて」(平成22年11月1日閣議決定)に基づき、政府における総人件費削減の取組を踏まえるとともに、今後進められる独立行政法人制度の抜本見直しの一環として、厳しく見直すこととする。	(1) 一般管理費・人件費等の削減・見直し	◇一般管理費・人件費等の削減・見直し 指標＝「細項目の項目数×2」(満点)に対する「各細項目の点数の合計値」(合計点)の比率 各細項目の評価点数の区分は以下のとおりとする。 S評価:4点、A評価:3点、B評価:2点、C評価:1点、D評価:0点 A:満点×12/10≤合計点 B:満点×8/10≤合計点<満点×12/10 C:満点×5/10≤合計点<満点×8/10 D:合計点<満点×5/10	<主要な業務実績> ◇一般管理費・人件費等の削減・見直し □一般管理費・業務経費 2/2点 (B) □財務分析 2/2点 (B) □官民競争入札等の導入 2/2点 (B) □人件費 2/2点 (B) 合計 8/8点	<自己評価> B
	ア 運営費交付金で行う業務のうち一般管理費(人件費を除く。)については、毎年度平均で少なくとも対前年度比3%を抑制、業務経費については、毎年度平均で少なくとも対前年度比1%を抑制する。	□一般管理費・業務経費 S:計画を大きく上回り、かつ顕著な成績が得られた A:計画を上回る成果が得られた B:計画どおり順調に実施された C:計画どおり実施されず、改善を要する D:計画どおり実施されず、当該業務の廃止を含めた抜本的な改善を求める必要があると認められる	<主要な業務実績> 毎年度、運営費交付金で行う業務のうち一般管理費(人件費を除く。)については毎年度平均で少なくとも対前年度比3.0%抑制するとともに、運営費交付金で行う業務経費についても毎年度平均で対前年度比1.0%抑制するなど、計画どおり実施した。	<自己評価> B
	イ 毎年度、財務の分析を行い、その結果を経費の縮減に活用する。特に、一般管理費については、自己評価を厳格に行った上で、適切な見直しを行う。	□財務分析 S:計画を大きく上回り、かつ顕著な成績が得られた A:計画を上回る成果が得られた B:計画どおり順調に実施された C:計画どおり実施されず、改善を要する D:計画どおり実施されず、当該業務の廃止を含めた抜本的な改善を求める必要があると認められる	<主要な業務実績> 財務分析を行い業務に係る経費の縮減に活用するとともに、一般管理費の自己評価を行い、業務効率化実施計画に反映させるなど、計画どおり実施した。	<自己評価> B

項目別調査

中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価	
			業務実績	自己評価
	ウ 業務の質の維持向上及び経費の削減の一層の推進を図るため、官民競争入札等の積極的な導入を検討・推進する。	□官民競争入札等の導入 S:計画を大きく上回り、かつ顕著な成績が得られた A:計画を上回る成果が得られた B:計画どおり順調に実施された C:計画どおり実施されず、改善を要する D:計画どおり実施されず、当該業務の廃止を含めた抜本的な改善を求める必要があると認められる	<主要な業務実績> 中央畜産研修施設の管理・運営業務について、業務の質の維持向上及び経費の削減の一層の推進を図るため「独立行政法人整理合理化計画」(平成19年12月24日閣議決定)及び「公共サービス改革基本方針」(平成23年7月15日閣議決定)に基づき民間競争入札を行うとともに、入札を経て決定された民間事業者に対象業務を委託した。また、その実施状況について所定の方法で調査・確認し、計画どおり実施した。	<自己評価> B
	エ 給与水準については、国家公務員の給与水準を十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について厳しく検証した上で、引き続き、国家公務員に準拠した給与規定に基づき支給することとし、検証結果や取組状況を公表する。 また、総人件費についても、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)に基づく平成18年度から5年間で5%以上を基本とする削減等の人件費に係る取組を平成23年度も引き続き着実に実施し、平成23年度において、平成17年度と比較して、センター全体の人件費(退職金及び福利厚生費(法定福利費及び法定外福利費)並びに非常勤役員給与及び人事院勧告を踏まえた給与改定部分を除く。)について6%以上の削減を行うとともに、「公務員の給与改定に関する取扱いについて」(平成22年11月1日閣議決定)に基づき、政府における総人件費削減の取組を踏まえるとともに、今後進められる独立行政法人制度の抜本見直しの一環として、厳しく見直しを行う。また、人件費の5%以上の削減を達成した独立行政法人緑資源機構から採用した職員に係る人件費については、「廃止等を行う独立行政法人の職員の受入に協力する独立行政法人等に係る人件費一律削減措置の取扱い」(平成20年6月9日付け行政改革推進本部事務局他から各府省担当官あて通知文書)に基づき、総人件費改革の対象外とする。	□人件費 S:計画を大きく上回り、かつ顕著な成績が得られた A:計画を上回る成果が得られた B:計画どおり順調に実施された C:計画どおり実施されず、改善を要する D:計画どおり実施されず、当該業務の廃止を含めた抜本的な改善を求める必要があると認められる	<主要な業務実績> 役職員の給与水準については、国家公務員とおおむね同等のものとなるよう計画的に取り組み、毎年度の給与水準について公表を行った。	<自己評価> B

項目別調査書

	中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価	
				業務実績	自己評価
	(2) 契約の点検・見直し 契約については、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づく取組を着実に実施することにより、契約の適正化を推進し、業務運営の効率化を図るものとする。 この場合において、調査研究業務に係る調達については、他の独立行政法人の事例なども参考に、透明性が高く効果的な契約の在り方を追求するものとする。 また、密接な関係にあると考えられる法人との契約に当たっては、一層の透明性の確保を追求し、情報提供の在り方を検討するものとする。	(2) 契約の点検・見直し 契約については、随意契約限度額にとらわれず、一般競争入札を積極的に取り入れ、一般競争入札等であっても、契約の条件、契約手続き等の見直し改善を図り、年2回経費削減効果の検証を行う。 また、監事及び外部有識者によって構成する契約監視委員会において、競争性のない随意契約の見直しをさらに徹底して行うとともに、一般競争入札等についても真に競争性が確保されているか、点検及び見直しを行い、その結果を公表する。	◇契約の点検・見直し 指標＝「細項目の項目数×2」(満点)に対する「各細項目の点数の合計値」(合計点)の比率 各細項目の評価点数の区分は以下のとおりとする。 S評価:4点、A評価:3点、B評価:2点、C評価:1点、D評価:0点 A:満点×12/10≤合計点 B:満点×8/10≤合計点<満点×12/10 C:満点×5/10≤合計点<満点×8/10 D:合計点<満点×5/10	<主要な業務実績> ◇契約の点検・見直し □経費の節減 2/2点 (B) □調査研究業務 2/2点 (B) □法人契約 2/2点 (B) □増殖用種子の配布 2/2点 (B) 合計 8/8点	<自己評価> B
	なお、飼料作物に係る種苗の配布業務については、センターが行う増殖用の種子の配布を特定の団体が受けている状況にあることから、競争性のある手続を経て行うものとする。また、配布先を決める際には、配布希望者が、種苗増殖を行い農家への種子の供給を行う計画や能力を有するかなどを十分に精査した上で、行うものとする。	イ 調査研究業務に係る調達の透明性を高め、効果的な契約の在り方を追求するため、他の独立行政法人の優良な事例等を参考にし、仕様要件の見直しやリース方式の活用等を図る。	□調査研究業務 S:計画を大きく上回り、かつ顕著な成績が得られた A:計画を上回る成果が得られた B:計画どおり順調に実施された C:計画どおり実施されず、改善を要する D:計画どおり実施されず、当該業務の廃止を含めた抜本的な改善を求める必要があると認められる	<主要な業務実績> 調査研究業務に係る物品調達にあたっては、他の独立行政法人等の事例等を参考にし、仕様要件の見直しやリース方式の活用を図るなど、効果的な契約を計画どおり実施した。	<自己評価> B
		ウ 密接な関係があると考えられる法人との契約については、当該法人との取引、当該法人への再就職の状況等の状況について情報を公開することにより、透明性の向上を図る。	□法人契約 S:計画を大きく上回り、かつ顕著な成績が得られた A:計画を上回る成果が得られた B:計画どおり順調に実施された C:計画どおり実施されず、改善を要する D:計画どおり実施されず、当該業務の廃止を含めた抜本的な改善を求める必要があると認められる	<主要な業務実績> 密接な関係があると考えられる法人との契約については該当がなかったため、再就職の状況等の情報について、「該当なし」とホームページに掲載することにより透明性の向上を図り、計画どおり実施した。	<自己評価> B

項目別調書

	中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価	
				業務実績	自己評価
		エ 飼料作物に係る増殖用の種子の配布については、平成23年度中に競争性のある契約を導入する。この場合、配布先を決めるに当たっては、配布希望者が種苗増殖を行い、農家への種子の供給を行う計画や能力を有するか等を判定する基準を作成し、十分に精査した上で行う。	□増殖用種子の配布 S:計画を大きく上回り、かつ顕著な成績が得られた A:計画を上回る成果が得られた B:計画どおり順調に実施された C:計画どおり実施されず、改善を要する D:計画どおり実施されず、当該業務の廃止を含めた抜本的な改善を求める必要があると認められる	<主要な業務実績> 増殖用種子の配布方法について、申請による配布から、一般競争入札を導入し実施した。その際、配布先選定の判定基準を作成し、外部委員の審査により十分精査して行うなど、計画どおり実施した。	<自己評価> B
	(3) 自己収入の拡大 家畜の改良増殖に係る家畜人工授精用精液、家畜受精卵、種鶏及び飼料作物種子の譲渡又は配布価格について、生産コストを考慮し、畜産経営などに及ぼす影響を踏まえ、民間市場価格などと比較した価格の検討・設定を行うとともに、家畜の貸付け及び飼料作物の原種子配布への競争入札の導入など、配布方法の見直しや透明性の向上を不断に行うことにより、自己収入の拡大を図る。また、内部監査などの強化を通じ、資産・施設の有効活用を促進するとともに、コスト削減を念頭に、無駄をなくす努力を更に徹底する。	(3) 自己収入の拡大 ア 自己収入の拡大を図るため、家畜の改良増殖に係る家畜人工授精用精液、家畜受精卵、種鶏等の配布及び飼料作物の種子配布価格について、生産コストを考慮し、畜産経営などに及ぼす影響を踏まえ、民間市場価格等と比較を行う等により適切な価格の設定をする。 また、家畜の貸付け及び飼料作物の原種子配布について、競争入札や公募等の競争性のある契約の導入等の配布方法の見直しを行う。 精液採取用種雄牛の貸付けの入札について、競争性及び透明性を高めるため、ホームページ、畜産関係専門誌等による周知活動を強化する。	◇自己収入の拡大 指標＝「細項目の項目数×2」(満点)に対する「各細項目の点数の合計値」(合計点)の比率 各細項目の評価点数の区分は以下のとおりとする。 S評価:4点、A評価:3点、B評価:2点、C評価:1点、D評価:0点 A:満点×12/10≦合計点 B:満点×8/10≦合計点<満点×12/10 C:満点×5/10≦合計点<満点×8/10 D:合計点<満点×5/10	<主要な業務実績> ◇自己収入の拡大 □自己収入の拡大 2/2点 (B) □監査の実施 2/2点 (B) 合計 4/4点	<自己評価> B
	ア 自己収入の拡大を図るため、家畜の改良増殖に係る家畜人工授精用精液、家畜受精卵、種鶏等の配布及び飼料作物の種子配布価格について、生産コストを考慮し、畜産経営などに及ぼす影響を踏まえ、民間市場価格等と比較を行う等により適切な価格の設定をする。 また、家畜の貸付け及び飼料作物の原種子配布について、競争入札や公募等の競争性のある契約の導入等の配布方法の見直しを行う。 精液採取用種雄牛の貸付けの入札について、競争性及び透明性を高めるため、ホームページ、畜産関係専門誌等による周知活動を強化する。	□自己収入の拡大 S:計画を大きく上回り、かつ顕著な成績が得られた A:計画を上回る成果が得られた B:計画どおり順調に実施された C:計画どおり実施されず、改善を要する D:計画どおり実施されず、当該業務の廃止を含めた抜本的な改善を求める必要があると認められる	<主要な業務実績> 種鶏等及び飼料作物原種子等の配布価格については、生産コストを考慮し、民間市場価格等を参考に適正な価格を設定した。種子配布については、一般競争の方法で契約を行った。また、精液採取用種雄牛の貸付については、各種畜産関係会議、イベント等において周知活動を行うなど、計画どおり実施した。	<自己評価> B	
	イ 監査の実施に当たっては、会計監査人監査、監事監査及び内部監査を担当する部門が連携し、監査情報を共有するとともに、監査結果等に基づく是正措置の実施状況を相互に評価する。また、これら取組を通じ、資産・施設の有効活用を促進するとともに、コスト削減を念頭に、無駄をなくす努力をさらに徹底する。(再掲)	□監査の実施 S:計画を大きく上回り、かつ顕著な成績が得られた A:計画を上回る成果が得られた B:計画どおり順調に実施された C:計画どおり実施されず、改善を要する D:計画どおり実施されず、当該業務の廃止を含めた抜本的な改善を求める必要があると認められる	<主要な業務実績> 監事監査及び会計監査人監査の監査情報の共有並びに監査結果及び是正措置状況の相互評価を実施し、資産等の活用状況等に留意して監査を行うなど、計画どおり実施した。(再掲)	<自己評価> B	

項目別調書

中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価	
			業務実績	自己評価
(4) 知的財産の管理 センターが保有する特許権については、特許権を保有する目的を明確にした上で、当該目的を踏まえつつ、登録・保有コストの削減及び特許収入の拡大を図る。	(4) 知的財産の管理 特許等の知的財産について、その取得状況、活用状況等を発明審査委員会において毎年2回点検し、有効活用する。そのため、特許権については、保有する目的を明確にしたうえで、登録及び保有コストの削減を図るとともに、特許収入の拡大を図る。	◇ 知的財産の管理 S: 計画を大きく上回り、かつ顕著な成績が得られた A: 計画を上回る成果が得られた B: 計画どおり順調に実施された C: 計画どおり実施されず、改善を要する D: 計画どおり実施されず、当該業務の廃止を含めた抜本的な改善を求める必要があると認められる	< 主要な業務実績 > 特許等の知的財産について、その取得状況、活用状況等を発明審査委員会において、毎年2回点検し、有効活用した。また、特許権については、知的財産に係る基本方針を策定し、所定の規程の改正を行うなどにより、保有する目的等を明確にしたうえで、登録及び保有コストの削減を図るとともに、特許収入の拡大に努めた。	< 自己評価 > B

項目別調書

中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価	
			業務実績	自己評価
第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置 畜産業は、農地や環境の守り手であると同時に、地場産業を支えたり食育の場を提供するなど、多面的な役割・機能を有している。このような畜産業の役割や機能を維持・発展させていくためには、輸入飼料への依存体質から脱却し、自給飼料を有効活用して、飼料自給率の向上と環境負荷の低減に資する生産体系に転換し、地域や経営における生産条件、生産者の創意工夫や主体性を活かした多様な経営の実現を図っていく必要がある。 また、畜産業の振興の基礎となる家畜の改良・増殖には、長い年月と多大な労力を必要とするため、適切な家畜改良増殖の推進とこれを通じた畜産業の健全な発展に不断の努力を注いでいくことが必要である。 このため、センターは、その有する人材や多様な遺伝資源、畜産技術などの畜産基盤を十分に活かしつつも、大幅な見直しが行われた「酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための基本方針」、「家畜改良増殖目標」及び「鶏の改良増殖目標」の達成に資するとともに、国民に対する信頼される安全でおいしい多様な畜産物の安定供給に貢献するよう、消費者、流通業者及び生産者におけるニーズを踏まえつつ、家畜の改良増殖、飼料作物種苗の増殖、畜産技術の開発・実用化及びその普及などを確実に実施するものとする。	第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置	◎国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置 指標＝「中項目の項目数×2」(満点)に対する「各中項目の点数の合計値」(合計点)の比率 各中項目の評価点数の区分は以下のとおりとする。 S:4点、A:3点、B:2点、C:1点、D:0点 A:満点×12/10≤合計点 B:満点×8/10≤合計点<満点×12/10 C:満点×5/10≤合計点<満点×8/10 D:合計点、<満点×5/10	◎国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置 ○家畜改良及び飼養管理の改善等 2/2点 (B) ○飼料作物の増殖に必要な種苗の生産・供給 2/2点 (B) ○飼料作物の種苗の検査 2/2点 (B) ○調査研究 2/2点 (B) ○講習及び指導 2/2点 (B) ○家畜改良増殖法に基づく検査等 2/2点 (B) ○牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法に基づく事務等 2/2点 (B) ○センターの人材・資源を活用した外部支援 2/2点 (B) 合計 16/16点	<自己評価> B

項目別調査

1 家畜改良及び飼養管理の改善など 多様な畜産物を提供し得る環境を整え、その品質の向上を図っていくためには、多様な遺伝資源を活用した家畜改良と飼養管理の改善が重要であり、特に進展が著しいものの都道府県・民間では活用し難い先端技術などの新技術、遺伝的能力評価などを、家畜の育種に応用して家畜改良を進めるとともに、家畜の能力を十分発揮させるために必要な飼養管理の改善を推進していく必要がある。 このため、遺伝子解析技術を導入しつつ、家畜の能力検定や遺伝的能力評価の推進を図るとともに、より効率的な育種手法の開発・実用化・導入に積極的に取り組みつつ、防疫体制の整備及び衛生管理に万全を期しながら、優良な種畜、家畜人工授精用精液及び家畜受精卵の供給等に努め、特に次の業務に重点を置いて、改良を進めるものとする。	第2-1 家畜改良及び飼養管理の改善等	○家畜改良及び飼養管理の改善等 指標＝「小項目の項目数×2」(満点)に対する「各小項目の点数の合計値」(合計点)の比率 各小項目の評価点数の区分は以下のとおりとする。 S:4点、A:3点、B:2点、C:1点、D:0点 A:満点×12/10≤合計点 B:満点×8/10≤合計点<満点×12/10 C:満点×5/10≤合計点<満点×8/10 D:合計点、<満点×5/10	○家畜改良及び飼養管理の改善等 ◇乳用牛 2/2点 (B) ◇肉用牛 2/2点 (B) ◇豚 2/2点 (B) ◇鶏 2/2点 (B) ◇馬 2/2点 (B) ◇めん羊・山羊 2/2点 (B) ◇家畜の飼養管理の改善 2/2点 (B) ◇家畜伝染性疾病に対するリスク管理の強化 2/2点 (B) ◇家畜の遺伝資源の保存 2/2点 (B) 合計 18/18点	<自己評価> B
(1) 乳用牛 多様な畜産物を提供し得る環境を整え、その品質の向上を図っていくためには、多様な遺伝資源を活用した家畜改良と飼養管理の改善が重要であり、特に進展が著しいものの都道府県・民間では活用し難い先端技術などの新技術、遺伝的能力評価などを、家畜の育種に応用して家畜改良を進めるとともに、家畜の能力を十分発揮させるために必要な飼養管理の改善を推進していく必要がある。 このため、遺伝子解析技術を導入しつつ、家畜の能力検定や遺伝的能力評価の推進を図るとともに、より効率的な育種手法の開発・実用化・導入に積極的に取り組みつつ、防疫体制の整備及び衛生管理に万全を期しながら、優良な種畜、家畜人工授精用精液及び家畜受精卵の供給等に努め、特に次の業務に重点を置いて、改良を進めるものとする。	(1) 乳用牛 酪農経営における生産性向上に資するため、セクターは乳用牛の生涯生産性の向上を図る。具体的には、セクターが自ら泌乳持続性の高い種畜等を生産し、必要に応じて供給を行うとともに、泌乳持続性等を反映した新たな総合指数に基づいて全国同一基準による遺伝的能力評価を実施し、関係者にその結果を周知することで、泌乳曲線を平準化させた泌乳持続性が高い乳用牛への改良を進めつつ、引き続き泌乳能力や体型、飼料利用性の向上及び繁殖性・抗病性の全国的な改良を進める。併せて、ジャージー種及びブラウンスイス種といった多様な品種について遺伝的能力評価等によっての改良を推進する。このため、以下の取組を行う。	◇乳用牛 指標＝「細項目の項目数×2」(満点)に対する「各細項目の点数の合計値」(合計点)の比率 各細項目の評価点数の区分は以下のとおりとする。 S:4点、A:3点、B:2点、C:1点、D:0点 A:満点×12/10≤合計点 B:満点×8/10≤合計点<満点×12/10 C:満点×5/10≤合計点<満点×8/10 D:合計点、<満点×5/10	◇乳用牛 □全国的な改良の推進 2/2点 (B) □遺伝的能力評価の実施 2/2点 (B) □候補種雄牛等の生産・供給 2/2点 (B) □その他 2/2点 (B) 合計 8/8点	<自己評価> B

項目別調査

ア 全国的な改良の推進	ア 全国的な改良の推進	指標＝「微項目の項目数×2」(満点)に対する「各微項目の点数の合計値」(合計点)の比率 各微項目の評価点数の区分は以下のとおりとする。 S:4点、A:3点、B:2点、C:1点、D:0点 A:満点×12/10≤合計点 B:満点×8/10≤合計点<満点×12/10 C:満点×5/10≤合計点<満点×8/10 D:合計点、<満点×5/10	□全国的な改良の推進 △全国的な乳用牛の改良推進 2/2点 (B) △後代検定の推進 2/2点 (B) 合計 4/4点	<自己評価> B
(ア) 全国的な乳用牛の改良推進を図るため、農林水産省、都道府県、関係団体、生産者及び学識経験者との意見・情報交換において、積極的に指導的役割を果たすとともに、都道府県、関係団体などとの役割分担の明確化を図る。	(ア) 全国的な乳用牛の改良推進を図るため、センターが農林水産省、都道府県、関係団体、生産者及び学識経験者を参集して会議を開催し、我が国における家畜改良の方向性に沿ったセンターの業務のあり方について意見・情報交換を行い、業務に反映する。また、農林水産省、都道府県、関係団体等が開催する家畜改良に関する各種会議に積極的に参画し、技術的助言、連携協力を行う等指導的な役割を果たす。	△全国的な乳用牛の改良推進 S:計画を大きく上回り、かつ顕著な成績が得られた A:計画を上回る成果が得られた B:計画どおり順調に実施された C:計画どおり実施されず、改善を要する D:計画どおり実施されず、当該業務の廃止を含めた抜本的な改善を求める必要があると認められる	<主要な業務実績> 全国的な乳用牛の改良推進を図るため、農林水産省、都道府県、関係団体、生産者及び学識経験者の参画を得て、「乳用牛評価技術検討会」等を開催し、我が国における乳用牛の改良の方向性に沿ったセンターの業務のあり方について意見・情報交換を行い、遺伝的能力評価技術の改善に取り組むなど業務に反映した。また、関係団体等が開催する乳用牛の改良に関する各種会議に積極的に参画し、乳用牛改良をめぐる情勢を説明するなどの技術的助言や乳用牛改良事業に係る連携協力を行う等により指導的役割を果たし、計画どおり実施した。	<自己評価> B
(イ) 遺伝的能力の高い検定済種雄牛の精液を供給するため、全国同一基準による遺伝的能力評価に基づいた後代検定を推進する。	(イ) 全国同一基準による遺伝的能力評価に基づき、後代検定の実施を推進するための会議を開催し、技術的助言、連携協力を行う等後代検定に関する推進母体としての役割を果たす。	△後代検定の推進 S:計画を大きく上回り、かつ顕著な成績が得られた A:計画を上回る成果が得られた B:計画どおり順調に実施された C:計画どおり実施されず、改善を要する D:計画どおり実施されず、当該業務の廃止を含めた抜本的な改善を求める必要があると認められる	<主要な業務実績> 全国同一基準による遺伝的能力評価に基づき、後代検定の実施を推進するため、「全国乳用牛改良技術検討会」及び「全国乳用牛改良推進会議」を開催し、「高い遺伝的能力が期待できる候補種雄牛を確保するためのガイドライン」を策定することなどにより技術的助言、連携協力を行う等後代検定に関する推進母体としての役割を果たし、計画どおり実施した。	<自己評価> B

項目別調査

イ 遺伝的能力評価の実施	イ 遺伝的能力評価の実施	□遺伝的能力評価の実施 指標＝「微項目の項目数×2」(満点)に対する「各微項目の点数の合計値」(合計点)の比率 各微項目の評価点数の区分は以下のとおりとする。 S:4点、A:3点、B:2点、C:1点、D:0点 A:満点×12/10≤合計点 B:満点×8/10≤合計点<満点×12/10 C:満点×5/10≤合計点<満点×8/10 D:合計点、<満点×5/10	□遺伝的能力評価の実施 △遺伝的能力の評価・公表 △総合指数 2/2点 (B) △評価手法の改善 2/2点 (B) △ジャージー種の遺伝的能力の評価・公表 2/2点 (B) △ブラウンスイス種の遺伝的能力評価 2/2点 (B) 合計 10/10点	<自己評価> B
(ア) ホルスタイン種について、生涯生産性の向上を図る観点から、泌乳持続性の評価形質を組み入れて、総合指数を新たに作成するとともに、遺伝子解析技術(SNP)を活用した解析技術を導入するなど、効率的かつ精度の高い遺伝的能力評価を行い、全国的に改良を進める。	(ア)ホルスタイン種について、種雄牛及び雌牛の遺伝的能力評価を毎年2回以上定期的に実施し公表する。また、種雄牛の国際能力評価機関(インターブル)から得られる年3回の海外の遺伝的能力評価に関する情報を定期的に提供する。	△遺伝的能力の評価・公表 S:計画を大きく上回り、かつ顕著な成績が得られた A:計画を上回る成果が得られた B:計画どおり順調に実施された C:計画どおり実施されず、改善を要する D:計画どおり実施されず、当該業務の廃止を含めた抜本的な改善を求める必要があると認められる	<主要な業務実績> ホルスタイン種について、種雄牛の遺伝的能力評価を毎年2回、雌牛の遺伝的能力評価を毎年4回、定期的に実施し公表したほか、インターブルから得られた海外の遺伝的能力評価に関する情報を毎年3回定期的に提供し、計画どおり実施した。	<自己評価> B
	(イ)ホルスタイン種の総合指数について、学識経験者等改良関係者の意見を聞きながら、泌乳持続性の評価形質を組み入れたものを作成する。また、その他の形質について総合指数への反映を検討する。	□総合指数 S:計画を大きく上回り、かつ顕著な成績が得られた A:計画を上回る成果が得られた B:計画どおり順調に実施された C:計画どおり実施されず、改善を要する D:計画どおり実施されず、当該業務の廃止を含めた抜本的な改善を求める必要があると認められる	<主要な業務実績> ホルスタイン種の総合指数に関する検討会を学識経験者等改良関係者の参画を得て開催し、泌乳持続性及び空胎日数を組み入れ試作した総合指数について検討及び意見交換を行った。その結果を踏まえ、新たに作成した総合指数式による評価を実施し、平成27年8月に当該評価結果の公表を行うとともに、その改善のための分析を行うこととしており、計画どおり実施した。	<自己評価> B
	(ウ)ホルスタイン種について、遺伝的能力の評価技術に関する検討会を毎年開催し、SNP(一塩基多型)情報を活用する等精度の高い遺伝的能力評価手法の開発に取り組む。	△評価手法の改善 S:計画を大きく上回り、かつ顕著な成績が得られた A:計画を上回る成果が得られた B:計画どおり順調に実施された C:計画どおり実施されず、改善を要する D:計画どおり実施されず、当該業務の廃止を含めた抜本的な改善を求める必要があると認められる	<主要な業務実績> ホルスタイン種について、学識経験者等の参画を得て、遺伝的能力の評価技術に関する検討会を開催し、ゲノミック評価を平成25年11月から公表、繁殖性の遺伝的能力評価を平成26年2月から公表、産次を考慮した変量回帰検定日モデルを導入した遺伝的能力評価を平成27年2月から公表するなど、精度の高い遺伝的能力評価手法や新たな形質の評価手法の開発に取り組み、計画を大きく上回って実施した。	<自己評価> B

項目別調査

(イ) ジャージー種について、引き続き遺伝的能力評価を実施し、改良を進める。	(エ) ジャージー種について、牛群検定データの収集可能な雌牛全頭について、毎年2回定期的に遺伝的能力を評価し、公表する。	△ジャージー種の遺伝的能力の評価・公表 S: 計画を大きく上回り、かつ顕著な成績が得られた A: 計画を上回る成果が得られた B: 計画どおり順調に実施された C: 計画どおり実施されず、改善を要する D: 計画どおり実施されず、当該業務の廃止を含めた抜本的な改善を求める必要があると認められる	<主要な業務実績> ジャージー種に係る牛群検定データの収集可能な雌牛全頭について、毎年2回定期的に遺伝的能力を評価し評価結果を公表し、計画どおり実施した。	<自己評価> B
(ウ) ブラウンスイス種	(オ) ブラウンスイス種について、牛群検定データの収集状況を踏まえ、遺伝的能力の評価技術に関する検討会を毎年少なくとも1回開催し、平成27年度までに雌牛の遺伝的能力評価に向けた試行を行う。	△ブラウンスイス種の遺伝的能力評価 S: 計画を大きく上回り、かつ顕著な成績が得られた A: 計画を上回る成果が得られた B: 計画どおり順調に実施された C: 計画どおり実施されず、改善を要する D: 計画どおり実施されず、当該業務の廃止を含めた抜本的な改善を求める必要があると認められる	<主要な業務実績> ブラウンスイス種について、牛群検定データの収集状況を踏まえ、遺伝的能力の評価技術に関する検討会を毎年開催し、検討結果に基づき評価モデルを作成し平成27年から雌牛の遺伝的能力評価の試行を行い、計画どおり実施した。	<自己評価> B
ウ 候補種雄牛などの生産・供給	ウ 候補種雄牛等の生産・供給	□候補種雄牛等の生産・供給 指標＝「微項目の項目数×2」(満点)に対する「各微項目の点数の合計値」(合計点)の比率 各微項目の評価結果の区分は以下のとおりとする。 S評価: 4点、A評価: 3点、B評価: 2点、C評価: 1点、D評価: 0点 A: 満点×12/10≦合計点 B: 満点×8/10≦合計点<満点×12/10 C: 満点×5/10≦合計点<満点×8/10 D: 合計点<満点×5/10	<主要な業務実績> □候補種雄牛等の生産・供給 △優良な候補種雄牛等の生産・供給 2/2点 (B) △SNP情報の活用 2/2点 (B) △泌乳持続性に優れる改良用雌牛の作出 2/2点 (B) △泌乳能力に優れる改良用雌牛の生産 2/2点 (B) 合計 8/8点	<自己評価> B
(ア) 「家畜改良増殖目標」の育種価目標を基に、我が国の飼養環境(気候、風土、飼料・飼養形態など)に適した優良な種畜生産に取り組むとともに、泌乳持続性や体型など生涯生産性の向上を図る。	(ア) 家畜改良増殖目標の育種価目標を基に、多様な育種素材の導入を行い、我が国の飼養環境(気候、風土、飼料・飼養形態等)に適した優良な種畜生産に取り組むとともに、民間では取り組み難い未經産採卵技術とドナーの集合検定を組み合わせた高度な繁殖技術等を活用し、泌乳持続性や体型等に優れ、生涯生産性が高い種畜を生産・供給する。	△優良な候補種雄牛等の生産・供給 S: 計画を大きく上回り、かつ顕著な成績が得られた A: 計画を上回る成果が得られた B: 計画どおり順調に実施された C: 計画どおり実施されず、改善を要する D: 計画どおり実施されず、当該業務の廃止を含めた抜本的な改善を求める必要があると認められる	<主要な業務実績> ホルスタイン種について、家畜改良増殖目標による乳量及び乳成分量に関する育種価目標を基に、多様な育種素材の導入を行い牛群を整備し、我が国の飼養環境に適した優良な種畜の生産に取り組んだ。また、その際、民間では取り組み難い未經産採卵技術とドナーの集合検定を組み合わせた高度な繁殖技術等を活用し、泌乳持続性や体型等に優れ、生涯生産性が高い候補種雄牛の生産・供給を行い、計画どおり実施した。	<自己評価> B

項目別調書

(イ) 遺伝的及び能力的な多様性の確保に配慮しつつ、SNP遺伝子解析技術を活用した候補種雄牛などの生産・供給に努める。	(イ) 候補種雄牛及び改良用雌牛の生産・供給に当たっては、SNP情報を活用した遺伝的能力評価値をもとに、精度の高い選定を行う。	△SNP情報の活用 S: 計画を大きく上回り、かつ顕著な成績が得られた A: 計画を上回る成果が得られた B: 計画どおり順調に実施された C: 計画どおり実施されず、改善を要する D: 計画どおり実施されず、当該業務の廃止を含めた抜本的な改善を求める必要があると認められる	<主要な業務実績> ホルスタイン種について、SNP情報を活用した遺伝的能力評価値をもとに、雄子牛84頭及び改良用雌牛71頭の生産を行った。また、SNP情報を活用した遺伝的能力評価値が特に優れた112頭を後代検定の候補種雄牛として供給し、計画どおり実施した。	<自己評価> B
(ウ) 高い泌乳持続性を有する優良な候補種雄牛などを生産・供給するため、泌乳持続性の遺伝評価値が平均以上で、家畜改良増殖目標の育種価目標数値(乳量113kg/年、乳脂肪2.6kg/年、無脂乳固形分9.2kg/年、乳蛋白質2.9kg/年)以上の遺伝的能力を有する改良用雌牛を生産する。	(ウ) 高い泌乳持続性を有する優良な候補種雄牛等を生産・供給するため、受精卵移植技術と3産次までのドナーの泌乳持続性を明らかにするドナーの集合検定システムを活用することにより、泌乳持続性において評価成績が平均以上の優良な改良用雌牛を作出する。	△泌乳持続性に優れた改良用雌牛の作出 S: 計画を大きく上回り、かつ顕著な成績が得られた A: 計画を上回る成果が得られた B: 計画どおり順調に実施された C: 計画どおり実施されず、改善を要する D: 計画どおり実施されず、当該業務の廃止を含めた抜本的な改善を求める必要があると認められる	<主要な業務実績> ホルスタイン種について、高い泌乳持続性を有する優良な候補種雄牛等を生産・供給するため、受精卵移植技術を活用するとともに、ドナーの3産次までの集合検定を行うことにより、次世代の候補種雄牛生産の基礎とするため、泌乳持続性の遺伝的能力評価成績が全国平均以上の改良用雌牛を1,043頭作出し、計画どおり実施した。	<自己評価> B
(エ) 未經産ドナーの集合検定システムを活用することにより、家畜改良増殖目標の育種価目標数値(乳量113kg/年、乳脂肪2.6kg/年、無脂乳固形分9.2kg/年、乳蛋白質2.9kg/年)以上の遺伝的能力を有する改良用雌牛を生産する。	(エ) 未經産ドナーの集合検定システムを活用することにより、家畜改良増殖目標の育種価目標数値(乳量113kg/年、乳脂肪2.6kg/年、無脂乳固形分9.2kg/年、乳蛋白質2.9kg/年)以上の遺伝的能力を有する改良用雌牛を生産する。	△泌乳能力に優れた改良用雌牛の生産 指標＝2007年生まれと比較して、2008生まれの改良用雌牛の年当たり改良量が基準を上回っている形質の割合 S: 目標値に対する達成割合が120%以上であり、かつ特に優れた成果が認められた場合 A: 目標値に対する達成割合が120%以上 B: 目標値に対する達成割合が100%以上120%未満 C: 目標値に対する達成割合が80%以上100%未満 D: 目標値に対する達成割合が80%未満、又は業務運営の改善その他必要な措置を命ずる必要があると認められる	<主要な業務実績> ホルスタイン種について、未經産ドナーの集合検定システムを活用することにより、家畜改良増殖目標の育種価目標数値(乳量113kg/年、乳脂肪2.6kg/年、無脂乳固形分9.2kg/年、乳蛋白質2.9kg/年)以上の遺伝的能力を有する改良用雌牛を1,236頭生産した。	<自己評価> B

項目別調査

(エ) 酪農家の雌牛を利用して生産した候補種雄牛の待機業務は、順次縮小し終了する。また、候補種雄牛の後代検定への参加については、平成25年度末までに終了する。	エ その他	□その他 指標＝「微項目の項目数×2」(満点)に対する「各微項目の点数の合計値」(合計点)の比率 各微項目の評価結果の区分は以下のとおりとする。 S評価:4点、A評価:3点、B評価:2点、C評価:1点、D評価:0点 A:満点×12/10≤合計点 B:満点×8/10≤合計点<満点×12/10 C:満点×5/10≤合計点<満点×8/10 D:合計点<満点×5/10	<主要な業務実績> □その他 △後代検定への参加終了 2/2点 (B) △候補種雄牛の待機業務終了 2/2点 (B) 合計 4/4点	<自己評価> B
	(ア) センターが自ら候補種雄牛を後代検定に参加させることについては、平成25年度末までに終了する。	△後代検定への参加終了 S:計画を大きく上回り、かつ顕著な成績が得られた A:計画を上回る成果が得られた B:計画どおり順調に実施された C:計画どおり実施されず、改善を要する D:計画どおり実施されず、当該業務の廃止を含めた抜本的な改善を求める必要があると認められる	<主要な業務実績> センター自らが候補種雄牛を後代検定に参加させることを中止し、民間事業者に移行することについて民間事業者等と協議し、平成23年度から候補種雄牛での貸付を行い自らが候補種雄牛を後代検定に参加させることを終了することにより、計画を大きく前倒して実施した。	<自己評価> B
	(イ) 酪農家の雌牛を利用して生産及び導入した候補種雄牛の待機業務は、平成27年度末までに終了する。	△候補種雄牛の待機業務終了 S:計画を大きく上回り、かつ顕著な成績が得られた A:計画を上回る成果が得られた B:計画どおり順調に実施された C:計画どおり実施されず、改善を要する D:計画どおり実施されず、当該業務の廃止を含めた抜本的な改善を求める必要があると認められる	<主要な業務実績> 酪農家の雌牛を利用して生産及び導入した候補種雄牛の待機業務は、平成27年度末までに終了することとしており、計画どおり実施した。	<自己評価> B

項目別調査書

(2) 肉用牛 多様な消費者ニーズに応えた国産牛肉の安定的な供給と生産コストの低減を図っていくため、肉用牛改良は、肉質(脂肪交雑)や肉量に偏重した改良から、適度に脂肪交雑が入りつつも早熟性や飼料利用性などの新たな改良指標を重視した改良へシフトすることが必要である。また、近交係数の高まりを抑えるため、遺伝的に多様な種雄牛造成を進める必要がある。このため、以下の取組を行う。	(2) 肉用牛 多様な消費者ニーズに応えた国産牛肉の安定的な供給と生産コストの低減を図るため、肉用牛改良は、肉質(脂肪交雑)や肉量に偏重した改良から、適度に脂肪交雑が入りつつも早熟性や飼料利用性などの新たな改良指標を重視した改良へシフトすることが必要であり、早熟性や飼料利用性に着目した検定手法や遺伝的能力評価手法を開発し、優良な種畜生産に取り組む。また、近交係数の高まりを抑えるため、黒毛和種、褐毛和種及び日本短角種についてそれぞれ遺伝的に多様な牛群を整備しつつ、種畜等の供給を行う。このため、以下の取組を行う。	◇肉用牛 指標＝「細項目の項目数×2」(満点)に対する「各細項目の点数の合計値」(合計点)の比率 各細項目の評価点数の区分は以下のとおりとする。 S評価:4点、A評価:3点、B評価:2点、C評価:1点、D評価:0点 A:満点×12/10≤合計点 B:満点×8/10≤合計点<満点×12/10 C:満点×5/10≤合計点<満点×8/10 D:合計点<満点×5/10	<主要な業務実績> ◇肉用牛 □全国的な改良の推進 2/2点 (B) □遺伝的能力評価の実施 2/2点 (B) □候補種雄牛等の生産・供給 2/2点 (B) 合計 6/6点	<自己評価> B
ア 全国的な改良の推進	ア 全国的な改良の推進	□全国的な改良の推進 指標＝「微項目の項目数×2」(満点)に対する「各微項目の点数の合計値」(合計点)の比率 各微項目の評価結果の区分は以下のとおりとする。 S評価:4点、A評価:3点、B評価:2点、C評価:1点、D評価:0点 A:満点×12/10≤合計点 B:満点×8/10≤合計点<満点×12/10 C:満点×5/10≤合計点<満点×8/10 D:合計点<満点×5/10	<主要な業務実績> □全国的な改良の推進 △全国的な肉用牛の改良推進 2/2点 (B) △広域後代検定の推進 2/2点 (B) 合計 4/4点	<自己評価> B
(ア) 全国的な肉用牛の改良推進を図るため、農林水産省、都道府県、関係団体、生産者及び学識経験者との意見・情報交換において、積極的に指導的役割を果たすとともに、都道府県、関係団体などとの役割分担の明確化を図る。	(ア) 全国的な肉用牛の改良推進を図るため、センターが農林水産省、都道府県、関係団体、生産者及び学識経験者を参集して会議を開催し、我が国における家畜改良の方向性に沿ったセンターの業務のあり方について意見・情報交換を行い、業務に反映する。また、農林水産省、都道府県、関係団体等が開催する家畜改良に関する各種会議に積極的に参画し、技術的助言、連携協力を行う等指導的な役割を果たす。	△全国的な肉用牛の改良推進 S:計画を大きく上回り、かつ顕著な成績が得られた A:計画を上回る成果が得られた B:計画どおり順調に実施された C:計画どおり実施されず、改善を要する D:計画どおり実施されず、当該業務の廃止を含めた抜本的な改善を求める必要があると認められる	<主要な業務実績> 全国的な肉用牛の改良推進を図るため、農林水産省、都道府県、関係団体、生産者及び学識経験者の参画を得て、「肉用牛評価技術検討会」等を開催し、我が国における肉用牛の改良の方向性に沿ったセンターの業務のあり方について意見・情報交換を行い、早熟性、飼料利用性及び繁殖性に係る新たな遺伝的能力評価手法の導入に向けた検討などの業務に反映した。また、都道府県等が開催する肉用牛の改良に関する各種会議に積極的に参画し、肉用牛改良をめぐる情勢を説明するなどの技術的助言や肉用牛改良事業に係る連携協力を行う等により指導的な役割を果たし、計画どおり実施した。	<自己評価> B

項目別調書

(イ) 遺伝的能力の高い検定済種雄牛の広域的な利用を図るため、全国同一基準による評価を行う後代検定を推進する。	(イ) 毎年、全国同一基準による遺伝的能力評価を行い、この評価結果に基づいて選抜された能力の高い検定済種雄牛についてその精液の広域的な利用を推進する。	△広域後代検定の推進 S: 計画を大きく上回り、かつ顕著な成績が得られた A: 計画を上回る成果が得られた B: 計画どおり順調に実施された C: 計画どおり実施されず、改善を要する D: 計画どおり実施されず、当該業務の廃止を含めた抜本的な改善を求める必要があると認められる	<主要な業務実績> 毎年、全国同一基準による遺伝的能力評価を行い、この評価結果を全都道府県に提供するとともに、セクターが都道府県に対して行った精液利用希望調査結果等に基づき農林水産省が選定した能力の高い共同利用種雄牛について、その精液を32県に配布することなどにより広域的な利用を推進し、計画どおり実施した。	<自己評価> B
イ 遺伝的能力評価の実施	イ 遺伝的能力評価の実施	□遺伝的能力評価の実施 指標＝「微項目の項目数×2」(満点)に対する「各微項目の点数の合計値」(合計点)の比率 各微項目の評価結果の区分は以下のとおりとする。 S評価:4点、A評価:3点、B評価:2点、C評価:1点、D評価:0点 A: 満点×12/10≤合計点 B: 満点×8/10≤合計点<満点×12/10 C: 満点×5/10≤合計点<満点×8/10 D: 合計点<満点×5/10	<主要な業務実績> □遺伝的能力評価の実施 △肉用牛枝肉情報全国データベースによる情報提供 2/2点 (B) △遺伝的能力の評価・公表 2/2点 (B) △評価手法の改善 2/2点 (B) 合計 6/6点	<自己評価> B
(ア) 産肉能力に基づく改良を推進するため、枝肉情報を集計し、改良の基礎情報として提供する。	(ア) 産肉能力に基づく改良を推進するため、黒毛和種、褐毛和種及び日本短角種に係る肉用牛枝肉情報全国データベースに収集された枝肉情報を集計・分析し、改良の基礎情報として関係機関に毎年提供する。	△肉用牛枝肉情報全国データベースによる情報提供 S: 計画を大きく上回り、かつ顕著な成績が得られた A: 計画を上回る成果が得られた B: 計画どおり順調に実施された C: 計画どおり実施されず、改善を要する D: 計画どおり実施されず、当該業務の廃止を含めた抜本的な改善を求める必要があると認められる	<主要な業務実績> 産肉能力に基づく改良を推進するため、黒毛和種、褐毛和種及び日本短角種に係る肉用牛枝肉情報全国データベースに収集された枝肉情報を集計し種雄牛、肥育県、肥育農家毎の枝肉成績について分析を行い、改良の基礎情報として関係機関に毎年提供し、計画どおり実施した。	<自己評価> B
(イ) 全国の改良動向を把握するため、遺伝的能力を定期的に評価し、公表する。	(イ) 全国の改良動向を把握するため、肉用牛枝肉情報全国データベースに蓄積された情報等から、黒毛和種、褐毛和種及び日本短角種の遺伝的能力を定期的に評価し、毎年公表する。	△遺伝的能力の評価・公表 S: 計画を大きく上回り、かつ顕著な成績が得られた A: 計画を上回る成果が得られた B: 計画どおり順調に実施された C: 計画どおり実施されず、改善を要する D: 計画どおり実施されず、当該業務の廃止を含めた抜本的な改善を求める必要があると認められる	<主要な業務実績> 全国の改良動向を把握するため、肉用牛枝肉情報全国データベースに蓄積された情報等から、黒毛和種、褐毛和種及び日本短角種の遺伝的能力について定期的に評価を行い毎年公表し、計画どおり実施した。	<自己評価> B

項目別調査

(ウ) 肉質以外の早熟性、飼料利用性及び繁殖性に係る形質を評価に加味するなど、新たな評価手法の導入に向けた取組を行う。	(ウ) 遺伝的能力評価手法について、肉質以外の早熟性、飼料利用性及び繁殖性に係る形質データの収集状況を踏まえ、遺伝的能力の評価技術に関する検討会を毎年開催し、新たな評価手法の導入に向けた取組を行う。	△評価手法の改善 S:計画を大きく上回り、かつ顕著な成績が得られた A:計画を上回る成果が得られた B:計画どおり順調に実施された C:計画どおり実施されず、改善を要する D:計画どおり実施されず、当該業務の廃止を含めた抜本的な改善を求める必要があると認められる	<主要な業務実績> 遺伝的能力評価手法について、肉質以外の早熟性、飼料利用性及び繁殖性に係る形質データの収集状況を踏まえ、遺伝的能力の評価技術に関する検討会を毎年開催し、繁殖性については評価モデルを作成し、早熟性及び飼料利用性については試行に向けた検討を行い、計画どおり実施した。	<自己評価> B
ウ 候補種雄牛などの生産・供給	ウ 候補種雄牛等の生産・供給	□候補種雄牛等の生産・供給 指標＝「微項目の項目数×2」(満点)に対する「各微項目の点数の合計値」(合計点)の比率 各微項目の評価結果の区分は以下のとおりとする。 S評価:4点、A評価:3点、B評価:2点、C評価:1点、D評価:0点 A:満点×12/10≤合計点 B:満点×8/10≤合計点<満点×12/10 C:満点×5/10≤合計点<満点×8/10 D:合計点<満点×5/10	<主要な業務実績> □候補種雄牛等の生産・供給 △黒毛和種の多様性確保及び候補種雄牛等の生産・供給 2/2点 (B) △増体性に優れた黒毛和種候補種雄牛の生産 2/2点 (B) △黒毛和種における飼料利用性、早熟性等に関する検定手法の開発 2/2点 (B) △褐毛和種の多様性確保及び種畜の生産・供給 2/2点 (B) △日本短角種の多様性確保及び育種改良素材の生産・供給 2/2点 (B) 合計 10/10点	<自己評価> B

項目別調査書

(ア) 黒毛和種については、 ① 多様な育種素材及び都道府県や民間では取り組み難い高度な技術を活用し、遺伝的に特徴ある牛群を維持するとともに、我が国の遺伝的多様性の確保や増体性などに配慮した優良な候補種雄牛などを生産する。 ② 遺伝的多様性の確保のため、和牛の基礎となる4系統※1や今後失われることが懸念される5つの希少系統など※2を積極的に活用し、牛群整備を行う。 ③ 増体性に優れた候補種雄牛の生産に当たっては、直接検定成績において1日当たり増体量が概ね1.1kg以上の候補種雄牛を生産する。 ④ 飼料利用性、早熟性などに関する検定手法の開発に取り組む。 ※1:「兵庫県を起源とする系統群」、「鳥取県を起源とする系統群」、「岡山県を起源とする系統群」、「広島県を起源とする系統群」。和牛のルーツとされる系統群。 ※2:現時点で、今後失われることが懸念されるとされている「熊波」系、「城崎」系、「栄光」系、「藤良」系、「38岩田」系。	(ア) 黒毛和種について、多様な育種素材の導入を行い、基礎となる4系統群や5つの希少系統を積極的に活用することにより遺伝的に特徴ある牛群を維持するとともに、民間等では取り組み難い生体卵子吸引技術、体外受精技術等の高度な技術を活用し、遺伝的多様性の確保や増体性などに配慮した優良な候補種雄牛等を生産・供給する。 なお、基礎となる系統群や希少系統の積極的な活用について、基礎となる系統群については、毎年、計画的に育種素材を導入し、計画交配することにより、雌牛群を整備する。希少系統については、毎年、関係都道府県等から育種素材を収集し、始祖牛の遺伝子保有確率が高い(栄光系(栄光号)及び熊波系(茂金波号)ではそれぞれ概ね10%以上、藤良系(第六藤良号)、38岩田系(第三十八の一岩田号)及び城崎系(城清号又は奥城土井号)ではそれぞれ概ね5%以上)雌牛群を整備する。	△黒毛和種の多様性確保及び候補種雄牛等の生産・供給 S:計画を大きく上回り、かつ顕著な成績が得られた A:計画を上回る成果が得られた B:計画どおり順調に実施された C:計画どおり実施されず、改善を要する D:計画どおり実施されず、当該業務の廃止を含めた抜本的な改善を求める必要があると認められる	<主要な業務実績> 黒毛和種について、多様な育種素材の導入を行い、基礎となる4系統群や5つの希少系統を積極的に活用することにより遺伝的に特徴ある牛群を維持するとともに、民間等では取り組み難い生体卵子吸引技術、体外受精技術等の高度な技術を活用して平成26年度末までに1,341頭の雌牛群を整備した。また、遺伝的多様性の確保や増体性などに配慮した優良な候補種雄牛等を生産し、後代検定候補種雄牛として70頭を供給し、計画どおり実施した。	<自己評価> B
	(イ) 増体性に優れた黒毛和種候補種雄牛の生産に当たっては、適度に脂肪交雑を維持しつつ、毎年遺伝的能力評価等を活用することにより、直接検定成績において1日当たり増体量が概ね1.1kg以上の候補種雄牛を生産する。	△増体性に優れた黒毛和種候補種雄牛の生産 指標=1日当たりの増体量 S:目標値に対する達成割合が110%以上であり、かつ特に優れた成果が認められた場合 A:目標値に対する達成割合が110%以上 B:目標値に対する達成割合が90%以上110%未満 C:目標値に対する達成割合が70%以上90%未満 D:目標値に対する達成割合が70%未満、又は業務運営の改善その他必要な措置を命ずる必要があると認められる	<主要な業務実績> 増体性に優れた黒毛和種候補種雄牛を生産するため、毎年度、遺伝子保有確率等を活用して選抜した雄子牛について直接検定を実施した。本中期間中に直接検定を実施した40頭の1日当たり増体量の平均値は1.16kgであり、目標の1.1kg以上を達成した。	<自己評価> B

項目別調査

	(ウ) 飼料利用性、早熟性等に関して、これらに係る形質データの収集を継続的にを行い、検討会を毎年開催し、検定手法の開発に取り組む。	△黒毛和種における飼料利用性、早熟性等に関する検定手法の開発 S: 計画を大きく上回り、かつ顕著な成績が得られた A: 計画を上回る成果が得られた B: 計画どおり順調に実施された C: 計画どおり実施されず、改善を要する D: 計画どおり実施されず、当該業務の廃止を含めた抜本的な改善を求める必要があると認められる	<主要な業務実績> 黒毛和種の飼料利用性、早熟性等について、これらに係る形質データを収集するための調査を行うとともに、学識経験者などから構成される検討会を毎年開催し、検定手法について検討を行い、調査方法等を決定するとともに、調査牛を生産して調査を開始し、計画どおり実施した。	<自己評価> B	
	(イ) 褐毛和種については、我が国の肉用牛の多様性を確保するため、遺伝的に特徴のある牛群を維持し、種畜を生産・供給する。	(エ) 褐毛和種については、関係都道府県等より育種素材を収集することにより、多様な育種素材の導入を行い、遺伝的に特徴のある牛群を維持し、卵巣から採取した卵子を利用した体外受精技術等の民間等では取り組み難い高度な技術を活用しつつ、種畜を生産・供給する。	△褐毛和種の多様性確保及び種畜の生産・供給 S: 計画を大きく上回り、かつ顕著な成績が得られた A: 計画を上回る成果が得られた B: 計画どおり順調に実施された C: 計画どおり実施されず、改善を要する D: 計画どおり実施されず、当該業務の廃止を含めた抜本的な改善を求める必要があると認められる	<主要な業務実績> 褐毛和種について、関係都道府県等より多様な育種素材を収集し、遺伝的に特徴のある牛群を維持するとともに、卵巣から採取した卵子を利用した体外受精技術等の民間等では取り組み難い高度な技術を活用して種畜を生産し、後代検定候補種雄牛として4頭を供給し、計画どおり実施した。	<自己評価> B
	(ウ) 日本短角種については、我が国の肉用牛の多様性を確保するため、遺伝的に特徴のある牛群を維持し、センターの保有する家畜を、育種改良素材として必要に応じて提供する。	(オ) 日本短角種については、我が国の肉用牛の多様性を確保するため、関係都道府県等より育種素材を収集することにより、遺伝的に特徴のある牛群を維持し、育種改良素材を生産・供給する。	△日本短角種の多様性確保及び育種改良素材の生産・供給 S: 計画を大きく上回り、かつ顕著な成績が得られた A: 計画を上回る成果が得られた B: 計画どおり順調に実施された C: 計画どおり実施されず、改善を要する D: 計画どおり実施されず、当該業務の廃止を含めた抜本的な改善を求める必要があると認められる	<主要な業務実績> 日本短角種については、我が国の肉用牛の多様性を確保するため、関係都道府県等より育種素材を収集することにより、遺伝的に特徴のある牛群を維持するとともに、育種改良素材を生産し雌牛37頭を供給し、計画どおり実施した。	<自己評価> B
(3) 豚 国際化の進展や長期的な飼料穀物需給の逼迫などに対応した競争力のある豚肉生産を維持するため、純粋種豚の繁殖能力や肉質を含めた産肉能力の向上を図り、特長ある豚肉の生産に向けた改良を推進する。このため、以下の取組を行う。	(3) 豚 国際化の進展や長期的な飼料穀物需給の逼迫などに対応した競争力のある豚肉生産を維持するため、遺伝子解析技術を駆使して繁殖能力に優れた雌系純粋種豚の改良を進めるとともに、ロース芯筋内脂肪含量が多い雄系純粋種豚の改良を進める。このため、以下の取組を行う。	◇豚 指標＝「細項目の項目数×2」(満点)に対する「各細項目の点数の合計値」(合計点)の比率 各細項目の評価点数の区分は以下のとおりとする。 S評価: 4点、A評価: 3点、B評価: 2点、C評価: 1点、D評価: 0点 A: 満点×12/10≤合計点 B: 満点×8/10≤合計点<満点×12/10 C: 満点×5/10≤合計点<満点×8/10 D: 合計点<満点×5/10	<主要な業務実績> ◇豚 □全国的な豚改良の推進 2/2点 (B) □遺伝的能力評価の実施 2/2点 (B) □評価手法の改善 2/2点 (B) 合計 6/6点	<自己評価> B	

項目別調査

ア 全国的な豚改良の推進	ア 全国的な豚改良の推進	□全国的な豚改良の推進 指標＝「微項目の項目数×2」(満点)に対する「各微項目の点数の合計値」(合計点)の比率 各微項目の評価結果の区分は以下のとおりとする。 S評価:4点、A評価:3点、B評価:2点、C評価:1点、D評価:0点 A:満点×12/10≤合計点 B:満点×8/10≤合計点<満点×12/10 C:満点×5/10≤合計点<満点×8/10 D:合計点<満点×5/10	<主要な業務実績> □全国的な豚改良の推進 △全国的な豚の改良推進 2/2点 (B) △種畜供給の重点化 2/2点 (B) 合計 4/4点	<自己評価> B
(ア) 全国的な豚の改良推進を図るため、農林水産省、都道府県、関係団体、生産者及び学識経験者との意見・情報交換において、積極的に指導的役割を果たすとともに、都道府県、関係団体などの役割分担の明確化を図る。	(ア) 全国的な豚の改良推進を図るため、センターが農林水産省、都道府県、関係団体、生産者及び学識経験者を参集して会議を開催し、我が国における家畜改良の方向性に沿ったセンターの業務のあり方について意見・情報交換を行い、業務に反映する。また、農林水産省、都道府県、関係団体等が開催する家畜改良に関する各種会議に積極的に参画し、技術的助言、連携協力を行う等指導的な役割を果たす。	△全国的な豚の改良推進 S:計画を大きく上回り、かつ顕著な成績が得られた A:計画を上回る成果が得られた B:計画どおり順調に実施された C:計画どおり実施されず、改善を要する D:計画どおり実施されず、当該業務の廃止を含めた抜本的な改善を求める必要があると認められる	<主要な業務実績> 全国的な豚の改良推進を図るため、センターが農林水産省、都道府県、関係団体、生産者及び学識経験者の参画を得て、「豚評価技術検討会」を開催し、我が国における豚の改良の方向性に沿ったセンターの業務のあり方について意見・情報交換を行い、遺伝的能力評価技術の改善に取り組むなど業務に反映した。また、関係団体等が開催する豚の改良に関する各種会議に積極的に参画し、豚改良をめぐる情勢を説明するなどの技術的助言や豚改良事業に係る連携協力を行う等により指導的な役割を果たし、計画どおり実施した。	<自己評価> B
(イ) 都道府県・民間からの要望の強い純粋種豚の繁殖能力や肉質などに優れた育種改良素材を生産・配布することに重点化する。	(イ) 都道府県等からの要望が強い繁殖能力に優れた大ヨークシャー種や肉質に優れたデュロック種の純粋種豚の育種改良素材を生産・供給することに重点化する。	△種畜供給の重点化 S:計画を大きく上回り、かつ顕著な成績が得られた A:計画を上回る成果が得られた B:計画どおり順調に実施された C:計画どおり実施されず、改善を要する D:計画どおり実施されず、当該業務の廃止を含めた抜本的な改善を求める必要があると認められる	<主要な業務実績> 雄系品種として利用されるデュロック種について、止め雄として利用される種豚を直接肉豚生産農家へ供給する業務は平成23年9月末までに中止した。また、雌系品種に利用される大ヨークシャー種についても、直接肉豚農家へ供給する業務は平成23年9月末までに中止した。これらにより、大ヨークシャー種やデュロック種の純粋種豚の育種改良素材の生産・供給に重点化し、計画どおり実施した。	<自己評価> B

項目別調書

イ 遺伝的能力評価の実施	イ 遺伝的能力評価の実施	□遺伝的能力評価の実施 指標＝「微項目の数×2」(満点)に対する「各微項目の数」(合計点)の比率 各微項目の評価結果の区分は以下のとおりとする。 S評価:4点、A評価:3点、B評価:2点、C評価:1点、D評価:0点 A:満点×12/10≤合計点 B:満点×8/10≤合計点<満点×12/10 C:満点×5/10≤合計点<満点×8/10 D:合計点<満点×5/10	<主要な業務実績> □遺伝的能力評価の実施 △遺伝的能力の評価の実施・公表 2/2点 (B) △評価手法の改善 2/2点 (B) 合計 4/4点	<自己評価> B
	(ア)パークシャー種、ランドレース種、大ヨークシャー種及びデュロック種について、種豚の遺伝的能力評価を毎年4回定期的に実施し公表する。	△遺伝的能力の評価の実施・公表 S:計画を大きく上回り、かつ顕著な成績が得られた A:計画を上回る成果が得られた B:計画どおり順調に実施された C:計画どおり実施されず、改善を要する D:計画どおり実施されず、当該業務の廃止を含めた抜本的な改善を求める必要があると認められる	<主要な業務実績> パークシャー種、ランドレース種、大ヨークシャー種及びデュロック種について、種豚の遺伝的能力評価を毎年4回定期的に実施・公表し、計画どおり実施した。	<自己評価> B
	(イ)遺伝的能力の評価技術に関する検討会を毎年開催し、肢蹄のつなぎに関するデータを収集し、このデータを活用して遺伝的能力評価手法の開発に必要な遺伝的パラメータを平成27年度末までに推定する。	△評価手法の改善 S:計画を大きく上回り、かつ顕著な成績が得られた A:計画を上回る成果が得られた B:計画どおり順調に実施された C:計画どおり実施されず、改善を要する D:計画どおり実施されず、当該業務の廃止を含めた抜本的な改善を求める必要があると認められる	<主要な業務実績> 遺伝的能力の評価技術に関する検討会を毎年開催し、収集した肢蹄のつなぎに関するデータをもとに遺伝的能力評価手法の開発に必要な遺伝的パラメータの推定、評価手法の検討を行い、計画どおり実施した。	<自己評価> B

項目別調査

ウ 優良種豚などの生産・供給	ウ 優良種豚等の生産・供給	□優良種豚等の生産・供給 指標＝「微項目の項目数×2」(満点)に対する「各微項目の点数の合計値」(合計点)の比率 各微項目の評価結果の区分は以下のとおりとする。 S評価:4点、A評価:3点、B評価:2点、C評価:1点、D評価:0点 A:満点×12/10≤合計点 B:満点×8/10≤合計点<満点×12/10 C:満点×5/10≤合計点<満点×8/10 D:合計点<満点×5/10	<主要な業務実績> □優良種豚等の生産・供給 △雌系品種の繁殖性改良 2/2点 (B) △雄系品種の肉質改良 2/2点 (B) △実験用小型ブタの維持・供給 2/2点 (B) △肉豚生産農家への直接供給業務終了 2/2点 (B) 合計 8/8点	<自己評価> B
(ア) 増体性や飼料利用性の改良のほか、繁殖性の向上を図るため、雌系品種として利用される大ヨークシャー種について、遺伝子解析技術を活用した新たな育種手法の開発に取り組み、繁殖能力に優れた種豚を作出する。この場合、一腹当たり育成頭数については、概ね10.5頭とする。	(ア) 増体性や飼料利用性の改良のほか、繁殖性の向上を図るため、雌系品種として利用される大ヨークシャー種について、雌豚群120頭規模の改良用群を造成し、より早期の能力向上が可能となる開放的育種手法を活用するとともに、遺伝子解析技術を活用した新たな育種手法の開発に取り組み、得られた繁殖性に関する遺伝情報を活用することにより、繁殖能力に優れた種豚を作出する。この場合、一腹当たり育成頭数については、概ね10.5頭とする。	△雌系品種の繁殖性改良 指標＝造成する雌豚群の規模 S:目標値に対する達成割合が110%以上であり、かつ特に優れた成果が認められた場合 A:目標値に対する達成割合が110%以上 B:目標値に対する達成割合が90%以上110%未満 C:目標値に対する達成割合が70%以上90%未満 D:目標値に対する達成割合が70%未満、又は業務運営の改善その他必要な措置を命ずる必要があると認められる	<主要な業務実績> 繁殖性の向上を図るため、雌系品種として利用される大ヨークシャー種について、雌豚群120頭規模の改良用群を造成し、より早期の能力向上が可能となる開放的育種手法を活用するとともに、繁殖性の改良に有意な遺伝子情報を活用して選抜を行う新たな育種手法の開発に取り組み、これを活用し、一腹当たり育成頭数が、概ね10.5頭の繁殖能力を有する種豚を作出することとしており、計画どおり実施した。	<自己評価> B
(イ) 都道府県などが行う系統造成を支援するため、雄系品種として利用されるデュロック種について、肉質に優れた種豚の作出に取り組む。この場合、ロース芯筋内脂肪含量については、概ね6%とする。	(イ) 都道府県等が行う系統造成を支援するため、雄系品種として利用されるデュロック種について、雄10頭・雌30頭規模の改良用豚群を造成し、群内の血縁を高め、能力のバラツキが小さくなる閉鎖的育種手法を活用することにより、肉質に優れた種豚の作出に取り組む。この場合、ロース芯筋内脂肪含量については、概ね6%とする。	△雄系品種の肉質改良 S:計画を大きく上回り、かつ顕著な成績が得られた A:計画を上回る成果が得られた B:計画どおり順調に実施された C:計画どおり実施されず、改善を要する D:計画どおり実施されず、当該業務の廃止を含めた抜本的な改善を求める必要があると認められる	<主要な業務実績> 雄系品種として利用されるデュロック種について、雄10頭・雌30頭規模の改良用豚群を造成し、群内の血縁を高め、能力のバラツキが小さくなる閉鎖的育種手法を活用することにより、ロース芯筋内脂肪含量が概ね6%の肉質を有する種豚を作出し、計画どおり実施した。	<自己評価> B

項目別調査

(ウ) 実験用小型ブタについて、造成を完了した系統の維持及び種豚などの供給業務に重点化する。	(ウ) 実験用小型ブタについて、造成を完了した系統(小型白色系:雄5頭・雌20頭規模、中型淡色系:雄3頭・雌15頭規模、中型貧毛系:雄3頭・雌15頭規模の系統維持群)の維持及び種豚等の供給を行う。 また、新たな系統の造成は行わない。	△実験用小型ブタの維持・供給 S:計画を大きく上回り、かつ顕著な成績が得られた A:計画を上回る成果が得られた B:計画どおり順調に実施された C:計画どおり実施されず、改善を要する D:計画どおり実施されず、当該業務の廃止を含めた抜本的な改善を求める必要があると認められる	<主要な業務実績> 実験用小型ブタについて、造成を完了した系統(小型白色系:雄5頭・雌20頭規模、中型淡色系:雄3頭・雌15頭規模、中型貧毛系:雄3頭・雌15頭規模の系統維持群)を維持するとともに、その種豚等を供給した。また、新たな系統の造成は行わず、計画どおり実施した。	<自己評価> B
(エ) 肉豚生産農家への種豚の直接供給業務については、原則として中止する。	(エ) 雄系品種として利用されるデュロック種について、止め雄として利用される種豚を直接肉豚生産農家へ供給する業務を平成23年度末までに原則中止する。また、雌系品種の雄方に利用される大ヨークシャー種についても、直接肉豚生産農家へ供給する業務は平成23年度末までに原則中止する。	△肉豚生産農家への直接供給業務終了 S:計画を大きく上回り、かつ顕著な成績が得られた A:計画を上回る成果が得られた B:計画どおり順調に実施された C:計画どおり実施されず、改善を要する D:計画どおり実施されず、当該業務の廃止を含めた抜本的な改善を求める必要があると認められる	<主要な業務実績> 雄系品種として利用されるデュロック種について、止め雄として利用される種豚を直接肉豚生産農家へ供給する業務を平成23年9月末までに中止した。また、雌系品種に利用される大ヨークシャー種についても、直接肉豚生産農家へ供給する業務を平成23年9月末までに中止し、計画どおり実施した。	<自己評価> B
(4) 鶏 国際化の進展や長期的な飼料穀物需給の逼迫などに対応するとともに、全国各地で行われている在来種などを利用した特色ある鶏の能力向上を図るため、飼料利用性の改良に留意しつつ、卵用鶏の産卵性や肉用鶏の増体性の改良を推進する。このため、以下の取組を行う。	(4) 鶏 国際化の進展や長期的な飼料穀物需給の逼迫などに対応するとともに、全国各地で行われている在来種等を利用した特色ある鶏の能力向上を図るため、飼料利用性の改良に留意しつつ、卵用鶏の産卵性や肉用鶏の増体性の改良を推進する。また、センターが保有する多数の品種・系統を活用して、地域における地鶏・銘柄鶏の振興を支援する。このため、以下の取組を行う。	◇鶏 指標＝「細項目の項目数×2」(満点)に対する「各細項目の点数の合計値」(合計点)の比率 各細項目の評価点数の区分は以下のとおりとする。 S評価:4点、A評価:3点、B評価:2点、C評価:1点、D評価:0点 A:満点×12/10≤合計点 B:満点×8/10≤合計点<満点×12/10 C:満点×5/10≤合計点<満点×8/10 D:合計点<満点×5/10	<主要な業務実績> ◇鶏 □全国的な鶏改良の推進 2/2点 (B) □優良種鶏等の生産・供給 2/2点 (B) 合計 4/4点	<自己評価> B

項目別調書

ア 全国的な鶏改良の推進	ア 全国的な鶏改良の推進	□全国的な鶏改良の推進 指標＝「微項目の項目数×2」(満点)に対する「各微項目の点数の合計値」(合計点)の比率 各微項目の評価結果の区分は以下のとおりとする。 S評価:4点、A評価:3点、B評価:2点、C評価:1点、D評価:0点 A:満点×12/10≤合計点 B:満点×8/10≤合計点<満点×12/10 C:満点×5/10≤合計点<満点×8/10 D:合計点<満点×5/10	<主要な業務実績> □全国的な鶏改良の推進 △全国的な国産鶏の改良推進 2/2点 (B) △種鶏開発の重点化 2/2点 (B) 合計 4/4点	<自己評価> B
(ア) 全国的な国産鶏の改良推進を図るため、農林水産省、都道府県、関係団体、生産者及び学識経験者との意見・情報交換において、積極的に指導的役割を果たすとともに、都道府県、関係団体などとの役割分担の明確化を図る。	(ア) 全国的な国産鶏の改良推進を図るため、センターが農林水産省、都道府県、関係団体、生産者及び学識経験者を参集して会議を開催し、我が国における家畜改良の方向性に沿ったセンターの業務のあり方について意見・情報交換を行い、業務に反映する。また、農林水産省、都道府県、関係団体等が開催する家畜改良に関する各種会議に積極的に参画し、技術的助言、連携協力を行う等指導的な役割を果たす。	△全国的な国産鶏の改良推進 S:計画を大きく上回り、かつ顕著な成績が得られた A:計画を上回る成果が得られた B:計画どおり順調に実施された C:計画どおり実施されず、改善を要する D:計画どおり実施されず、当該業務の廃止を含めた抜本的な改善を求める必要があると認められる	<主要な業務実績> 全国的な国産鶏の改良推進を図るため、農林水産省、都道府県、関係団体、生産者及び学識経験者の参画を得て、「鶏改良推進中央協議会」等を開催し、我が国における鶏の改良の方向性に沿ったセンターの業務のあり方について意見・情報交換を行い、地鶏・銘柄鶏の生産振興のための多様な品種・系統を用いた組合せ検定を実施するなどの業務に反映した。また、関係団体等が開催する鶏の改良に関する各種会議に積極的に参画し、鶏改良をめぐる情勢を説明するなどの技術的助言や鶏改良に係る連携協力を行う等により指導的な役割を果たし、計画どおり実施した。	<自己評価> B
(イ) 在来種などとの交配に適したセンター産種鶏の開発に重点化した改良を進めるとともに、産卵性や増体性の向上も目指す。	(イ) 在来種などとの交配に適したセンター産種鶏の開発に取り組み、また、需要が見込まれない系統を減らす一方、高い需要のある系統を増やすことにより、生体で維持する系統のうち2系統を縮減する。この場合、各系統についてイの取組みにより、飼料利用性に留意しつつ、産卵性や産肉性の向上に取り組む。	△種鶏開発の重点化 S:計画を大きく上回り、かつ顕著な成績が得られた A:計画を上回る成果が得られた B:計画どおり順調に実施された C:計画どおり実施されず、改善を要する D:計画どおり実施されず、当該業務の廃止を含めた抜本的な改善を求める必要があると認められる	<主要な業務実績> 在来種などとの交配に適したセンター産種鶏の開発に取り組み、また、需要が見込まれない4系統を減らす一方、高い需要のある2系統を増やすことにより、生体で維持する系統のうち2系統を縮減した。また、各系統について遺伝的能力評価技術、遺伝子解析技術等を活用するとともに、飼料利用性に留意しつつ、卵用鶏の産卵性や肉用鶏の産肉性の向上に取り組む、計画どおり実施した。	<自己評価> B

項目別調査

イ 優良種鶏などの生産・供給	イ 優良種鶏等の生産・供給	□優良種鶏等の生産・供給 指標＝「微項目の項目数×2」(満点)に対する「各微項目の点数の合計値」(合計点)の比率 各微項目の評価結果の区分は以下のとおりとする。 S評価:4点、A評価:3点、B評価:2点、C評価:1点、D評価:0点 A:満点×12/10≤合計点 B:満点×8/10≤合計点<満点×12/10 C:満点×5/10≤合計点<満点×8/10 D:合計点<満点×5/10	<主要な業務実績> □優良種鶏等の生産・供給 △卵用鶏の産卵性の改良 2/2点 (B) △肉用鶏の増体性の改良 2/2点 (B) △組合せ検定の実施 2/2点 (B) 合計 6/6点	<自己評価> B
(ア) 卵用鶏の産卵性を改良する。特に、主要白玉系統について、センター産種鶏の後期産卵率の育種価を概ね5ポイント改善する。また、主要赤玉系統については、肉斑の発生率の低減などの卵質を改善する。	(ア) 卵用鶏の産卵性を改良する。特に、主要白玉系統である白色レグホーン種について、1年1サイクルの世代更新により系統造成を行うとともに、長期検定手法(検定期間25～59週齢時まで)を活用することにより、センター産種鶏の後期産卵率(44～59週齢時の産卵率)の育種価を概ね5ポイント改善する。また、主要赤玉系統であるロードアイランドレッド種について、遺伝子解析技術を活用し、肉斑の発生率の低減のための選抜を毎年行う。	△卵用鶏の産卵性の改良 S:計画を大きく上回り、かつ顕著な成績が得られた A:計画を上回る成果が得られた B:計画どおり順調に実施された C:計画どおり実施されず、改善を要する D:計画どおり実施されず、当該業務の廃止を含めた抜本的な改善を求める必要があると認められる	<主要な業務実績> 卵用鶏のうち主要白玉系統である白色レグホーン種について、1年1サイクルの世代更新により系統造成を行うとともに、長期検定手法(検定期間25～59週齢時まで)を活用することにより、センター産種鶏の後期産卵率(44～59週齢時の産卵率)の育種価を5.2ポイント改善した。また、主要赤玉系統であるロードアイランドレッド種について、遺伝子解析技術を活用し、肉斑の発生率の低減のための選抜を毎年行い、計画どおり実施した。	<自己評価> B
(イ) 肉用鶏の増体性を改良する。特に、雄として利用される主要系統について、一次選抜時体重の育種価を概ね150g改善する。また、遺伝子解析技術を活用して、羽色の固定化に取り組む。	(イ) 肉用鶏の増体性を改良する。特に、雄として利用される主要系統である白色コーニッシュ種について、6週齢の一次選抜時におけるデータを収集し、遺伝的能力評価による精度の高い選抜手法の活用により、一次選抜時体重の育種価を概ね150g改善する。また、雌として利用される主要系統について、遺伝子解析技術を活用して、羽色の固定(白色プリマスロック種について他の品種を交配した際にひなの羽色が必ず交配した他の品種と同じ羽色となること)のための選抜を毎年行う。	△肉用鶏の増体性の改良 S:計画を大きく上回り、かつ顕著な成績が得られた A:計画を上回る成果が得られた B:計画どおり順調に実施された C:計画どおり実施されず、改善を要する D:計画どおり実施されず、当該業務の廃止を含めた抜本的な改善を求める必要があると認められる	<主要な業務実績> 雄として利用される肉用鶏の主要系統である白色コーニッシュ種について、6週齢の一次選抜時におけるデータを収集し、遺伝的能力評価による精度の高い選抜手法の活用により、一次選抜時体重の育種価を285g改善するなど計画を大きく上回った。 また、雌として利用される主要系統について、遺伝子解析技術を活用して、羽色の固定(白色プリマスロック種について他の品種を交配した際にひなの羽色が必ず交配した他の品種と同じ羽色となること)のための選抜を毎年行い、計画どおり実施した。	<自己評価> B

項目別調書

(ウ) 多様な品種・系統を用いた組合せ評価を行い、地鶏・銘柄鶏の生産に対する支援を行う。	(ウ) 地鶏・銘柄鶏の生産を支援するため、多様な品種・系統を用いた組合せ検定について、平成24年度末までに組合せ検定の実施のための条件を整備し、及び都道府県・民間の在来種の組合せに関するニーズを踏まえ、平成25年度からセンターが保有する概ね9系統の在来種等を利用して組合せ検定を行う。	△組合せ検定の実施 S: 計画を大きく上回り、かつ顕著な成績が得られた A: 計画を上回る成果が得られた B: 計画どおり順調に実施された C: 計画どおり実施されず、改善を要する D: 計画どおり実施されず、当該業務の廃止を含めた抜本的な改善を求める必要があると認められる	<主要な業務実績> 地鶏・銘柄鶏の生産を支援するため、多様な品種・系統を用いた組合せ検定について、平成24年度末までに組合せ検定の実施のための条件を整備し、及び都道府県・民間の在来種の組合せに関するニーズを踏まえ、平成25年度からセンターが保有する11系統の在来種等を利用して10組の組合せ検定を行い、計画どおり実施した。	<自己評価> B
(5) 馬 我が国における持続的な馬生産を支援するため、民間などへの技術や知識の普及を図るとともに、馬の活用方法の多様化なども踏まえつつ、農用馬については、発育や繁殖性の向上などの改良を進める。このため、以下の取組を行う。	(5) 馬 我が国における持続的な馬生産を支援するため、家畜人工授精技術や飼養管理技術に関する技術や知識の普及に取り組むとともに、馬の活用方法の多様化等も踏まえつつ、農用馬については、発育や繁殖性の向上等の改良を進める。また、多様な日本在来馬の保存を支援するため、遺伝資源の保存・提供や技術指導等を行う。このため、以下の取組を行う。	◇馬 指標＝「細項目の項目数×2」(満点)に対する「各細項目の点数の合計値」(合計点)の比率 各細項目の評価点数の区分は以下のとおりとする。 S評価: 4点、A評価: 3点、B評価: 2点、C評価: 1点、D評価: 0点 A: 満点×12/10≤合計点 B: 満点×8/10≤合計点<満点×12/10 C: 満点×5/10≤合計点<満点×8/10 D: 合計点<満点×5/10	<主要な業務実績> ◇馬 □全国的な馬改良の推進 2/2点 (B) □能力評価の実施 2/2点 (B) □優良種馬の生産・供給 2/2点 (B) 合計 6/6点	<自己評価> B
ア 全国的な馬改良の推進	ア 全国的な馬改良の推進	□全国的な馬改良の推進 指標＝「微項目の項目数×2」(満点)に対する「各微項目の点数の合計値」(合計点)の比率 各微項目の評価結果の区分は以下のとおりとする。 S評価: 4点、A評価: 3点、B評価: 2点、C評価: 1点、D評価: 0点 A: 満点×12/10≤合計点 B: 満点×8/10≤合計点<満点×12/10 C: 満点×5/10≤合計点<満点×8/10 D: 合計点<満点×5/10	<主要な業務実績> □全国的な馬改良の推進 2/2点 (B) △全国的な馬の改良推進 2/2点 (B) △農用馬の飼養管理技術及び繁殖技術の向上 2/2点 (B) 合計 4/4点	<自己評価> B

項目別調査

(ア) 全国的な馬の改良推進を図るため、農林水産省、都道府県、関係団体、生産者及び学識経験者との意見・情報交換において、積極的に指導的役割を果たすとともに、都道府県、関係団体などの役割分担の明確化を図る。	(ア) 全国的な馬の改良推進を図るため、センターが農林水産省、都道府県、関係団体、生産者及び学識経験者を参集して会議を開催し、我が国における家畜改良の方向性に沿ったセンターの業務のあり方について意見・情報交換を行い、業務に反映する。また、農林水産省、都道府県、関係団体等が開催する家畜改良に関する各種会議に積極的に参画し、技術的助言、連携協力を行う等指導的な役割を果たす。	△全国的な馬の改良推進 S: 計画を大きく上回り、かつ顕著な成績が得られた A: 計画を上回る成果が得られた B: 計画どおり順調に実施された C: 計画どおり実施されず、改善を要する D: 計画どおり実施されず、当該業務の廃止を含めた抜本的な改善を求める必要があると認められる	<主要な業務実績> 全国的な馬の改良推進を図るため、農林水産省、都道府県、関係団体、生産者及び学識経験者の参画を得て、「農用馬の改良推進に関する会議」を開催し、我が国における馬の改良の方向性に沿ったセンターの業務のあり方について意見・情報交換を行い、運動能力や産肉能力の向上などのニーズを踏まえ、種畜の作出や供給などの業務に反映した。また、関係団体が開催する馬の改良に関する各種会議に積極的に参画し、馬改良をめぐる情勢を説明するなどの技術的助言や種畜供給に係る連携協力を行う等により指導的な役割を果たし、計画どおり実施した。	<自己評価> B
(イ) 飼養管理・繁殖技術の向上を図るとともに、当該技術の民間への普及に努める。また、優良種雄馬の広域利用と改良の推進のため、人工授精の普及を図る。	(イ) 発育ステージに応じた飼料設計や繁殖性の制御に関係する飼養管理技術及び家畜人工授精を含む繁殖技術の向上を図るとともに、研修会を開催する等により当該技術の民間への普及を図る。また、優良種雄馬の広域利用と改良の推進のため、家畜改良増殖法に基づく家畜人工授精師免許(馬)取得のための講習会及び家畜人工授精師等を対象に家畜人工授精技術等の技術講習を行う。	△農用馬の飼養管理技術及び繁殖技術の向上 S: 計画を大きく上回り、かつ顕著な成績が得られた A: 計画を上回る成果が得られた B: 計画どおり順調に実施された C: 計画どおり実施されず、改善を要する D: 計画どおり実施されず、当該業務の廃止を含めた抜本的な改善を求める必要があると認められる	<主要な業務実績> 農用馬について、発育ステージに応じた飼料設計や繁殖性の制御に関係する飼養管理技術及び家畜人工授精を含む繁殖技術の向上を図るとともに、研修会を開催する等により当該技術の民間への普及を図った。また、優良種雄馬の広域利用と改良の推進のため、家畜改良増殖法に基づく家畜人工授精師免許(馬)取得のための講習会を開催し、21名の家畜人工授精師を養成するとともに、家畜人工授精師等を対象に家畜人工授精技術に関する講習会を行い、計画どおり実施した。	<自己評価> B
イ 能力評価の実施 馬の発育や繁殖性の向上を進めるとともに、農用馬について、体型やけん引力などを用いた能力評価方法の開発に努める。	イ 能力評価の実施 馬の発育や繁殖性を向上させるため、農用馬について、発育値や受胎率データを収集する。また、関係機関と連携し、体型(体高、胸囲等)やけん引力等を用いた能力評価方法の開発に取り組む。	□能力評価の実施 S: 計画を大きく上回り、かつ顕著な成績が得られた A: 計画を上回る成果が得られた B: 計画どおり順調に実施された C: 計画どおり実施されず、改善を要する D: 計画どおり実施されず、当該業務の廃止を含めた抜本的な改善を求める必要があると認められる	<主要な業務実績> 馬の発育や繁殖性を向上させるため、農用馬について、発育値や受胎率データを収集し、また、関係機関と連携し、体型(体高、胸囲等)やけん引力等を用いた能力評価方法を開発し、計画どおり実施した。	<自己評価> B

項目別調書

ウ 優良種馬の生産・供給	ウ 優良種馬の生産・供給	□優良種馬の生産・供給 指標＝「微項目の項目数×2」(満点)に対する「各微項目の点数の合計値」(合計点)の比率 各微項目の評価結果の区分は以下のとおりとする。 S評価:4点、A評価:3点、B評価:2点、C評価:1点、D評価:0点 A:満点×12/10≤合計点 B:満点×8/10≤合計点<満点×12/10 C:満点×5/10≤合計点<満点×8/10 D:合計点<満点×5/10	<主要な業務実績> □優良種馬の生産・供給 △純粋種農用馬の生産・供給 2/2点 (B) △日本在来馬の保存支援 2/2点 (B) 合計 4/4点	<自己評価> B
(ア) 純粋種農用馬(ブルトン種・ベルシュロン種)などについては、繁殖能力の向上を図るとともに、品種の特性に応じた体型となるよう選抜を行い、種畜などの生産・供給を行う。	(ア) 純粋種農用馬(ブルトン種・ベルシュロン種)等については、受胎率やほ育能力等の繁殖能力の向上を図るとともに、体型データを収集し、これら形質に優れたものを選抜する。これらにより、品種の特性に優れた種畜等の生産・供給を行う。	△純粋種農用馬の生産・供給 S:計画を大きく上回り、かつ顕著な成績が得られた A:計画を上回る成果が得られた B:計画どおり順調に実施された C:計画どおり実施されず、改善を要する D:計画どおり実施されず、当該業務の廃止を含めた抜本的な改善を求める必要があると認められる	<主要な業務実績> 純粋種農用馬(ブルトン種・ベルシュロン種)等について、受胎率やほ育能力等の繁殖能力の向上を図るとともに、体型データを収集し、これら形質に優れたものを選抜した。これらにより、品種の特性に優れた種畜等の生産・供給を行い、計画どおり実施した。	<自己評価> B
(イ) 日本在来馬については、ジーンバンクとしての取組のほか、関係機関・団体などと協力して、地域における保存・繁殖などの取組を支援する。	(イ) 民間等が行う日本在来馬の保存を支援するため、ジーンバンクとしての取組のほか、関係機関・団体等と協力して、地域における保存・繁殖、技術情報の提供、技術指導等に積極的に取り組む。	△日本在来馬の保存支援 S:計画を大きく上回り、かつ顕著な成績が得られた A:計画を上回る成果が得られた B:計画どおり順調に実施された C:計画どおり実施されず、改善を要する D:計画どおり実施されず、当該業務の廃止を含めた抜本的な改善を求める必要があると認められる	<主要な業務実績> 民間等が行う日本在来馬の保存を支援するため、ジーンバンクとして生体や凍結精液による保存に取り組むとともに、関係機関・団体等と協力して、地域における在来馬の保存会に対し、凍結精液の生産・保存や繁殖に有用な技術指導等に積極的に取り組み、計画どおり実施した。	<自己評価> B
(6) めん羊・山羊 多様な畜産経営を支援するため、民間などにおけるめん羊・山羊の生産のための技術や知識の普及を図るとともに、改良の推進を支援する。このため、以下の取組を行う。	(6) めん羊・山羊 多様な畜産経営を支援するため、民間等におけるめん羊・山羊の生産のための技術や知識の普及を図るとともに、改良の推進を支援する。このため、以下の取組を行う。	◇めん羊・山羊 指標＝「細項目の項目数×2」(満点)に対する「各細項目の点数の合計値」(合計点)の比率 各細項目の評価点数の区分は以下のとおりとする。 S評価:4点、A評価:3点、B評価:2点、C評価:1点、D評価:0点 A:満点×12/10≤合計点 B:満点×8/10≤合計点<満点×12/10 C:満点×5/10≤合計点<満点×8/10 D:合計点<満点×5/10	<主要な業務実績> ◇めん羊・山羊 □民間等への技術支援等 2/2点 (B) □繁殖技術及び飼養管理技術の向上 2/2点 (B) 合計 4/4点	<自己評価> B

項目別調査

ア 民間などによる育種改良を支援するため、意見・情報交換を積極的に行うとともに、必要に応じて技術的支援及び家畜などの育種改良素材の提供を行う。	ア 民間等への技術支援のため、毎年1回以上、協議会を通じ、飼養管理技術や近親交配を避けるための種畜入手等に関して、関係機関、生産者等との意見・情報交換を実施するとともに、必要に応じて技術指導等の技術的支援及び家畜等の育種改良素材の提供を行う。	□民間等への技術支援等 S:計画を大きく上回り、かつ顕著な成績が得られた A:計画を上回る成果が得られた B:計画どおり順調に実施された C:計画どおり実施されず、改善を要する D:計画どおり実施されず、当該業務の廃止を含めた抜本的な改善を求める必要があると認められる	<主要な業務実績> 民間等への技術支援のため、毎年1回以上、協議会を通じ、飼養管理技術や近親交配を避けるための種畜入手等に関して、関係機関、生産者等との意見・情報交換を実施するとともに、必要に応じて技術指導等の技術的支援及び家畜等の育種改良素材の提供を行い、計画どおり実施した。	<自己評価> B
イ 家畜人工授精などの繁殖技術及び飼養管理技術の向上を図るとともに、これらの技術の民間での普及に努める。	イ 家畜改良増殖法に基づく家畜人工授精師免許(めん羊又は山羊)の講習会を行う。 また、家畜人工授精師等を対象に家畜人工授精技術研修会等を行う。さらに、センター職員が生産現地に出向き家畜人工授精等の技術講習を行う。	□繁殖技術及び飼養管理技術の向上 S:計画を大きく上回り、かつ顕著な成績が得られた A:計画を上回る成果が得られた B:計画どおり順調に実施された C:計画どおり実施されず、改善を要する D:計画どおり実施されず、当該業務の廃止を含めた抜本的な改善を求める必要があると認められる	<主要な業務実績> 家畜改良増殖法に基づく家畜人工授精師免許(めん羊又は山羊)取得のための講習会を行った。また、家畜人工授精師等を対象に、家畜人工授精技術研修会等を行うとともに、センター職員が生産現地に出向き家畜人工授精等の技術講習を行い、計画どおり実施した。	<自己評価> B
(7) 家畜の飼養管理の改善	(7) 家畜の飼養管理の改善	◇家畜の飼養管理の改善 指標＝「細項目の項目数×2」(満点)に対する「各細項目の点数の合計値」(合計点)の比率 各細項目の評価点数の区分は以下のとおりとする。 S評価:4点、A評価:3点、B評価:2点、C評価:1点、D評価:0点 A:満点×12/10≦合計点 B:満点×8/10≦合計点<満点×12/10 C:満点×5/10≦合計点<満点×8/10 D:合計点<満点×5/10	<主要な業務実績> ◇家畜の飼養管理の改善 □損耗率の低減、受胎率や育成率の向上 2/2点 (B) □生産コスト縮減 2/2点 (B) 合計 4/4点	<自己評価> B
ア 長期的にひっ迫基調の穀物需給にも対応し得るよう、家畜の飼料利用性の改善に取り組むのみならず、改良された家畜の能力が十分発揮されるよう、飼養管理の改善による家畜の損耗率の低減や、受胎率、育成率などの向上に取り組む。	ア 長期的にひっ迫基調の穀物需給にも対応し得るよう、家畜の飼料利用性の改善に取り組むのみならず、改良された家畜の能力が十分発揮されるよう、飼養管理の改善による家畜の損耗率の低減、受胎率や育成率等の向上について、各牧場において目標を設定し、取り組む。	□損耗率の低減、受胎率や育成率の向上 S:計画を大きく上回り、かつ顕著な成績が得られた A:計画を上回る成果が得られた B:計画どおり順調に実施された C:計画どおり実施されず、改善を要する D:計画どおり実施されず、当該業務の廃止を含めた抜本的な改善を求める必要があると認められる	<主要な業務実績> 家畜の成長に合わせた群管理等による飼料利用性の改善の他、改良された家畜の能力を十分に発揮するため、家畜の損耗率の低減、受胎率や育成率等の向上について、衛生管理の徹底、飼養管理の改善、職員の技術向上等により、各牧場が設定した目標を達成した。	<自己評価> B

項目別調書

イ 種畜の生産コストを削減するため、コストの把握に努めつつ、引き続き家畜の飼養管理の効率化や省力化に努める。	イ 種畜の生産コストの削減を図るため、経年比較ができるコスト試算を行い、家畜の飼養管理の効率化や省力化を図る。	□生産コスト削減 S:計画を大きく上回り、かつ顕著な成績が得られた A:計画を上回る成果が得られた B:計画どおり順調に実施された C:計画どおり実施されず、改善を要する D:計画どおり実施されず、当該業務の廃止を含めた抜本的な改善を求める必要があると認められる	<主要な業務実績> 種畜の生産コストの把握・分析による経費節減を図るため、種畜の生産コスト試算を実施し、家畜の飼養管理の効率化や省力化を行った。	<自己評価> B
(8) 家畜伝染性疾病などのリスク管理の強化 貴重な育種素材を家畜伝染性疾病などにより損失しないよう、防疫を徹底する。また、万が一に備え、複数の牧場で飼養するなど、リスクヘッジを行う。	(8) 家畜伝染性疾病に対するリスク管理の強化	◇家畜伝染性疾病に対するリスク管理の強化 指標＝「細項目の項目数×2」(満点)に対する「各細項目の点数の合計値」(合計点)の比率 各細項目の評価点数の区分は以下のとおりとする。 S評価:4点、A評価:3点、B評価:2点、C評価:1点、D評価:0点 A:満点×12/10≤合計点 B:満点×8/10≤合計点<満点×12/10 C:満点×5/10≤合計点<満点×8/10 D:合計点<満点×5/10	<主要な業務実績> ◇家畜伝染性疾病に対するリスク管理の強化 □防疫対策の徹底 2/2点 (B) □保有遺伝資源のリスク分散 2/2点 (B) 合計 4/4点	<自己評価> B
	ア 防疫対策を徹底するため、家畜伝染性疾病に関する定期的な検査を実施するとともに、防疫エリアを明確にし、外部から家畜伝染性疾病の要因が侵入しないよう、徹底的な衛生措置を行う。(再掲)	□防疫対策の徹底 S:計画を大きく上回り、かつ顕著な成績が得られた A:計画を上回る成果が得られた B:計画どおり順調に実施された C:計画どおり実施されず、改善を要する D:計画どおり実施されず、当該業務の廃止を含めた抜本的な改善を求める必要があると認められる	<主要な業務実績> 防疫対策を徹底するため、毎年度の衛生検査計画に沿って家畜伝染性疾病に関する定期的かつ継続的な検査を実施した。防疫エリアについては、「牧場区域」「飼養管理区域」「畜舎区域」を明確にし、外部から家畜伝染性疾病の要因が侵入しないよう衛生管理を行った。平成26年度にセンター本所において豚流行性下痢(PED)が発生したが、速やかな初動防疫により限定的な発生に留めた。(再掲)	<自己評価> B
	イ 家畜伝染性疾病の侵入等により貴重な遺伝資源を失うことがないよう、必要に応じて複数の牧場での分散飼養を行う。(再掲)	□保有遺伝資源のリスク分散 S:計画を大きく上回り、かつ顕著な成績が得られた A:計画を上回る成果が得られた B:計画どおり順調に実施された C:計画どおり実施されず、改善を要する D:計画どおり実施されず、当該業務の廃止を含めた抜本的な改善を求める必要があると認められる	<主要な業務実績> 家畜伝染性疾病の侵入等により貴重な遺伝資源を失うことがないよう、各畜種ごとにリスク分散を図るため、計画的に生体等を複数の牧場を活用して分散させて管理し、計画どおり実施した。(再掲)	<自己評価> B

項目別調査

(9) 家畜の遺伝資源の保存 家畜の多様な育種改良を進める観点から、遺伝資源の収集・保存を行うとともに、関係機関との連携を図る。	(9) 家畜の遺伝資源の保存 家畜の多様な育種改良を進める観点から、多様な家畜の遺伝資源について、独立行政法人農業生物資源研究所等の関係機関と連携を図りながら、収集・保存及び特性調査を実施する。	◇家畜の遺伝資源の保存 S: 計画を大きく上回り、かつ顕著な成績が得られた A: 計画を上回る成果が得られた B: 計画どおり順調に実施された C: 計画どおり実施されず、改善を要する D: 計画どおり実施されず、当該業務の廃止を含めた抜本的な改善を求める必要があると認められる	<主要な業務実績> 家畜の多様な育種改良を進める観点から、多様な家畜の遺伝資源について、国立研究開発法人農業生物資源研究所と連携を図りながら、収集・保存及び特性調査を実施し、計画どおり実施した。	<自己評価> B
2 飼料作物の増殖に必要な種苗の生産・供給 自給飼料の増産を推進し、飼料自給率の向上を図るためには、飼料作物の優良品種の普及による生産性及び品質の向上が必要である。このため、我が国の気候風土に適応し、高収量性、病害抵抗性、耐倒伏性などの特徴を持つ飼料作物の優良品種の普及に必要な種苗の生産・供給を行うこととし、特に、次の業務に重点を置いて、取組を進めるものとする。	第2-2 飼料作物の増殖に必要な種苗の生産・供給	○飼料作物の増殖に必要な種苗の生産・供給 指標＝「小項目の項目数×2」(満点)に対する「各小項目の点数の合計値」(合計点)の比率 各小項目の評価点数の区分は以下のとおりとする。 S評価: 4点、A評価: 3点、B評価: 2点、C評価: 1点、D評価: 0点 A: 満点×12/10 ≤ 合計点 B: 満点×8/10 ≤ 合計点 < 満点×12/10 C: 満点×5/10 ≤ 合計点 < 満点×8/10 D: 合計点 < 満点×5/10	<主要な業務実績> ○飼料作物の増殖に必要な種苗の生産・供給 ◇国内育成品種の種苗増殖 2/2点 (B) ◇生産量の向上 2/2点 (B) ◇飼料用稲種子の安定供給確保 2/2点 (B) ◇地域適応性等の検定試験の実施 2/2点 (B) ◇奨励品種選定試験結果等の情報提供 2/2点 (B) ◇飼料作物の遺伝資源の保存 2/2点 (B) 合計 12/12点	<自己評価> B
(1) 飼料作物種苗の生産・供給 我が国の風土に適した国内育成品種の定着を更に進める必要があるため、新品種・系統などについて、OECD(経済協力開発機構)品種証明制度に基づく要件に適合した種苗の増殖を図る。 また、国内育成品種の種苗増殖において、ほ場の生産性と精選技術の改善などにより、単位面積当たりの生産量を5%向上させる。 飼料用稲種子については、都道府県による生産供給を補完し、全国における種子の安定供給を確保するため、関係機関と連携しつつ生産を行う。	(1) 国内育成品種の種苗増殖については、OECD(経済協力開発機構)品種証明制度等に基づく要件に適合した生産管理の下で、新品種・系統及び需要の高い品種・系統に重点化した増殖を行う。	◇国内育成品種の種苗増殖 S: 計画を大きく上回り、かつ顕著な成績が得られた A: 計画を上回る成果が得られた B: 計画どおり順調に実施された C: 計画どおり実施されず、改善を要する D: 計画どおり実施されず、当該業務の廃止を含めた抜本的な改善を求める必要があると認められる	<主要な業務実績> 国内育成品種の種苗増殖について、OECD(経済協力開発機構)品種証明制度等に基づく要件に適合した生産管理の下で、新品種・系統及び需要の高い品種・系統に重点化した増殖を行い、計画どおり実施した。	<自己評価> B
	(2) 国内育成品種の種苗増殖において、単位面積当たりの生産量を中期目標期間中に5%向上させるため、主要草種の栽培管理及び精選技術等の改善手法を検討し、実用性の高いと判断された手法に取り組む。	◇生産量の向上 S: 計画を大きく上回り、かつ顕著な成績が得られた A: 計画を上回る成果が得られた B: 計画どおり順調に実施された C: 計画どおり実施されず、改善を要する D: 計画どおり実施されず、当該業務の廃止を含めた抜本的な改善を求める必要があると認められる	<主要な業務実績> 国内育成品種の種苗増殖における単位面積当たりの生産量を5%向上させるため、主要草種の栽培管理及び精選技術等の改善手法に取り組む、生産量5%向上を達成し、さらに改善された精選技術等をマニュアル化することとしており、計画どおり実施した。	<自己評価> B

項目別調書

	(3) 飼料用稲種子については、全国における種子の安定供給を確保するため、国をはじめとする関係機関との連携を密にし、種子の生産及び需要等の状況を把握し、都道府県による生産供給を補完する必要がある品種について、需要に応じた生産を行う。	◇飼料用稲種子の安定供給確保 S: 計画を大きく上回り、かつ顕著な成績が得られた A: 計画を上回る成果が得られた B: 計画どおり順調に実施された C: 計画どおり実施されず、改善を要する D: 計画どおり実施されず、当該業務の廃止を含めた抜本的な改善を求める必要があると認められる	<主要な業務実績> 飼料用稲種子について、国をはじめとする関係機関との連携を密にし、都道府県による生産供給を補完する必要のあった飼料用専用品種について需要に応じた生産を行い、計画どおり実施した。	<自己評価> B	
	(2) 飼料作物優良品種の普及支援 地域に適した飼料作物優良品種の育成・普及に資するため、積極的に地域適応性などの検定試験を実施する。また、奨励品種選定試験結果データベースの更新などによる情報提供や実証展示ほの設置などを行う。	(4) 地域に適した飼料作物優良品種の育成・普及に資するため、飼料作物の育成機関等との調整を行い、最大受け入れ可能な毎年概ね60系統の地域適応性等の検定試験を積極的に実施する。 ◇地域適応性等の検定試験の実施 指標＝試験系統数 S: 目標値に対する達成割合が110%以上であり、かつ特に優れた成果が認められた場合 A: 目標値に対する達成割合が110%以上 B: 目標値に対する達成割合が90%以上110%未満 C: 目標値に対する達成割合が70%以上90%未満 D: 目標値に対する達成割合が70%未満、又は業務運営の改善その他必要な措置を命ずる必要があると認められる	<主要な業務実績> 飼料作物の育成機関等との調整を行い、毎年度60系統以上の地域適応性等の検定試験を積極的に実施し、計画どおり実施した。	<自己評価> B	
	(5) 都道府県の協力を得て、毎年、奨励品種選定試験結果等のデータを入力し、データの確認、整理等を行い、データベースを更新して情報提供を行う。また、育成機関等と連携して、実証展示ほの設置又は設置への協力を行う。	◇奨励品種選定試験結果等の情報提供 S: 計画を大きく上回り、かつ顕著な成績が得られた A: 計画を上回る成果が得られた B: 計画どおり順調に実施された C: 計画どおり実施されず、改善を要する D: 計画どおり実施されず、当該業務の廃止を含めた抜本的な改善を求める必要があると認められる	<主要な業務実績> 都道府県の協力を得て、毎年、奨励品種選定試験結果等のデータを入力し、データの確認、整理等を行いデータベースを更新して情報提供を行った。また、育成機関等と連携して、実証展示ほの設置又は設置への協力を行い、計画どおり実施した。	<自己評価> B	
	(3) 飼料作物の遺伝資源の保存 様々なニーズに対応可能な飼料作物の品種開発を進める観点から、飼料作物の遺伝資源について、関係機関とも連携しつつ、栄養体保存などを行う。	(6) 様々なニーズに対応可能な飼料作物の品種開発を進める観点から、多様な飼料作物の遺伝資源について、独立行政法人農業生物資源研究所等の関係機関と連携を図りながら、地域性を考慮し、関係牧場で分担して栄養体保存等を行う。	◇飼料作物の遺伝資源の保存 S: 計画を大きく上回り、かつ顕著な成績が得られた A: 計画を上回る成果が得られた B: 計画どおり順調に実施された C: 計画どおり実施されず、改善を要する D: 計画どおり実施されず、当該業務の廃止を含めた抜本的な改善を求める必要があると認められる	<主要な業務実績> 多様な飼料作物の遺伝資源について、国立研究開発法人農業生物資源研究所等の関係機関と連携を図りながら、地域性を考慮し、関係牧場で分担して栄養体保存等を行い、計画どおり実施した。	<自己評価> B

項目別調査

3 飼料作物の種苗の検査 飼料作物の種苗の国際間流通における品種特性の維持と品質の確保を図るとともに、地域に適した飼料作物優良品種の育成・普及に資するため、OECD品種証明制度などに基づく検査及び証明を的確に実施する。その際、種子純度分析及び発芽試験の検査試料入手から結果通知までに要する期間（国際種子検査規程に定められている最低限必要な検査日数を除く。）について、平均5日程度（営業日）を維持する。 また、ISTA（国際種子検査協会）検査所認定制度を利用し、高い検査の技術水準を維持する。	第2-3 飼料作物の種苗の検査	○飼料作物の種苗の検査 指標＝「小項目の項目数×2」（満点）に対する「各小項目の点数の合計値」（合計点）の比率 各小項目の評価点数の区分は以下のとおりとする。 S評価：4点、A評価：3点、B評価：2点、C評価：1点、D評価：0点 A：満点×12/10≤合計点 B：満点×8/10≤合計点<満点×12/10 C：満点×5/10≤合計点<満点×8/10 D：合計点<満点×5/10	<主要な業務実績> ○飼料作物の種苗の検査 ◇OECD品種証明制度等に基づく検査及び証明 2/2点 (B) ◇ISTA（国際種子検査協会）認定の維持 2/2点 (B) 合計 4/4点	<自己評価> B
	(1) OECD品種証明制度等に基づく、海外増殖用等の飼料作物種苗の検査及び証明を的確に実施する。その際、検査及び事務処理を効率的に実施して、種子純度分析及び発芽試験の検査試料入手から結果通知までに要する期間（国際種子検査規程に定められている最低限必要な検査日数を除く。）について平均5日程度（営業日）を維持する。	◇OECD品種証明制度等に基づく検査及び証明 指標＝結果通知までに要する期間 S：目標値に対する達成割合が110%以上であり、かつ特に優れた成果が認められた場合 A：目標値に対する達成割合が110%以上 B：目標値に対する達成割合が90%以上110%未満 C：目標値に対する達成割合が70%以上90%未満 D：目標値に対する達成割合が70%未満、又は業務運営の改善その他必要な措置を命ずる必要があると認められる	<主要な業務実績> OECD品種証明制度等に基づき各区分の検査及び証明を的確に実施した。その際、種子検定における種子純度分析及び発芽試験の検査試料の入手から結果通知までに要する期間を平均5日以下（営業日）に維持し、計画どおり実施した。	<自己評価> B
	(2) ISTA（国際種子検査協会）検査所認定基準の要件を満たすよう、内部監査等の品質管理活動を実施し、3年毎に更新されるISTA認定☆を維持する。 このため、検査結果の信頼性を確保するため、リングテスト（同等の試料を用いて技能を比較する試験）を行う。また、職員の技能を平準化するため、リングテストの結果に基づく技術指導を行う。 また、検査技術の高度化を図るため、高度な発芽試験法（テトラゾリウム法）を習得して、中期目標期間中に種苗の検査へ適用する。	◇ISTA（国際種子検査協会）認定の維持 S：計画を大きく上回り、かつ顕著な成績が得られた A：計画を上回る成果が得られた B：計画どおり順調に実施された C：計画どおり実施されず、改善を要する D：計画どおり実施されず、当該業務の廃止を含めた抜本的な改善を求める必要があると認められる	<主要な業務実績> ISTA（国際種子検査協会）検査所認定基準の要件を満たすよう、内部監査等の品質管理活動を的確に実施するとともに、ISTAによる認定更新のための査察に適切に対応した結果、ISTA認定が維持された。 また、検査担当者を対象に計画どおりリングテストを実施し、その結果に基づき、必要な技術指導を行った。 さらに、テトラゾリウム法を習得して発芽検査における不発芽の原因の確認のために適用し、計画どおり実施した。	<自己評価> B

項目別調書

4 調査研究 家畜の育種改良、飼養管理の改善などによる特色ある家畜による多様な畜産経営の振興に資するため、生産現場や消費者のニーズも踏まえ、センターが実施する家畜の改良や飼養管理などに応用できる技術の調査研究に取り組む。業務の重点化を図るため、研究要素の強い業務(資源循環型の窒素成分強化たい肥を用いた飼料作物栽培に関する調査、食味に関する新たな理化学分析項目の開発、体細胞クローン牛の調査)については、他の研究開発機関に委ねるなど、役割分担を明確化する。	第2-4 調査研究 センターは、家畜の育種改良、飼養管理の改善等を通じて特色ある家畜による多様な畜産経営の振興に資するため、生産現場や消費者のニーズも踏まえ家畜改良増殖目標を達成すべくセンターが実施している家畜の改良や飼養管理等に応用できる調査研究に取り組む。 具体的には、以下の項目に取り組み、育種改良関係技術、繁殖関連技術及び飼養管理関連技術の調査研究で得られた成果、開発された技術等について取りまとめを行い、技能平準化のための技術指導を行う。 なお、この取組に当たっては、試験研究機関等との定期的な連絡・調整会議の開催等により役割分担を明確にしつつ、調査研究課題について毎年2回の内部検討会(事前、中間)及び1回の外部有識者による検討会(事前)を開催し、必要な見直しを行う。また、研究要素の強い業務(資源循環型の窒素成分強化たい肥を用いた飼料作物栽培に関する調査、食味に関する新たな理化学分析項目の開発及び体細胞クローン牛の調査)については、他の研究開発機関に委ねる。	○調査研究 指標＝「小項目の項目数×2」(満点)に対する「各小項目の点数の合計値」(合計点)の比率 各小項目の評価点数の区分は以下のとおりとする。 S評価:4点、A評価:3点、B評価:2点、C評価:1点、D評価:0点 A:満点×12/10≤合計点 B:満点×8/10≤合計点<満点×12/10 C:満点×5/10≤合計点<満点×8/10 D:合計点<満点×5/10	<主要な業務実績> ○調査研究 ◇育種改良関連技術 2/2点 (B) ◇繁殖関連技術 2/2点 (B) ◇飼養管理関連技術 2/2点 (B) 合計 6/6点	<自己評価> B
(1) 育種改良関係技術 センターが実施する家畜の育種改良を効率的に進めるため、遺伝子解析技術及び食肉評価手法の改善を行うとともに、これらから得られる情報の育種改良への利用について調査研究を行う。 遺伝子解析情報を活用した育種手法については、技術の実証を行い、実際に育種集団における選抜に利用可能な水準まで高め、27年度中に実用化する。 食肉評価手法については、食味に関連した評価指標の更なる検討と家畜の選抜への利用について検討を	(1) 育種改良関連技術 センターが実施する家畜の育種改良を効率的に進めるため、遺伝子解析技術及び食肉評価手法の改善を行うとともに、これらから得られる情報の育種改良への利用について調査研究を行うこととし、	◇育種改良関連技術 指標＝「細項目の項目数×2」(満点)に対する「各細項目の点数の合計値」(合計点)の比率 各細項目の評価点数の区分は以下のとおりとする。 S評価:4点、A評価:3点、B評価:2点、C評価:1点、D評価:0点 A:満点×12/10≤合計点 B:満点×8/10≤合計点<満点×12/10 C:満点×5/10≤合計点<満点×8/10 D:合計点<満点×5/10	<主要な業務実績> ◇育種改良関連技術 □遺伝子解析情報を活用した育種手法 2/2点 (B) □食肉の食味に関する評価手法 2/2点 (B) 合計 4/4点	<自己評価> B

項目別調査

行うとともに、当該評価指標を基に遺伝子解析に取り組み、指標と関連する遺伝子を抽出し、選抜への利用に向けた検討を進める。	ア 遺伝子解析情報を活用した育種手法については、平成25年度までに牛の脂肪酸組成、豚の繁殖性、鶏の羽色と遺伝子解析情報との関連性を調査し、技術の実証を行いつつ、実際に育種集団における選抜に利用可能な水準まで高め、平成27年度中に実用化する。	□遺伝子解析情報を活用した育種手法 S:計画を大きく上回り、かつ顕著な成績が得られた A:計画を上回る成果が得られた B:計画どおり順調に実施された C:計画どおり実施されず、改善を要する D:計画どおり実施されず、当該業務の廃止を含めた抜本的な改善を求める必要があると認められる	<主要な業務実績> 遺伝子解析情報を活用した育種手法については、牛の脂肪酸組成、豚の繁殖性、鶏の羽色と遺伝子解析情報との関連を明らかにし、センサー育種集団を用いて技術の実証を行い、実際に選抜の指標として活用するなど、計画どおり実施した。	<自己評価> B
	イ 食肉評価手法については、食味に関連した評価指標のさらなる検討と家畜の選抜への利用について検証し、平成25年度までに食味に関連した評価指標を示す。平成26年度以降当該評価指標の改善と遺伝子解析に取り組み、指標と関連する遺伝子を抽出し、選抜への利用に向けた検討を進める。	□食肉の食味に関する評価手法 S:計画を大きく上回り、かつ顕著な成績が得られた A:計画を上回る成果が得られた B:計画どおり順調に実施された C:計画どおり実施されず、改善を要する D:計画どおり実施されず、当該業務の廃止を含めた抜本的な改善を求める必要があると認められる	<主要な業務実績> 食肉評価手法については、人の食肉の嗜好を評価する手法を確立し、本手法等を利用し食味の評価指標の検討と家畜の選抜への利用について検証し、食味の評価指標を示すとともに、当該指標の改善と指標と関連する遺伝子を抽出し、選抜への利用に向けた検討を進めるなど、計画どおり実施した。	<自己評価> B
(2) 繁殖関連技術 優良な家畜の増殖を実現するため、家畜受精卵などの新たな生産技術の検討を行い、利用性・実用性を実証する。家畜の生産性向上のため、受胎率の向上に資する技術の改善などを行う。また、家畜改良を効率的に進めるための繁殖関連技術の普及に向けた技術的支援を進める。	(2) 繁殖関連技術	◇繁殖関連技術 指標＝「細項目の項目数×2」(満点)に対する「各細項目の点数の合計値」(合計点)の比率 各細項目の評価点数の区分は以下のとおりとする。 S評価:4点、A評価:3点、B評価:2点、C評価:1点、D評価:0点 A:満点×12/10≤合計点 B:満点×8/10≤合計点<満点×12/10 C:満点×5/10≤合計点<満点×8/10 D:合計点<満点×5/10	<主要な業務実績> ◇繁殖関連技術 □優良な家畜の増殖の実現 2/2点 (B) □肉用牛の受胎率向上 2/2点 (B) □技術的支援の実施 2/2点 (B) 合計 6/6点	<自己評価> B
	ア 優良な家畜の増殖を実現するため、家畜受精卵等の新たな生産技術の検討を行い、利用性・実用性を実証することとし、	□優良な家畜の増殖の実現 指標＝「微項目の項目数×2」(満点)に対する「各微項目の点数の合計値」(合計点)の比率 各微項目の評価結果の区分は以下のとおりとする。 S評価:4点、A評価:3点、B評価:2点、C評価:1点、D評価:0点 A:満点×12/10≤合計点 B:満点×8/10≤合計点<満点×12/10 C:満点×5/10≤合計点<満点×8/10 D:合計点<満点×5/10	<主要な業務実績> □優良な家畜の増殖の実現 △肉用牛 2/2点 (B) △豚 2/2点 (B) 合計 4/4点	<自己評価> B

項目別調査

(ア)肉用牛については、検定精度の向上に資するため、受精卵の割球分離法を用いた一卵性双子の繁殖技術の改善を行い、平成27年度までに一卵性双子の生産率を現状から10ポイント程度引き上げる。	△肉用牛 S:計画を大きく上回り、かつ顕著な成績が得られた A:計画を上回る成果が得られた B:計画どおり順調に実施された C:計画どおり実施されず、改善を要する D:計画どおり実施されず、当該業務の廃止を含めた抜本的な改善を求める必要があると認められる	<主要な業務実績> 受精卵の割球分離法を用いた一卵性双子生産のための繁殖技術として、良質な体外受精卵の選別、卵子のガラス化保存及び受精卵の割球分離について技術の改善に取り組み、一卵性双子の生産率が現状の水準から約10ポイント程度向上する効率的な生産方法を確立した。	<自己評価> B
(イ)豚については、生体配布に代わり受精卵による配布を促進するため、平成27年度までに豚受精卵の凍結技術と非外科的移植技術を実用化する。	△豚 S:計画を大きく上回り、かつ顕著な成績が得られた A:計画を上回る成果が得られた B:計画どおり順調に実施された C:計画どおり実施されず、改善を要する D:計画どおり実施されず、当該業務の廃止を含めた抜本的な改善を求める必要があると認められる	<主要な業務実績> 豚については、生体配布に代わり受精卵による配布を促進するため、操作性の良い移植器具を開発するなどにより、豚受精卵の凍結技術と非外科的移植技術の実用化を進めた。	<自己評価> B
イ 肉用牛の受胎率向上のため、平成26年度までに血液中の代謝物質を指標とした飼養管理マニュアルを作成する。	△肉用牛の受胎率向上 S:計画を大きく上回り、かつ顕著な成績が得られた A:計画を上回る成果が得られた B:計画どおり順調に実施された C:計画どおり実施されず、改善を要する D:計画どおり実施されず、当該業務の廃止を含めた抜本的な改善を求める必要があると認められる	<主要な業務実績> 黒毛和種経産牛及び育成雌牛を対象に代謝プロファイルテスト(MPT)を行い、受胎率が良好となる血液成分値等の適正範囲を明らかにするとともに、放牧牛においてもMPTが受胎率向上に有用であることを確認した。これらの成果を取りまとめ、平成26年度に飼養管理マニュアルを作成するなど、計画どおり実施した。	<自己評価> B
ウ 家畜改良を効率的に進めるため、上記の繁殖関連技術の普及に向けた技術的支援を行う。	△技術的支援の実施 S:計画を大きく上回り、かつ顕著な成績が得られた A:計画を上回る成果が得られた B:計画どおり順調に実施された C:計画どおり実施されず、改善を要する D:計画どおり実施されず、当該業務の廃止を含めた抜本的な改善を求める必要があると認められる	<主要な業務実績> センターが開発した受精卵の割球分離技術を用いた一卵性双子生産技術、豚受精卵の凍結技術と非外科的移植技術及び血液代謝物質を指標とした肉用牛の受胎率向上技術等の繁殖関連技術の普及に向けた技術的支援を行った。	<自己評価> B

項目別調書

(3) 飼養管理関連技術 自給飼料基盤に立脚した畜産の推進を図るため、放牧関連技術の改善を図る。また、特色ある家畜による多様な畜産経営の支援及び飼料自給率向上などのため、飼養管理技術に関する調査・実証に取り組むとともに、センターが開発した飼養管理技術の普及に向けた技術的支援を進める。 また、飼料用米やエコフィードなどの家畜への給与方法の改善に向けた取組を行う。	(3) 飼養管理関連技術	◇飼養管理関連技術指標＝「細項目の項目数×2」(満点)に対する「各細項目の点数の合計値」(合計点)の比率 各細項目の評価点数の区分は以下のとおりとする。 S評価:4点、A評価:3点、B評価:2点、C評価:1点、D評価:0点 A:満点×12/10≤合計点 B:満点×8/10≤合計点<満点×12/10 C:満点×5/10≤合計点<満点×8/10 D:合計点<満点×5/10	<主要な業務実績> ◇飼養管理関連技術 □放牧関連技術の改善 2/2点 (B) □飼養管理技術に関する調査等の実施 2/2点 (B) □給与方法の改善 2/2点 (B) □技術的支援の実施 2/2点 (B) 合計 8/8点	<自己評価> B
	ア 自給飼料基盤に立脚した畜産の推進を図るため、褐毛和種、日本短角種等の粗放的な放牧関連技術を活用し、繁殖・肥育一貫生産技術を改善する。	□放牧関連技術の改善 S:計画を大きく上回り、かつ顕著な成績が得られた A:計画を上回る成果が得られた B:計画どおり順調に実施された C:計画どおり実施されず、改善を要する D:計画どおり実施されず、当該業務の廃止を含めた抜本的な改善を求める必要があると認められる	<主要な業務実績> 自給飼料基盤に立脚した畜産の推進を図るため、褐毛和種、日本短角種等の粗放的な放牧関連技術を活用し、繁殖性、産肉性等の特性を明らかにしたことにより、繁殖・肥育一貫生産技術を改善した。	<自己評価> B
	イ 特色ある家畜による多様な畜産経営の支援及び飼料自給率向上等のため、ブラウンスイス種の粗飼料利用性、放牧適性等の特性調査に取り組む。	□飼養管理技術に関する調査等の実施 S:計画を大きく上回り、かつ顕著な成績が得られた A:計画を上回る成果が得られた B:計画どおり順調に実施された C:計画どおり実施されず、改善を要する D:計画どおり実施されず、当該業務の廃止を含めた抜本的な改善を求める必要があると認められる	<主要な業務実績> ブラウンスイス(BS)種の粗飼料利用性、放牧適性等を明らかにするため、農家を対象にした調査等を踏まえて特性調査に取り組み、BS種について代用乳の多給与により発育が改善できること、不受胎牛は受胎牛よりも発情時間が長いこと、ホルスタイン(HL)種に比べて食草時間が長く栄養度が高い等の特徴を明らかにした。	<自己評価> B
	ウ 豚、鶏等に飼料用米やエコフィードを給与した場合の畜産物の特性や給与方法の改善に向けた取組を行う。	□給与方法の改善 S:計画を大きく上回り、かつ顕著な成績が得られた A:計画を上回る成果が得られた B:計画どおり順調に実施された C:計画どおり実施されず、改善を要する D:計画どおり実施されず、当該業務の廃止を含めた抜本的な改善を求める必要があると認められる	<主要な業務実績> 豚、鶏等に飼料用米やエコフィードを給与した場合の畜産物の特性や給与方法の改善に向けた取組を行った。	<自己評価> B

項目別調書

	エ センターが開発した上記の飼養管理技術の普及に向けた技術的支援を行う。	□技術的支援の実施 S:計画を大きく上回り、かつ顕著な成績が得られた A:計画を上回る成果が得られた B:計画どおり順調に実施された C:計画どおり実施されず、改善を要する D:計画どおり実施されず、当該業務の廃止を含めた抜本的な改善を求める必要があると認められる	<主要な業務実績> 放牧関連技術、ブラウンスイスの飼養管理技術、エコフィードの給与方法等センターが開発した飼養管理技術の普及に向けて、技術的支援を実施した。	<自己評価> B
5 講習及び指導 調査研究の成果や長年の歴史の中で培われてきた知識や技術の普及を図り、我が国畜産の発展に寄与するため、以下の取組を行う。	第2-5 講習及び指導	○講習及び指導 指標＝「小項目の項目数×2」(満点)に対する「各小項目の点数の合計値」(合計点)の比率 各小項目の評価点数の区分は以下のとおりとする。 S評価:4点、A評価:3点、B評価:2点、C評価:1点、D評価:0点 A:満点×12/10≤合計点 B:満点×8/10≤合計点<満点×12/10 C:満点×5/10≤合計点<満点×8/10 D:合計点<満点×5/10	<主要な業務実績> ○講習及び指導 ◇成果等の情報提供 2/2点 (B) ◇技術の普及指導 2/2点 (B) ◇海外技術協力 2/2点 (B) 合計 6/6点	<自己評価> B
(1) 成果などの情報提供 ホームページ、学会、学会誌、業界紙などを活用し、センターの調査研究の成果などを提供する。また、センターが行った各種調査などの成果に関する情報を整理・分析し、提供する。このような情報を毎年90件以上提供する。	(1) 成果等の情報提供 センターが行った各種調査等の成果に関する情報を整理・分析し、ホームページ、学会、学会誌、業界紙等を活用して提供する。学会・研究会での口頭、ポスター発表、学会報・研究会報への投稿発表、ホームページへの掲載等により毎年90件以上の情報を提供する。	◇成果等の情報提供 指標＝調査研究の成果の情報提供件数 S:目標値に対する達成割合が120%以上であり、かつ特に優れた成果が認められた場合 A:目標値に対する達成割合が120%以上 B:目標値に対する達成割合が100%以上120%未満 C:目標値に対する達成割合が80%以上100%未満 D:目標値に対する達成割合が80%未満、又は業務運営の改善その他必要な措置を命ずる必要があると認められる	<主要な業務実績> 各種調査等の成果について、学会・研究会での口頭、ポスター発表、学会報・研究会報への投稿発表、ホームページへの掲載等により、毎年度目標を上回る件数の情報を提供した。	<自己評価> B

項目別調書

(2) 技術の普及指導	(2) 技術の普及指導	◇技術の普及指導 指標＝「細項目の項目数×2」(満点)に対する「各細項目の点数の合計値」(合計点)の比率 各細項目の評価点数の区分は以下のとおりとする。 S評価:4点、A評価:3点、B評価:2点、C評価:1点、D評価:0点 A:満点×12/10≤合計点 B:満点×8/10≤合計点<満点×12/10 C:満点×5/10≤合計点<満点×8/10 D:合計点<満点×5/10	<主要な業務実績> ◇技術の普及指導 □家畜の飼養管理技術等の普及 2/2点 (B) □センターが独自に実施する研修 2/2点 (B) □中央畜産技術研修の実施 2/2点 (B) □民間機関等の個別研修の受入 2/2点 (B) 合計 6/6点	<自己評価> B
ア 家畜飼養管理技術などの普及 政策課題に対応した家畜の管理技術、飼料の生産・利用技術、放牧利用技術などについて、技術の実証展示や見学の受入れなどにより普及に努める。このため、技術展示会への出展などを毎年24回以上実施する。	ア 家畜の飼養管理技術等の普及 政策課題に対応した家畜の管理技術、飼料用米も含む飼料の生産・利用技術、放牧利用技術等について、畜産関係者に情報提供するための実証展示や見学の受入を行うとともに、技術展示会への出展、場所公開、地域産業祭での展示等を毎年24回以上実施する。	□家畜の飼養管理技術等の普及 指標＝技術展示回数 S:目標値に対する達成割合が120%以上であり、かつ特に優れた成果が認められた場合 A:目標値に対する達成割合が120%以上 B:目標値に対する達成割合が100%以上120%未満 C:目標値に対する達成割合が80%以上100%未満 D:目標値に対する達成割合が80%未満、又は業務運営の改善その他必要な措置を命ずる必要があると認められる	<主要な業務実績> 政策課題に対応した畜産技術等について、実証展示や見学の受入を行うとともに、技術展示会への出展、場所公開及び地域産業祭において、毎年度目標を上回る回数の展示等を実施した。	<自己評価> B
イ センターが独自に実施する研修などの重点化 センターが独自に実施する研修などについて、酪農ヘルパーや畜産環境保全のための研修を新たに追加する。また、畜産新技術、飼料作物優良品種及びセンターの調査研究の成果を生産現場に普及させるための研修・講習などの現場でのニーズの高いものや、家畜人工授精師などの免許取得のための講習会について、引き続き実施するとともに、ニーズの低いものについては見直しを行い、研修などの内容について重点化を図る。	イ センターが独自に実施する研修等	□センターが独自に実施する研修 指標＝「微項目の項目数×2」(満点)に対する「各微項目の点数の合計値」(合計点)の比率 各微項目の評価結果の区分は以下のとおりとする。 S評価:4点、A評価:3点、B評価:2点、C評価:1点、D評価:0点 A:満点×12/10≤合計点 B:満点×8/10≤合計点<満点×12/10 C:満点×5/10≤合計点<満点×8/10 D:合計点<満点×5/10	<主要な業務実績> □センターが独自に実施する研修 △酪農ヘルパー、畜産環境保全のための研修 2/2点 (B) △生産現場技術の研修 2/2点 (B) △免許取得講習会の開催 2/2点 (B) 合計 6/6点	<自己評価> B

項目別調査書

(ア) センターの家畜、草地、施設等のフィールドを活用して、酪農ヘルパー、畜産環境保全のための研修等を追加して行う。これらの研修等については、研修生が即戦力となるために十分な知識が必要となることから、修了試験において習得したと評価する割合が80%以上とする。	△酪農ヘルパー、畜産環境保全のための研修 指標＝80%の者が研修内容を習得 S: 目標値に対する達成割合が120%以上であり、かつ特に優れた成果が認められた場合 A: 目標値に対する達成割合が120%以上 B: 目標値に対する達成割合が100%以上120%未満 C: 目標値に対する達成割合が80%以上100%未満 D: 目標値に対する達成割合が80%未満、又は業務運営の改善その他必要な措置を命ずる必要があると認められる	<主要な業務実績> センターの家畜、草地、施設等のフィールドを活用して、平成26年度までに酪農ヘルパー研修を24回、畜産環境保全のための研修を39回、その他の研修を16回、合計で79回の研修会を開催した。また、これらの研修については、研修生が即戦力となるために十分な知識が必要となることから研修効果測定のための修了試験を実施し、研修内容を修得したと評価された受講者の割合はいずれも80%以上となり、計画どおり実施した。	<自己評価> B
(イ) 畜産新技術、飼料作物優良品種及びセンターの調査研究成果のうち、生産現場への普及が望まれる技術等を中心に研修・講習に関するニーズについて情報収集を行うとともに、センター以外他機関等でも受入可能な内容を対象とした研修等については見直し、他機関等に委ねる。こうした対応によりニーズの高い内容へ重点化を図り、毎年10回以上の研修・講習会を開催する。	△生産現場技術の研修 指標＝研修・講習会の開催数 S: 目標値に対する達成割合が120%以上であり、かつ特に優れた成果が認められた場合 A: 目標値に対する達成割合が120%以上 B: 目標値に対する達成割合が100%以上120%未満 C: 目標値に対する達成割合が80%以上100%未満 D: 目標値に対する達成割合が80%未満、又は業務運営の改善その他必要な措置を命ずる必要があると認められる	<主要な業務実績> 研修・講習会等の計画立案にあたっては、生産現場への普及が望まれる技術を中心に各種会合での要望聴取、各種アンケート結果等を検討しニーズを把握するとともに、関係機関・団体等での研修実施予定について情報収集を行い、センター以外の他機関等でも受入可能な内容を対象とした研修等については見直し、他機関に委ねることによりニーズの高い内容の研修・講習へ重点化を図り、毎年10回以上の研修会等を開催し、計画どおり実施した。	<自己評価> B
(ウ) 家畜人工授精師等の免許取得のための講習会を毎年開催する。	△免許取得講習会の開催 指標＝講習会の開催数 S: 目標値に対する達成割合が120%以上であり、かつ特に優れた成果が認められた場合 A: 目標値に対する達成割合が120%以上 B: 目標値に対する達成割合が100%以上120%未満 C: 目標値に対する達成割合が80%以上100%未満 D: 目標値に対する達成割合が80%未満、又は業務運営の改善その他必要な措置を命ずる必要があると認められる	<主要な業務実績> 家畜人工授精師等の免許取得のための講習会を毎年開催し、計画どおり実施した。	<自己評価> B

項目別調査

ウ 中央畜産技術研修の実施 農林水産省が計画を策定する中央畜産技術研修の適切な実施に努める。また、受講生からのアンケート結果に基づき、研修サービスの向上に努めるとともに、受講生の受講ニーズの農林水産省への伝達を行う。	ウ 中央畜産技術研修の実施 農林水産省が計画を策定する中央畜産技術研修を適切に実施するとともに、受講生に対するアンケート調査により研修環境についての満足度を調査し、満足と評価する割合が80%以上となるよう研修を行う。また、農林水産省と連携して受講生に対して受講ニーズに関するアンケート調査を行い、その結果を農林水産省に報告する。	△中央畜産技術研修の実施 指標＝満足と評価する割合が80% S: 目標値に対する達成割合が120%以上であり、かつ特に優れた成果が認められた場合 A: 目標値に対する達成割合が120%以上 B: 目標値に対する達成割合が100%以上120%未満 C: 目標値に対する達成割合が80%以上100%未満 D: 目標値に対する達成割合が80%未満、又は業務運営の改善その他必要な措置を命ずる必要があると認められる	<主要な業務実績> 農林水産省が策定する計画に基づき、中央畜産技術研修を毎年度実施し、平成26年度までに計2,199名(約550名/年)の研修生を受け入れるとともに、受講生を対象に研修環境に関する満足度調査を行い、満足と評価する割合が調査項目全てで80%以上となった。また、農林水産省と連携して受講ニーズに関するアンケート調査を実施し、その結果を農林水産省に報告し、計画どおり実施した。	<自己評価> B
エ 民間機関などの個別研修の受入れ 畜産関係団体をはじめとする民間機関、都道府県、大学などからの個別研修の実施依頼については、可能な限りこれを受け入れ、講師の派遣、施設、家畜の提供に努める。 また、センターの講習に支障のない範囲で、民間機関などによる畜産技術研修会などの開催のために施設を提供し、施設の有効活用を努める。	エ 民間機関等の個別研修の受入れ	□民間機関等の個別研修の受入 指標＝「微項目の項目数×2」(満点)に対する「各微項目の点数の合計値」(合計点)の比率 各微項目の評価結果の区分は以下のとおりとする。 S評価:4点、A評価:3点、B評価:2点、C評価:1点、D評価:0点 A: 満点×12/10 ≤ 合計点 B: 満点×8/10 ≤ 合計点 < 満点×12/10 C: 満点×5/10 ≤ 合計点 < 満点×8/10 D: 合計点 < 満点×5/10	<主要な業務実績> □民間機関等の個別研修の受入 △個別研修の受入 2/2点 (B) △講師の派遣 2/2点 (B) △研修施設の提供 2/2点 (B) 合計 6/6点	<自己評価> B
	(ア) 畜産関係団体をはじめとする民間機関、都道府県、大学等からの依頼による個別の研修生を可能な限り受け入れ、講師の派遣、施設、家畜の提供を行うとともに、研修生に対して研修内容についての満足度を調査し、満足と評価する割合が80%以上となるよう研修を行う。	△個別研修の受入れ 指標＝満足と評価する割合が80% S: 目標値に対する達成割合が120%以上であり、かつ特に優れた成果が認められた場合 A: 目標値に対する達成割合が120%以上 B: 目標値に対する達成割合が100%以上120%未満 C: 目標値に対する達成割合が80%以上100%未満 D: 目標値に対する達成割合が80%未満、又は業務運営の改善その他必要な措置を命ずる必要があると認められる	<主要な業務実績> 畜産関係団体をはじめとする民間機関、都道府県、大学等からの依頼により、平成26年度までに個別研修生を延べ469名受け入れ、講師の派遣、施設、家畜の提供を行うとともに、研修生に対して研修内容についての満足度を調査し、満足と評価する割合が90%を超えており計画どおり実施した。	<自己評価> B

項目別調書

	(イ) 外部機関が行う講習会の開催に当たって、職員の派遣等の要請があった場合は、積極的に協力する。	☐ 講師の派遣 S: 計画を大きく上回り、かつ顕著な成績が得られた A: 計画を上回る成果が得られた B: 計画どおり順調に実施された C: 計画どおり実施されず、改善を要する D: 計画どおり実施されず、当該業務の廃止を含めた抜本的な改善を求める必要があると認められる	<主要な業務実績> 外部機関からの要請を受け、平成26年度までに専門的知識を有する者を講師として延べ424名を派遣した。	<自己評価> B
	(ウ) 民間機関等に対し、施設の利用可能時期、利用条件等の情報提供を行い、可能な範囲で民間機関主催研修会等へ施設を提供する等施設利用率の向上を図る。	☐ 研修施設の提供 S: 計画を大きく上回り、かつ顕著な成績が得られた A: 計画を上回る成果が得られた B: 計画どおり順調に実施された C: 計画どおり実施されず、改善を要する D: 計画どおり実施されず、当該業務の廃止を含めた抜本的な改善を求める必要があると認められる	<主要な業務実績> 民間機関等に対して施設の利用可能時期、利用条件等の情報を提供し、希望のあった民間機関主催研修等へ施設を54回提供して延べ1,720名の研修生を受け入れ、研修施設の利用率の向上を図り、計画どおり実施した。	<自己評価> B
(3) 海外技術協力 海外研修の受入国との間にネットワークを構築し、海外技術協力へのニーズを的確に把握するとともに、関係機関の要請などに基づいた専門家の研修、派遣、調査団員の派遣、海外からの研修員の受入れについて、可能な限りその要請などに応える。 また、海外技術協力に的確に対応するための人材育成を積極的に行う。	(3) 海外技術協力	☒ 海外技術協力 指標＝「細項目の項目数×2」(満点)に対する「各細項目の点数の合計値」(合計点)の比率 各細項目の評価点数の区分は以下のとおりとする。 S評価: 4点、A評価: 3点、B評価: 2点、C評価: 1点、D評価: 0点 A: 満点×12/10 ≤ 合計点 B: 満点×8/10 ≤ 合計点 < 満点×12/10 C: 満点×5/10 ≤ 合計点 < 満点×8/10 D: 合計点 < 満点×5/10	<主要な業務実績> ☒ 海外技術協力 ☐ ネットワークの構築によるニーズの的確な把握 2/2点 (B) ☐ 専門家の派遣 2/2点 (B) ☐ 研修員の受入れ 2/2点 (B) ☐ 人材育成 2/2点 (B) 合計 8/8点	<自己評価> B
ア 情報提供やアンケート調査等を確実に行い、帰国研修員を通じて海外研修の受入国との間にネットワークを構築し、海外技術協力へのニーズの把握を行う。		☐ ネットワークの構築によるニーズの的確な把握 S: 計画を大きく上回り、かつ顕著な成績が得られた A: 計画を上回る成果が得られた B: 計画どおり順調に実施された C: 計画どおり実施されず、改善を要する D: 計画どおり実施されず、当該業務の廃止を含めた抜本的な改善を求める必要があると認められる	<主要な業務実績> 帰国研修員等からの問い合わせへの回答や帰国研修員へ家畜改良センター情報誌「LIVESTOCK NETWORK」を送付し、情報提供を行うとともに、帰国研修員を対象としたアンケート調査を毎年度行い、海外技術協力へのニーズの的確な把握を行い、計画どおり実施した。	<自己評価> B

項目別調査

	イ 専門家の研修、派遣等について、関係機関の要請等に応じ、その分野について専門的知識を有する者を長期専門家、短期専門家又は調査団員として可能な限り派遣する。また、他機関所属の専門家の派遣前研修についても可能な限り要請に応える。	□専門家の派遣 S:計画を大きく上回り、かつ顕著な成績が得られた A:計画を上回る成果が得られた B:計画どおり順調に実施された C:計画どおり実施されず、改善を要する D:計画どおり実施されず、当該業務の廃止を含めた抜本的な改善を求める必要があると認められる	<主要な業務実績> (独)国際協力機構等から要請を受け、延べ3名の長期専門家、6名の短期専門家及び3名の調査団員を派遣するとともに、他機関所属の専門家の派遣前研修として3名の研修を行い、計画どおり実施した。	<自己評価> B
	ウ 海外からの研修員の受入について、関係機関の要請等に応じ、集団コース及び国別研修を実施し、研修員を可能な限り受け入れる。また、受講者に対して研修内容及び研修環境についての満足度を調査し、その改善に役立て、重点改善項目を解消する。	□研修員の受入れ S:計画を大きく上回り、かつ顕著な成績が得られた A:計画を上回る成果が得られた B:計画どおり順調に実施された C:計画どおり実施されず、改善を要する D:計画どおり実施されず、当該業務の廃止を含めた抜本的な改善を求める必要があると認められる	<主要な業務実績> (独)国際協力機構等からの要請に基づき、海外からの研修員を集団コース122名、国別研修員163名を受け入れて研修を実施した。また、受講者に対し研修内容及び研修環境についての満足度を調査し、研修内容や研修環境を改善し、計画どおり実施した。	<自己評価> B
	エ 人材リストの作成や職員の長期・短期の海外派遣、語学習得支援等により、海外技術協力的に的確に対応できる人材育成を積極的に行う。	□人材育成 S:計画を大きく上回り、かつ顕著な成績が得られた A:計画を上回る成果が得られた B:計画どおり順調に実施された C:計画どおり実施されず、改善を要する D:計画どおり実施されず、当該業務の廃止を含めた抜本的な改善を求める必要があると認められる	<主要な業務実績> 職員アンケートを実施し、海外技術協力に関心のある職員を対象に人材リストを作成した。また、長期・短期の海外派遣や語学習得のための取組等により、海外技術協力的に的確に対応できる人材育成を行い、計画どおり実施した。	<自己評価> B
6 家畜改良増殖法に基づく検査など	第2-6 家畜改良増殖法に基づく検査等	○家畜改良増殖法に基づく検査等 指標＝「小項目の数×2」(満点)に対する「各小項目の点数の合計値」(合計点)の比率 各小項目の評価点数の区分は以下のとおりとする。 S評価:4点、A評価:3点、B評価:2点、C評価:1点、D評価:0点 A:満点×12/10≤合計点 B:満点×8/10≤合計点<満点×12/10 C:満点×5/10≤合計点<満点×8/10 D:合計点<満点×5/10	<主要な業務実績> ○家畜改良増殖法に基づく検査等 ◇種畜検査員の確保 2/2点(B) ◇立入検査員の確保 2/2点(B) ◇種畜検査の移管に係る協力・支援 2/2点(B) ◇種苗法に基づく指定種苗の集取及び検査 2/2点(B) ◇種苗法に基づく検査員の確保 2/2点(B) ◇カルタヘナ法に基づく立入検査等 -/-点(-) ◇カルタヘナ法に基づく検査員の確保 2/2点	<自己評価> B

項目別調書

(1) 家畜改良増殖法に基づく立入検査など適切な種畜の利用により家畜の改良増殖を推進するため、家畜改良増殖法第4条の規定に基づく種畜検査を的確に実施する。	(1) 家畜改良増殖法第4条の規定に基づき行う種畜検査を的確に実施するため、種畜検査員を概ね100名確保する。	△種畜検査員の確保 指標＝確保した種畜検査員数 S: 目標値に対する達成割合が110%以上であり、かつ特に優れた成果が認められた場合 A: 目標値に対する達成割合が110%以上 B: 目標値に対する達成割合が90%以上110%未満 C: 目標値に対する達成割合が70%以上90%未満 D: 目標値に対する達成割合が70%未満、又は業務運営の改善その他必要な措置を命ずる必要があると認められる	<主要な業務実績> 家畜改良増殖法第4条の規定に基づき行う種畜検査を的確に実施するため、本中期目標期間を通じて種畜検査員を130名程度確保した。	<自己評価> B
イ 家畜改良増殖法に基づく立入検査が速やかに行えるよう、必要な能力を有する職員を各場・支場に少なくとも1名確保する。	(2) 家畜改良増殖法第35条の2の規定に基づく立入検査を速やかに行うことができるよう、あらかじめ理事長が検査の遂行に必要な能力を有する職員を立入検査員として各牧場に少なくとも1名任命する	◇立入検査員の確保 指標＝確保した立入検査員数 S: 目標値に対する達成割合が120%以上であり、かつ特に優れた成果が認められた場合 A: 目標値に対する達成割合が120%以上 B: 目標値に対する達成割合が100%以上120%未満 C: 目標値に対する達成割合が80%以上100%未満 D: 目標値に対する達成割合が80%未満、又は業務運営の改善その他必要な措置を命ずる必要があると認められる	<主要な業務実績> 家畜改良増殖法に基づく立入検査を速やかに行うことができるよう、あらかじめ理事長が検査の遂行に必要な能力を有する職員を各牧場に少なくとも1名以上任命し、立入検査員を20名確保した。また、平成27年度に1件の立入検査を実施した。	<自己評価> B
ウ 種畜検査の都道府県への移管について、国と都道府県との意見交換の円滑化に協力する。また、移管が決定されれば、都道府県への技術移転などの必要な支援を行う。	(3) 種畜検査の事業実施主体の都道府県への移管について、国からの指示のもと、国と都道府県との意見交換の円滑化に積極的に協力する。また、移管が決定された場合、都道府県への技術移転等の必要な支援を行う。	◇種畜検査の移管に係る協力・支援 S: 計画を大きく上回り、かつ顕著な成績が得られた A: 計画を上回る成果が得られた B: 計画どおり順調に実施された C: 計画どおり実施されず、改善を要する D: 計画どおり実施されず、当該業務の廃止を含めた抜本的な改善を求める必要があると認められる	<主要な業務実績> 種畜検査の事業実施主体の都道府県への移管について、国からの指示により種畜検査に関する各種データを取りまとめ提出し、国と都道府県との意見交換の円滑化に積極的に協力し、計画どおり実施した。なお、種畜検査の都道府県への移管は決定されていない。	<自己評価> B
(2) 種苗法に基づく指定種苗の集取及び検査 種苗法(平成10年法律第83号)第63条第1項の規定に基づき、同条第2項の農林水産大臣の指示に従い、指定種苗の集取及び検査を的確に実施する。また、このための指定種苗の集取及び検査が速やかに行えるよう、必要な能力を有する職員を少なくとも10名確保する。	(4) 種苗法第63条の規定に基づき、農林水産大臣の指示があった場合には、指示に従って集取及び検査を的確に実施する。	◇種苗法に基づく指定種苗の集取及び検査 S: 計画を大きく上回り、かつ顕著な成績が得られた A: 計画を上回る成果が得られた B: 計画どおり順調に実施された C: 計画どおり実施されず、改善を要する D: 計画どおり実施されず、当該業務の廃止を含めた抜本的な改善を求める必要があると認められる	<主要な業務実績> 種苗法第63条の規定に基づく農林水産大臣からの指示に従い、集取、検査及び結果の通知を行い、計画どおり実施した。	<自己評価> B

項目別調査

	(5) 種苗法に基づく指定種苗の集取及び検査が速やかに行えるよう、必要な能力を有する職員を検査員として少なくとも10名任命する。	◇種苗法に基づく検査員の確保 指標＝任命した検査員数 S: 目標値に対する達成割合が120%以上であり、かつ特に優れた成果が認められた場合 A: 目標値に対する達成割合が120%以上 B: 目標値に対する達成割合が100%以上120%未満 C: 目標値に対する達成割合が80%以上100%未満 D: 目標値に対する達成割合が80%未満、又は業務運営の改善その他必要な措置を命ずる必要があると認められる	<主要な業務実績> 種苗法に基づく指定種苗の集取及び検査が行える検査職員を10名以上任命した。	<自己評価> B
(3) 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律に基づく立入検査など 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律(平成15年法律第97号)第32条第1項の規定に基づき、同条第2項の農林水産大臣の指示に従い、立入り、質問、検査及び収去を的確に実施する。また、このための立入検査などが速やかに行えるよう、必要な能力を有する職員を少なくとも10名確保する。	(6) 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律第32条の規定に基づき、農林水産大臣の指示があった場合には、指示に従って立入り、質問、検査及び収去を的確に実施する。	◇カルタヘナ法に基づく立入検査等 S: 計画を大きく上回り、かつ顕著な成績が得られた A: 計画を上回る成果が得られた B: 計画どおり順調に実施された C: 計画どおり実施されず、改善を要する D: 計画どおり実施されず、当該業務の廃止を含めた抜本的な改善を求める必要があると認められる	<主要な業務実績> 今中期目標期間においては、遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律第32条の規定に基づく農林水産大臣からの立入検査等の指示は無かった。	<自己評価> —
	(7) 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律に基づく立入検査等が速やかに行えるよう、必要な能力を有する職員を検査員として少なくとも10名任命する。	◇カルタヘナ法に基づく検査員の確保 指標＝任命した検査員数 S: 目標値に対する達成割合が120%以上であり、かつ特に優れた成果が認められた場合 A: 目標値に対する達成割合が120%以上 B: 目標値に対する達成割合が100%以上120%未満 C: 目標値に対する達成割合が80%以上100%未満 D: 目標値に対する達成割合が80%未満、又は業務運営の改善その他必要な措置を命ずる必要があると認められる	<主要な業務実績> 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律に基づく立入検査等が行える検査職員を10名以上任命した。	<自己評価> B

項目別調書

7 牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法に基づく事務など	第2-7 牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法に基づく事務等	○牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法に基づく事務等指標＝「小項目の項目数×2」(満点)に対する「各小項目の点数の合計値」(合計点)の比率 各小項目の評価点数の区分は以下のとおりとする。 S評価:4点、A評価:3点、B評価:2点、C評価:1点、D評価:0点 A:満点×12/10≤合計点 B:満点×8/10≤合計点<満点×12/10 C:満点×5/10≤合計点<満点×8/10 D:合計点<満点×5/10	<主要な業務実績> ○牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法に基づく事務等 ◇事務的的確な実施 2/2点 (B) ◇牛個体識別システムの利便性向上 2/2点 (B) ◇牛個体識別情報の有効活用 2/2点 (B) ◇緊急検索体制の構築 2/2点 (B) ◇牛以外のトレーサビリティ導入支援 2/2点 (B) 合計 10/10点	<自己評価> B
(1) 牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法第20条及び牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法施行令(平成15年政令第300号)第5条の規定に基づき、農林水産大臣からの委託事務を的確に実施する。	(1)牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法(以下「法」という。)第20条及び牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法施行令(平成15年政令第300号)第5条の規定に基づき、農林水産大臣から委託された以下の事務を的確に実施する。	◇事務的的確な実施指標＝「細項目の項目数×2」(満点)に対する「各細項目の点数の合計値」(合計点)の比率 各細項目の評価点数の区分は以下のとおりとする。 S評価:4点、A評価:3点、B評価:2点、C評価:1点、D評価:0点 A:満点×12/10≤合計点 B:満点×8/10≤合計点<満点×12/10 C:満点×5/10≤合計点<満点×8/10 D:合計点<満点×5/10	<主要な業務実績> ◇事務的的確な実施 □牛個体識別台帳の作成及び記録 2/2点 (B) □牛個体識別台帳の記録の保存 2/2点 (B) □牛個体識別台帳の正確な記録の確保 2/2点 (B) □修正の申出の受理 2/2点 (B) □記録された事項の公表 2/2点 (B) □各種届出の受理 2/2点 (B) □個体識別番号の決定・通知 2/2点 (B) 合計 14/14点	<自己評価> B
	ア 牛個体識別台帳の作成及び記録に関する事務	□牛個体識別台帳の作成及び記録 S:計画を大きく上回り、かつ顕著な成績が得られた A:計画を上回る成果が得られた B:計画どおり順調に実施された C:計画どおり実施されず、改善を要する D:計画どおり実施されず、当該業務の廃止を含めた抜本的な改善を求める必要があると認められる	<主要な業務実績> 牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法に基づき、牛の管理者等からの届出を受理し、その届出内容の誤記入等をチェックするとともに、計画期間中に年平均で約1,132万件の情報を牛個体識別台帳に記録するなど、計画どおり実施した。	<自己評価> B

項目別調査

イ 牛個体識別台帳の記録の保存に関する事務	☐ 牛個体識別台帳の記録の保存 S: 計画を大きく上回り、かつ顕著な成績が得られた A: 計画を上回る成果が得られた B: 計画どおり順調に実施された C: 計画どおり実施されず、改善を要する D: 計画どおり実施されず、当該業務の廃止を含めた抜本的な改善を求める必要があると認められる	<主要な業務実績> 計画期間中において、牛の管理者等からの届出により、牛個体識別台帳に死亡又はとさつを記録した年平均で約140万頭の牛に係る情報を磁気ディスクに保存するなど、計画どおり実施した。	<自己評価> B
ウ 牛個体識別台帳の正確な記録を確保するために必要な措置に関する事務	☐ 牛個体識別台帳の正確な記録の確保 S: 計画を大きく上回り、かつ顕著な成績が得られた A: 計画を上回る成果が得られた B: 計画どおり順調に実施された C: 計画どおり実施されず、改善を要する D: 計画どおり実施されず、当該業務の廃止を含めた抜本的な改善を求める必要があると認められる	<主要な業務実績> 牛個体識別台帳の正確な記録を確保するため、牛個体識別台帳への記録後、牛の管理者等に対して記録の確認を求めるとともに、農林水産大臣からの職権による通知を受けて牛個体識別台帳への記録及び記録の修正を行うなど、計画どおり実施した。	<自己評価> B
エ 法第5条第2項の規定に基づく申出の受理に関する事務	☐ 修正の申出の受理 S: 計画を大きく上回り、かつ顕著な成績が得られた A: 計画を上回る成果が得られた B: 計画どおり順調に実施された C: 計画どおり実施されず、改善を要する D: 計画どおり実施されず、当該業務の廃止を含めた抜本的な改善を求める必要があると認められる	<主要な業務実績> 牛個体識別台帳の正確な記録を確保するため、牛の管理者等からの法第5条第2項の規定に基づく申出（記録の修正請求）を受理し、牛個体識別台帳の記録の修正又は取消を行うなど、計画どおり実施した。	<自己評価> B
オ 牛個体識別台帳に記録された事項の公表に関する事務	☐ 記録された事項の公表 S: 計画を大きく上回り、かつ顕著な成績が得られた A: 計画を上回る成果が得られた B: 計画どおり順調に実施された C: 計画どおり実施されず、改善を要する D: 計画どおり実施されず、当該業務の廃止を含めた抜本的な改善を求める必要があると認められる	<主要な業務実績> 牛個体識別台帳に記録した事項のうち、法第6条に基づく公表事項について、記録後速やかにインターネットを用いて公表するとともに、公表事項以外の牛の管理者の飼養地情報又は死亡牛の譲渡先情報について、公表に同意があった場合に限り、インターネットを用いて公表するなど、計画どおり実施した。	<自己評価> B

項目別調書

	カ 法第8条及び第11条から第13条までの規定に基づく届出の受理に関する事務	□各種届出の受理 S:計画を大きく上回り、かつ顕著な成績が得られた A:計画を上回る成果が得られた B:計画どおり順調に実施された C:計画どおり実施されず、改善を要する D:計画どおり実施されず、当該業務の廃止を含めた抜本的な改善を求める必要があると認められる	<主要な業務実績> 牛の管理者等から計画期間中に年平均で約1,175万件の届出を受理し、その内容の誤記入等のチェックを行い、エラー情報(牛個体識別台帳に記録できなかった届出に関する情報)を牛の管理者等に提供するなど、計画どおり実施した。	<自己評価> B
	キ 個体識別番号の決定及び通知に関する事務	□個体識別番号の決定・通知 S:計画を大きく上回り、かつ顕著な成績が得られた A:計画を上回る成果が得られた B:計画どおり順調に実施された C:計画どおり実施されず、改善を要する D:計画どおり実施されず、当該業務の廃止を含めた抜本的な改善を求める必要があると認められる	<主要な業務実績> 牛の管理者等からの届出により牛個体識別台帳に記録した計画期間中に年平均で約131万頭の出生牛又は輸入牛について、自動システムにより個体識別番号を決定するとともに、届出を行った牛の管理者等に対し、個体識別番号の通知を行うなど、計画どおり実施した。	<自己評価> B
(2) 牛個体識別システムの利用者の利便性などを高めるため、システムの開発・改修などを行う。	(2) インターネットを利用したアンケート調査等を通じて把握した生産者、流通業者及び消費者のニーズ等を踏まえた牛個体識別台帳電算システムの開発・改修等を行うことにより、牛個体識別システムの利便性を高める等、利用者のニーズに即した個体識別業務を推進する。	◇牛個体識別システムの利便性向上 S:計画を大きく上回り、かつ顕著な成績が得られた A:計画を上回る成果が得られた B:計画どおり順調に実施された C:計画どおり実施されず、改善を要する D:計画どおり実施されず、当該業務の廃止を含めた抜本的な改善を求める必要があると認められる	<主要な業務実績> 牛個体識別システムについて、インターネットを利用したアンケート調査等を通じて利用者ニーズの把握に努めるとともに、寄せられた意見や要望等を踏まえて策定したシステムの中長期的な開発・改善計画に基づき、順次、開発・改修等を進め、牛個体識別システムの利便性を高める等、計画どおり実施した。	<自己評価> B
(3) 家畜個体識別事業を推進し、各種制度や行政施策の適正な執行、畜産経営の高度化、畜産物の適正な流通などに資するため、牛個体識別台帳やこれに関連する情報などのデータベースに蓄積されたデータの有効活用を図る。	(3) 関係機関・団体等と連携し、各種制度や行政施策の適正な執行、畜産経営の高度化、畜産物の適正な流通等に資するため、牛個体識別台帳やこれに関連する情報などのデータベースに蓄積されたデータについて、さらなる有効活用の推進を図る。	◇牛個体識別情報の有効活用 S:計画を大きく上回り、かつ顕著な成績が得られた A:計画を上回る成果が得られた B:計画どおり順調に実施された C:計画どおり実施されず、改善を要する D:計画どおり実施されず、当該業務の廃止を含めた抜本的な改善を求める必要があると認められる	<主要な業務実績> 牛個体識別台帳やこれに関連する情報等データベースに蓄積されたデータの有効活用の推進について、関係機関・団体等と連携し、要望に応じた改善策を実施するとともに、新たな利用者の開拓を図るなど、計画どおり実施した。 また、東日本大震災に伴う東京電力福島第一原子力発電所事故への対応として、畜産農家等への情報提供を行った。	<自己評価> B

項目別調査

(4) 家畜伝染性疾病などの発生時における緊急検索などの速やかな実施に努め、国内での家畜防疫のための措置の適切な実施を支援する。	(4) 国内における口蹄疫等の家畜伝染性疾病発生時において、農林水産省からの緊急検索等の依頼を受けてから、牛個体識別台帳に記録された膨大な情報の中から、依頼のあった条件(発生農場の牛の飼養状況・異動状況のデータ等)を抜き出し、そのデータを取りまとめ、速やかに農林水産省等へ提供するため、緊急検索のさらなる迅速化を図る観点から、机上演習等を行い、国内での家畜防疫のための措置の適切な実施を支援する。	◇緊急検索体制の構築 S:計画を大きく上回り、かつ顕著な成績が得られた A:計画を上回る成果が得られた B:計画どおり順調に実施された C:計画どおり実施されず、改善を要する D:計画どおり実施されず、当該業務の廃止を含めた抜本的な改善を求める必要があると認められる	<主要な業務実績> 農林水産省からの緊急検索の依頼に速やかに対応するため、定期的に緊急検索の机上演習を行うとともに、検索作業の迅速化等を図るため緊急検索作業マニュアルの見直しや職員にシステム研修を受講させるなど、計画どおり実施した。 また、東日本大震災に伴う東京電力福島第一原子力発電所事故への対応として、農林水産省からの検索依頼を受け速やかに報告した。	<自己評価> B
(5) 牛以外の家畜における生産段階でのトレーサビリティについて、生産者などが取り組んでいる内容についての現地調査、調査内容の取りまとめ、生産者・流通業者・消費者を交えた検討会の開催などにより、システムの導入に係る利点、留意点などを取りまとめ、生産現場の適切なシステムの導入を支援する。	(5) 牛以外の家畜における生産段階でのトレーサビリティについて、生産者などが取り組んでいる内容についての現地調査を行うとともに、調査内容を取りまとめ、生産者、流通業者及び消費者等を交えた検討会を開催し、システム導入に係る利点、留意点等を取りまとめるとともに、センターの牧場等を活用したモデル実証を行うこと等により、技術の改善を図り、生産現場の適切なシステム導入を支援する。	◇牛以外のトレーサビリティ導入支援 S:計画を大きく上回り、かつ顕著な成績が得られた A:計画を上回る成果が得られた B:計画どおり順調に実施された C:計画どおり実施されず、改善を要する D:計画どおり実施されず、当該業務の廃止を含めた抜本的な改善を求める必要があると認められる	<主要な業務実績> 牛以外の家畜における生産段階でのトレーサビリティについて、生産者等が独自に取り組んでいる事例について現地調査を実施し、調査結果及びシステム導入に係る利点、留意点を取りまとめた。 また、生産現場の適切なシステム導入を支援するため、検討会を開催し、①鶏においては、センターの牧場でモデル実証を行うことにより、岡崎おうはんトレーサビリティシステムを新たに構築、②豚については、関係団体と連携して民間牧場でのモデル実証及び農場トレーサビリティシステムの構築等について助言を行うなど、計画どおり実施した。	<自己評価> B
8 センターの人材・資源を活用した外部支援	第2-8 センターの人材・資源を活用した外部支援	○センターの人材・資源を活用した外部支援 指標=「小項目の項目数×2」(満点)に対する「各小項目の点数の合計値」(合計点)の比率 各小項目の評価点数の区分は以下のとおりとする。 S評価:4点、A評価:3点、B評価:2点、C評価:1点、D評価:0点 A:満点×12/10≤合計点 B:満点×8/10≤合計点<満点×12/10 C:満点×5/10≤合計点<満点×8/10 D:合計点<満点×5/10	<主要な業務実績> ○センターの人材・資源を活用した外部支援 ◇口蹄疫等の家畜伝染性疾病が発生した場合の緊急防疫対応 2/2点 (B) ◇自然災害、家畜伝染性疾病等が発生した場合の家畜、乾牧草等の支援 3/2点 (A) ◇種畜等の受託管理 2/2点 (B) ◇技術開発への協力 2/2点 (B) ◇委員会への協力 2/2点 (B) 合計 11/10点	<自己評価> B

項目別調書

(1) 口蹄疫などの家畜伝染性疾病が発生した場合の緊急防疫対応 国内において、口蹄疫、高病原性鳥インフルエンザなどが発生し、農林水産省又は都道府県から、緊急的な防疫対応が必要であるとして、そのまん延防止のための家畜防疫作業などの支援について要請を受けた場合、支援に積極的に取り組むこととし、速やかに40名の派遣が可能となる体制を整備し、維持する。	(1) 口蹄疫等の家畜伝染性疾病が発生した場合の緊急防疫対応 国内において、口蹄疫、高病原性鳥インフルエンザ等が発生し、緊急的な防疫対応が必要であるとして、農林水産省又は都道府県から、そのまん延防止のための家畜防疫作業等の支援について要請を受けた場合、業務に支障のない範囲で支援ができるように基本方針を作成し、速やかに40名の派遣が可能となる体制を構築する。また、現地での的確な作業が実施できるよう、基本的な作業体系をマニュアルとして整理する。	◇口蹄疫等の家畜伝染性疾病が発生した場合の緊急防疫対応 S:計画を大きく上回り、かつ顕著な成績が得られた A:計画を上回る成果が得られた B:計画どおり順調に実施された C:計画どおり実施されず、改善を要する D:計画どおり実施されず、当該業務の廃止を含めた抜本的な改善を求める必要があると認められる	<主要な業務実績> 家畜防疫作業等の支援について要請を受けた場合を想定し、緊急支援に関する考え方をとりまとめるとともに、机上演習を行う事により、連絡体制の整備を行うなど、計画どおり実施した。また、派遣者が現地で的確に作業できるよう、作業マニュアル等の整備を行った。	<自己評価> B
(2) 家畜疾病発生時などの家畜、乾牧草などの支援 家畜疾病や災害発生時に、影響を被った地域で一時的に不足する家畜、乾牧草などの支援を行う。	(2) 自然災害、家畜伝染性疾病等が発生した場合の家畜、乾牧草等の支援 農林水産省や都道府県等の地方自治体から要請を受けた場合、自然災害や家畜疾病発生時に、影響を被った地域で一時的に不足する家畜、乾牧草等を積極的に支援する。	◇自然災害、家畜伝染性疾病等が発生した場合の家畜、乾牧草等の支援 S:計画を大きく上回り、かつ顕著な成績が得られた A:計画を上回る成果が得られた B:計画どおり順調に実施された C:計画どおり実施されず、改善を要する D:計画どおり実施されず、当該業務の廃止を含めた抜本的な改善を求める必要があると認められる	<主要な業務実績> 農林水産省や都道府県等からの要請により、口蹄疫関連の支援として、優良家畜を提供するとともに、東日本大震災関連の支援として、粗飼料の提供や放れ畜の捕獲作業等へ職員派遣を行うなど、計画どおり取り組んだ。	<自己評価> A
(3) 種畜などの受託管理 都道府県等から、種畜の管理や育種資源の保存について、その計画的な実施の協力依頼があり、全国的な視点からの家畜改良に資する場合には、積極的に協力する。また、このために必要な条件等を平成23年度中に整理する。(再掲)	(3) 種畜等の受託管理 都道府県等から、種畜の管理や育種資源の保存について、その計画的な実施の協力依頼があり、全国的な視点からの家畜改良に資する場合には、積極的に協力する。また、このために必要な条件等を平成23年度中に整理する。(再掲)	◇種畜等の受託管理 S:計画を大きく上回り、かつ顕著な成績が得られた A:計画を上回る成果が得られた B:計画どおり順調に実施された C:計画どおり実施されず、改善を要する D:計画どおり実施されず、当該業務の廃止を含めた抜本的な改善を求める必要があると認められる	<主要な業務実績> 平成23年度に、都道府県等から種畜の管理や育種資源の保存に関する依頼を受けた際の協力に必要な条件として、受け入れる種畜の条件や受入場所を整理し、受入体制を整えた。 なお、今中期中目標期間中は、都道府県等からの種畜の管理や育種資源の保存についての協力依頼はなかったが、依頼があった場合には、平成23年度に整理した条件等に基づき、積極的に協力することとしている。(再掲)	<自己評価> B

項目別調書

(4) その他 畜産に関する新たな社会・行政ニーズが発生した場合又は外部機関が行う技術開発・調査、外部機関からの講師派遣などの協力依頼があった場合には、積極的に対応する。	(4)技術開発への協力 畜産に関する新たな社会・行政ニーズが発生した場合又は外部機関が行う技術開発・調査に当たって協力等の要請があった場合には、積極的に協力する。	◇技術開発への協力 S:計画を大きく上回り、かつ顕著な成績が得られた A:計画を上回る成果が得られた B:計画どおり順調に実施された C:計画どおり実施されず、改善を要する D:計画どおり実施されず、当該業務の廃止を含めた抜本的な改善を求める必要があると認められる	<主要な業務実績> 大学等の外部機関が行う技術開発・調査にあたって協力等の要請があった場合には、センターが保有する家畜・施設・情報等を提供するなど積極的に協力した。加えて、東京電力福島第一原子力発電所事故の際にも、国、県などの行政からの緊急の調査依頼等を迅速に対応した。(合計183件)	<自己評価> B
	(5)委員会への協力 畜産に関する新たな社会・行政ニーズが発生した場合又は外部機関が行う委員会の開催に当たって、職員への委員委嘱等の要請があった場合には、積極的に協力する。	◇委員会への協力 S:計画を大きく上回り、かつ顕著な成績が得られた A:計画を上回る成果が得られた B:計画どおり順調に実施された C:計画どおり実施されず、改善を要する D:計画どおり実施されず、当該業務の廃止を含めた抜本的な改善を求める必要があると認められる	<主要な業務実績> 各種委員会の委員等への委嘱の要請に応じ、平成26年度までは延べ990名が対応した。	<自己評価> B

項目別調書

中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価	
			業務実績	自己評価
第4 財務内容の改善に関する事項 運営費交付金、施設整備費補助金及び自己収入などを充当して行う事業については、「第2 業務運営の効率化に関する事項」における業務対象の重点化などのほか、以下の事項に配慮して予算を作成し、計画的かつ効率的に運営し、収支の均衡を図る。	第3 予算、収支計画及び資金計画	◎予算、収支計画及び資金計画 指標＝「中項目の項目数×2」(満点)に対する「各中項目の点数の合計値」(合計点)の比率 各中項目の評価点数の区分は以下のとおりとする。 S:4点、A:3点、B:2点、C:1点、D:0点 A:満点×12/10≤合計点 B:満点×8/10≤合計点<満点×12/10 C:満点×5/10≤合計点<満点×8/10 D:合計点<満点×5/10	<主要な業務実績> ◎予算、収支計画及び資金計画 ○財務内容の改善 2/2点 (B) ○自己収入の確保 2/2点 (B) ○経費の削減 2/2点 (B) ○資産の管理 2/2点 (B) ○経理の適正化 2/2点 (B) 合計 10/10点	<自己評価> B
	1 予算 平成23年度～平成27年度予算 2 収支計画 平成23年度～平成27年度収支計画 3 資金計画 平成23年度～平成27年度資金計画	○財務内容の改善 A:難易度が高い計画であったが順調に実施した。 B:計画どおり順調に実施した。 C:計画どおり実施されず、改善を要する。 D:計画どおり実施されず、抜本的な改善が必要と認められる。	<主要な業務実績> 予算、収支計画及び資金計画を作成し、業務の効率化を推進することで経費の節減を図りつつ、業務が効率的に運営できるよう資金を適切に配分し、計画どおり実施した。	<自己評価> B
1 自己収入の確保 業務実施に伴う収入の安定的な確保と拡大のみならず、外部資金の積極的な獲得に努める。	第3～4 自己収入の確保	○自己収入の確保 指標＝「小項目の項目数×2」(満点)に対する「各小項目の点数の合計値」(合計点)の比率 各小項目の評価点数の区分は以下のとおりとする。 S評価:4点、A評価:3点、B評価:2点、C評価:1点、D評価:0点 A:満点×12/10≤合計点 B:満点×8/10≤合計点<満点×12/10 C:満点×5/10≤合計点<満点×8/10 D:合計点<満点×5/10	<主要な業務実績> ○自己収入の確保 ◇外部資金の獲得 2/2点 (B) ◇自己収入の拡大 2/2点 (B) 合計 4/4点	<自己評価> B

項目別調査

	(1)業務実施に伴う収入の安定的な確保と拡大のみならず、外部資金を積極的に獲得するため、情報収集や他機関との連携を図り、外部資金に係る応募を積極的に行う。	◇外部資金の獲得 S:計画を大きく上回り、かつ顕著な成績が得られた A:計画を上回る成果が得られた B:計画どおり順調に実施された C:計画どおり実施されず、改善を要する D:計画どおり実施されず、当該業務の廃止を含めた抜本的な改善を求める必要があると認められる	<主要な業務実績> 乳用牛の能力向上及び飼養管理の改善による出荷乳量の増加、肉用牛の肉質の向上による枝肉単価等の増加に伴い、家畜及び畜産物等の売払額が増加した。 外部資金を獲得するため、研究推進会議への参加や産官学連携フェア等への出展により情報収集や他機関との打ち合わせを行い、外部資金へ応募するなど、計画どおり実施した。	<自己評価> B
	(2)自己収入の拡大を図るため、家畜の改良増殖に係る家畜人工授精用精液、家畜受精卵、種鶏等の配布及び飼料作物の種子配布価格について、生産コストを考慮し、畜産経営等に及ぼす影響を踏まえ、民間市場価格等と比較を行う等により適切な価格の設定をする。 また、家畜の貸付け及び飼料作物の原種子配布について、競争入札や公募等の競争性のある契約の導入等の配布方法の見直しを行う。 精液採取用種雄牛の貸付けの入札について、競争性及び透明性を高めるため、ホームページ、畜産関係専門誌等による周知活動を強化する。(再掲)	◇自己収入の拡大 S:計画を大きく上回り、かつ顕著な成績が得られた A:計画を上回る成果が得られた B:計画どおり順調に実施された C:計画どおり実施されず、改善を要する D:計画どおり実施されず、当該業務の廃止を含めた抜本的な改善を求める必要があると認められる	<主要な業務実績> 乳用牛の能力向上及び飼養管理の改善による出荷乳量の増加、肉用牛の肉質の向上による枝肉単価等の増加に伴う自己収入増加のほかに、自己収入の拡大を図るため、種鶏等及び飼料作物原種子等の配布価格については、生産コストを考慮し、民間市場価格等を参考に適正な価格を設定した。種子配布については、一般競争の方法で契約を行った。また、精液採取用種雄牛の貸付けについては、各種畜産関係会議、イベント等において周知活動を行うなど、計画どおり実施した。(再掲)	<自己評価> B
2 経費の削減 調達に当たっては、仕様や調達数量などを見直し、不要な発注を避け、一般競争入札の積極的な活用などにより、経費の節減を図るとともに、定期的に経費削減効果の検証を実施する。	第3-5 経費の削減 契約については、随意契約限度額にとらわれず、一般競争入札を積極的に取り入れ、一般競争入札等であっても、契約の条件、契約手続き等の見直し改善を図り、年2回経費削減効果の検証を行う。 また、監事及び外部有識者によって構成する契約監視委員会において、競争性のない随意契約の見直しをさらに徹底して行うとともに、一般競争入札等についても真に競争性が確保されているか、点検、見直しを行い、その結果を公表する。(再掲)	○経費の削減 A:難易度が高い計画であったが順調に実施した。 B:計画どおり順調に実施した。 C:計画どおり実施されず、改善を要する。 D:計画どおり実施されず、抜本的な改善が必要と認められる。	<主要な業務実績> 随意契約限度額未満であっても、一般競争入札を積極的に取り入れた。また、年2回開催する契約監視委員会において、経費削減効果の検証を行うとともに、競争性のない随意契約の見直し、一般競争入札等について真に競争性が確保されているかについて点検及び見直しを行い、その結果をホームページに公表し、計画どおり実施した。(再掲)	<自己評価> B

項目別調査

3 資産の管理 保有資産の適切な管理を行う観点から、定期的に資産の管理状況を調査し、資産の利用度のほか、本来業務に支障のない範囲での有効利用の可能性、経済合理性などの観点に沿って、その保有の必要性について不断に見直しを行い、不要なものについては、国庫納付などを行う。その際、総務省政策評価・独立行政法人評価委員会による独立行政法人の業務実績に関する評価の結果等の意見など独立行政法人評価委員会への通知事項を参考にするものとする。	第3-6 資産の管理 以下の取組を実施するに当たっては、総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から独立行政法人の業務実績に関する評価の結果等の意見等として独立行政法人評価委員会への通知事項を参考にし、取り組む。	○資産の管理 指標＝「小項目の項目数×2」(満点)に対する「各小項目の点数の合計値」(合計点)の比率 各小項目の評価点数の区分は以下のとおりとする。 S評価:4点、A評価:3点、B評価:2点、C評価:1点、D評価:0点 A:満点×12/10≤合計点 B:満点×8/10≤合計点<満点×12/10 C:満点×5/10≤合計点<満点×8/10 D:合計点<満点×5/10	<主要な業務実績> ○資産の管理 ◇土地・建物等の有効活用 2/2点 (B) ◇資産の貸付 2/2点 (B) 合計 4/4点	<自己評価> B
土地・建物などの資産を貸し付ける際には、センターの事務及び事業の遂行上その必要性が認められるもの又は公共的若しくは公益的な見地から土地・建物などの利用が不可欠なものに限定する。貸付けに当たっては、既存の貸付物件も含めて、正当な対価を徴収するものとする。また、定期的に管理状況の調査などを行い、管理が不適切な場合にあっては、借受者に対する管理改善計画の提出請求や貸付けの中止などを行う。	(1)土地・建物等の保有資産を最大限活用するため、毎年度、土地・建物等の保有資産の利用度等について調査し、保有資産が有効に活用されるよう必要な措置を講じる。(再掲) なお、利用度が著しく低いものについては、有効利用の可能性、経済合理性等の観点に沿って将来の利用見込み、保有の必要性等について検討を行い、不要なものについては国庫納付等を行う。	◇土地・建物等の有効活用 S:計画を大きく上回り、かつ顕著な成績が得られた A:計画を上回る成果が得られた B:計画どおり順調に実施された C:計画どおり実施されず、改善を要する D:計画どおり実施されず、当該業務の廃止を含めた抜本的な改善を求める必要があると認められる	<主要な業務実績> 資産の貸付において、規程に基づき貸付料の計算をし正当な対価の徴収を行った。また、管理状況について点検を行い、貸付物件が申請どおり利用されているかを確認するなど、計画どおり実施した。	<自己評価> B
土地・建物などの資産を貸し付ける際には、センターの事務及び事業の遂行上その必要性が認められるもの又は公共的若しくは公益的な見地から土地・建物などの利用が不可欠なものに限定するとともに、既貸付物件も含め、近隣の貸付事例等も参考にしながら、正当な対価を徴収する。 また、毎年度、貸付物件の管理状況についての調査等を行うことにより、管理が不適切な場合にあっては、借受者に対し管理改善計画の提出請求や貸付の中止などを行う。	(2)土地・建物等の資産を貸し付ける際には、センターの事務及び事業の遂行上その必要性が認められるもの又は公共的若しくは公益的な見地から土地・建物などの利用が不可欠なものに限定するとともに、既貸付物件も含め、近隣の貸付事例等も参考にしながら、正当な対価を徴収する。 また、毎年度、貸付物件の管理状況についての調査等を行うことにより、管理が不適切な場合にあっては、借受者に対し管理改善計画の提出請求や貸付の中止などを行う。	◇資産の貸付 S:計画を大きく上回り、かつ顕著な成績が得られた A:計画を上回る成果が得られた B:計画どおり順調に実施された C:計画どおり実施されず、改善を要する D:計画どおり実施されず、当該業務の廃止を含めた抜本的な改善を求める必要があると認められる	<主要な業務実績> 資産の貸付において、規程に基づき貸付料の計算をし正当な対価の徴収を行った。また、管理状況について点検を行い、貸付物件が申請どおり利用されているかを確認するなど、計画どおり実施した。	<自己評価> B

項目別調書

4 経理の適正化 資金・資産の適正な管理と会計規律の徹底などによる経理の適正化と、チェック体制の構築を図るとともに、職員の倫理及び資質向上のための必要な措置を講ずる。	第3-7 経理の適正化 適正な経理を実施するため、調達部門、出納管理部門、資産管理部門の相互けん制機能が発揮できるよう、定期的な人事異動を実施するほか、監査の強化による資金・資産の適正な管理と会計規律の徹底等による経理の適正化及び相互けん制によるチェック体制の構築を図る。 また、会計・管財担当者の倫理及び資質向上のための研修会を計画的に行う。	○経理の適正化 A: 難易度が高い計画であったが順調に実施した。 B: 計画どおり順調に実施した。 C: 計画どおり実施されず、改善を要する。 D: 計画どおり実施されず、抜本的な改善が必要と認められる。	<主要な業務実績> 調達部門、出納管理部門及び資産管理部門に従事する職員について、長期在任者を洗い出し、人事異動の企画の対象者とするなど、定期的な人事異動に努めた。 また、資産等の活用状況に留意して監査を行った。 さらに、会計担当者等の会計規律に関する勉強会、経理、契約担当者の倫理に関する研修を実施し、経理事務の相互けん制機能については、チェックリストに基づき点検するなど、計画どおり実施した。	<自己評価> B
	第4 短期借入金の限度額 10億円 (想定される理由) 運営費交付金の受け入れの遅延。	◎短期借入金の限度額 A: 難易度が高い計画であったが順調に実施した。 B: 計画どおり順調に実施した。 C: 計画どおり実施されず、改善を要する。 D: 計画どおり実施されず、抜本的な改善が必要と認められる。	<主要な業務実績> 運営費交付金の受入れの遅滞はなく、また、予算を適切に執行し短期借入金はなかった。	<自己評価> —
	第5 重要な財産の処分等に関する計画 国土交通省が施工する一般国道4号盛岡北道路工事に伴い、家畜改良センター岩手牧場事業用地(岩手県盛岡市下厨川字穴口72-1、岩手県岩手郡滝沢村滝沢字菓子1556-11ほか、計108,318.90㎡)について、売却する。 なお、効率的に業務継続を図るため売却収入をもって、事業用地等に係る施設・設備等を整備する。	◎重要な財産の処分等に関する計画 A: 難易度が高い計画であったが順調に実施した。 B: 計画どおり順調に実施した。 C: 計画どおり実施されず、改善を要する。 D: 計画どおり実施されず、抜本的な改善が必要と認められる。	<主要な業務実績> 岩手牧場に係る具体的な補償整備について、執行計画に基づき適切に実施した。	<自己評価> B
	第6 剰余金の使途 剰余金の使途は、業務運営の効率化及び業務の質の向上を図るための育種素材の導入、機械及び車輛の更新・修理、施設の改修、草地の整備・更新及び事務処理ソフトの導入とする。	◎剰余金の使途 A: 難易度が高い計画であったが順調に実施した。 B: 計画どおり順調に実施した。 C: 計画どおり実施されず、改善を要する。 D: 計画どおり実施されず、抜本的な改善が必要と認められる。	<主要な業務実績> 剰余金の使途に充てる積立金はなかった。	<自己評価> —

項目別調査

第5 その他業務運営に関する重要事項	第7その他農林水産省令で定める業務運営に関する重要事項	◎その他農林水産省令で定める業務運営に関する重要事項 指標＝「中項目の項目数×2」(満点)に対する「各中項目の点数の合計値」(合計点)の比率 各中項目の評価点数の区分は以下のとおりとする。 S:4点、A:3点、B:2点、C:1点、D:0点 A:満点×12/10≤合計点 B:満点×8/10≤合計点<満点×12/10 C:満点×5/10≤合計点<満点×8/10 D:合計点<満点×5/10	<主要な業務実績> ◎その他農林水産省令で定める業務運営に関する重要事項 ○施設・設備の整備に関する計画 2/2点 (B) ○積立金の処分に関する事項 2/2点 (B) ○職員の人事等 2/2点 (B) 合計 6/6点 (B)	<自己評価> B
1 施設・設備の整備 業務の適切かつ効率的な実施を確保するため、本中期目標の達成のために必要な施設・設備を計画的に整備する。	第7-1 施設・設備の整備に関する計画 業務の適切かつ効率的な実施の確保のため、業務実施上の必要性及び既存の施設・設備の老朽化等に伴う施設・設備を計画的に整備・改修する。	○施設・設備の整備に関する計画 A:難易度が高い計画であったが順調に実施した。 B:計画どおり順調に実施した。 C:計画どおり実施されず、改善を要する。 D:計画どおり実施されず、抜本的な改善が必要と認められる。	<主要な業務実績> 業務の適切かつ効率的な実施を確保するため、重点化業務を主体に、業務実施上の必要性及び既存の施設・設備の老朽化等に伴う施設及び設備の整備・改修を行った。	<自己評価> B
2 職員の人事など センターは、役職員の人材確保に当たり、センターの業務を担うにあふわしい人的資質及び倫理観を有した者を確保することとし、基本となる採用・異動指針を明確にした上で、採用活動や人事異動などを実施する。 また、他機関との人事交流の促進、研修の実施などにより、優秀な人材の確保及び養成を図りつつ、センター全体の要員の合理化を進める。	第7-2 職員の人事等	○職員の人事等 指標＝「小項目の項目数×2」(満点)に対する「各小項目の点数の合計値」(合計点)の比率 各小項目の評価点数の区分は以下のとおりとする。 S評価:4点、A評価:3点、B評価:2点、C評価:1点、D評価:0点 A:満点×12/10≤合計点 B:満点×8/10≤合計点<満点×12/10 C:満点×5/10≤合計点<満点×8/10 D:合計点<満点×5/10	<主要な業務実績> ○職員の人事等 ◇人材の確保 2/2点 (B) ◇人事配置 2/2点 (B) ◇人事管理 2/2点 (B) ◇研修の実施 2/2点 (B) 合計 8/8点	<自己評価> B
	(1) 人材の確保	◇人材の確保 指標＝「細項目の項目数×2」(満点)に対する「各細項目の点数の合計値」(合計点)の比率 各細項目の評価点数の区分は以下のとおりとする。 S評価:4点、A評価:3点、B評価:2点、C評価:1点、D評価:0点 A:満点×12/10≤合計点 B:満点×8/10≤合計点<満点×12/10 C:満点×5/10≤合計点<満点×8/10 D:合計点<満点×5/10	<主要な業務実績> ◇人材の確保 □センター業務を担う人材の確保 2/2点 (B) □積極的な人事交流 2/2点 (B) □人材の育成 2/2点 (B) □要員の合理化 2/2点 (B) 合計 8/8点	<自己評価> B

項目別調書

ア 役職員の採用、人事異動に当たっては、センター業務の適正実施の観点から、採用、人事異動の基本となる事項を盛り込んだ採用・異動指針を策定し、確実に実行することにより、センター業務を担うにふさわしい人的資質や倫理観を持った人材を確保する。	□センター業務を担う人材の確保 S:計画を大きく上回り、かつ顕著な成績が得られた A:計画を上回る成果が得られた B:計画どおり順調に実施された C:計画どおり実施されず、改善を要する D:計画どおり実施されず、当該業務の廃止を含めた抜本的な改善を求める必要があると認められる	<主要な業務実績> 職員の採用・人事異動については、人事管理の基本的理念や、人事企画の透明化のための取組などを盛り込んだ「採用昇任人事異動等基本方針」に沿って人事企画を実施するなど、計画どおり実施した。	<自己評価> B
イ 畜産行政との連携及び業務の高度化・専門化に対応するため、積極的に行政部局及び他機関との人事交流を図る。	□積極的な人事交流 S:計画を大きく上回り、かつ顕著な成績が得られた A:計画を上回る成果が得られた B:計画どおり順調に実施された C:計画どおり実施されず、改善を要する D:計画どおり実施されず、当該業務の廃止を含めた抜本的な改善を求める必要があると認められる	<主要な業務実績> 畜産行政との連携や業務の高度化・専門化に対応する観点から、行政機関及び独立行政法人との人事交流を積極的に行うなど、計画どおり実施した。	<自己評価> B
ウ 技術水準、事務処理能力の向上等を図るための研修を計画的に行い、人材の育成を図る。(再掲)	□人材の育成 S:計画を大きく上回り、かつ顕著な成績が得られた A:計画を上回る成果が得られた B:計画どおり順調に実施された C:計画どおり実施されず、改善を要する D:計画どおり実施されず、当該業務の廃止を含めた抜本的な改善を求める必要があると認められる	<主要な業務実績> 一般職員の技術水準、事務処理能力の向上等を図るため研修・講習を受講させ、免許・資格を取得させるなど、計画どおり実施した。(再掲)	<自己評価> B
エ 業務の見直しに応じた柔軟な人員配置や効率的な業務運営により、継続的に要員の合理化を実施する。(再掲) (参考) 期初の常勤職員数835人	□要員の合理化 S:計画を大きく上回り、かつ顕著な成績が得られた A:計画を上回る成果が得られた B:計画どおり順調に実施された C:計画どおり実施されず、改善を要する D:計画どおり実施されず、当該業務の廃止を含めた抜本的な改善を求める必要があると認められる	<主要な業務実績> 業務の重点化及び効率化に対応し、職員の適正配置を進めたほか、要員の合理化や計画的な人員削減を行うなど、計画どおり実施した。(再掲)	<自己評価> B

項目別調査

(2) 人事配置 職員の人事配置に当たっては、当該職員の過去の業務経験や実績などを踏まえ、担当する業務への適性を複数の人事管理者により評価した上で、実施する。	(2) 人事配置 職員の適材適所を推進するため、職員の人事配置に当たっては、過去の職歴、業績等の情報を考慮し、業務遂行のための適性や能力を反映した人事配置にするとともに、特に課長級以上の人事配置に当たっては、適正配置のための多角的な検証が必要であることから、コンプライアンス推進室が人事情報を分析し、ガバナンスの観点からの適性について、理事長に報告する等により、職責を十分に果たせる人事配置となるよう、人事管理者及び人事企画担当者が業務適性等について多面から評価・検討し、実施する。(再掲)	◇人事配置 S:計画を大きく上回り、かつ顕著な成績が得られた A:計画を上回る成果が得られた B:計画どおり順調に実施された C:計画どおり実施されず、改善を要する D:計画どおり実施されず、当該業務の廃止を含めた抜本的な改善を求める必要があると認められる	<主要な業務実績> 職員の適材適所を推進するため、人事配置に当たっては、職歴、業績等を考慮し、業務遂行のための適性や能力を反映した人事配置を行うとともに、人事異動を行う場合の多方面からの人事企画を精査する機会として人事構想会議や人事企画会議を開催して人事情報を把握し、適性や能力を的確に反映した人事配置を行い、計画どおり実施した。(再掲) また、人事配置を検討するに当たり、課長補佐級以上の人事については、得られた人事情報をコンプライアンス推進室がガバナンスの観点から分析したうえで、理事長に意見を具申するなど、計画どおり実施した。(再掲)	<自己評価> B
(3) 人事管理 職員の人事管理については、人事評価制度を見直すことにより、公正な評価が反映される管理方式を採用するほか、役員についても、適正な評価を実施するとともに、資質の向上を図るものとする。 また、不正経理防止の観点から、調達部門、出納管理部門、資産管理部門の相互けん制が十分に発揮されるシステムを構築する。さらに、長期在職による弊害を考慮し、定期的な人事異動を実施する。	(3) 人事管理	◇人事管理 指標＝「細項目の項目数×2」(満点)に対する「各細項目の点数の合計値」(合計点)の比率 各細項目の評価点数の区分は以下のとおりとする。 S評価:4点、A評価:3点、B評価:2点、C評価:1点、D評価:0点 A:満点×12/10≦合計点 B:満点×8/10≦合計点<満点×12/10 C:満点×5/10≦合計点<満点×8/10 D:合計点<満点×5/10	<主要な業務実績> ◇人事管理 □人事評価の適正化 2/2点 (B) □経理の適正化 2/2点 (B) 合計 4/4点	<自己評価> B
	ア 職員の人事管理を行うに当たっては、公平・公正性、客観性、透明性等を考慮した適正な人事評価を実施するため、毎年度、評価者訓練や制度の検証等を行うとともに、評価結果を処遇等に適切に反映させることにより公正な人事管理制度の運用を図り、業務遂行へのインセンティブを向上させる。また、役員についても、センターの業績の適切な報酬額への反映と併せ、適正な人事評価を実施し、資質の向上を図る。	□人事評価の適正化 S:計画を大きく上回り、かつ顕著な成績が得られた A:計画を上回る成果が得られた B:計画どおり順調に実施された C:計画どおり実施されず、改善を要する D:計画どおり実施されず、当該業務の廃止を含めた抜本的な改善を求める必要があると認められる	<主要な業務実績> 職員の人事評価について、評価者訓練の実施及び制度の検証を行ったほか、人事評価結果に基づき、勤勉手当の成績率及び昇給等の処遇に適切に反映させるなど、計画どおり実施した。	<自己評価> B

項目別調査

	イ 適正な経理を実施するため、調達部門、出納管理部門、資産管理部門の相互けん制機能が発揮できるよう、定期的な人事異動を実施するほか、監査の強化による資金・資産の適正な管理と会計規律の徹底等による経理の適正化及び相互けん制によるチェック体制の構築を図る。(再掲)	□経理の適正化 S:計画を大きく上回り、かつ顕著な成績が得られた A:計画を上回る成果が得られた B:計画どおり順調に実施された C:計画どおり実施されず、改善を要する D:計画どおり実施されず、当該業務の廃止を含めた抜本的な改善を求める必要があると認められる	<主要な業務実績> 調達部門、出納管理部門及び資産管理部門に従事する職員について、長期在任者を洗い出し、人事異動の企画の対象者とするなど、定期的な人事異動に努めた。(再掲) また、資産等の活用状況等に留意して監査を行なった。(再掲) さらに、会計担当者等の会計規律に関する勉強会、経理、契約担当者の倫理に関する研修を実施し、経理事務の相互けん制機能については、チェックリストを作成し点検をするなど、計画どおり実施した。(再掲)	<自己評価> B
(4) 研修の実施 職員の資質向上を図るため、技術や各種資格取得などのための研修を行う。特に、技術専門職員については、家畜受精卵移植などの繁殖業務や各種分析・検査業務などの高度な技術を要する業務へシフトするための専門性を高める研修を実施することにより、優れた人材を育成する。	(4) 研修の実施	◇研修の実施 指標＝「細項目の項目数×2」(満点)に対する「各細項目の点数の合計値」(合計点)の比率 各細項目の評価点数の区分は以下のとおりとする。 S評価:4点、A評価:3点、B評価:2点、C評価:1点、D評価:0点 A:満点×12/10≤合計点 B:満点×8/10≤合計点<満点×12/10 C:満点×5/10≤合計点<満点×8/10 D:合計点<満点×5/10	<主要な業務実績> ◇研修の実施 □一般職の人材育成 2/2点 (B) □技術専門職の人材育成 2/2点 (B) 合計 4/4点	<自己評価> B
	ア 技術水準、事務処理能力の向上等を図るための研修を計画的に行い、人材の育成を図る。(再掲)	□一般職の人材育成 S:計画を大きく上回り、かつ顕著な成績が得られた A:計画を上回る成果が得られた B:計画どおり順調に実施された C:計画どおり実施されず、改善を要する D:計画どおり実施されず、当該業務の廃止を含めた抜本的な改善を求める必要があると認められる	<主要な業務実績> 一般職員の技術水準、事務処理能力の向上等を図るため研修・講習を受講させ、免許・資格を取得させるなど、計画どおり実施した。(再掲)	<自己評価> B
	イ 技術専門職員の資質の向上及び業務の高度化を推進するため、家畜受精卵移植等の繁殖業務、各種分析・検査業務等に要する高度な技術・資格の取得や研修を計画的に進める。(再掲)	□技術専門職の人材育成 S:計画を大きく上回り、かつ顕著な成績が得られた A:計画を上回る成果が得られた B:計画どおり順調に実施された C:計画どおり実施されず、改善を要する D:計画どおり実施されず、当該業務の廃止を含めた抜本的な改善を求める必要があると認められる	<主要な業務実績> 技術専門職員の業務の高度化や専門技術の取得を図るため研修を受講させ、免許・資格を取得させるなど、計画どおり実施した。(再掲)	<自己評価> B

項目別調書

	第7-3 積立金の処 分に関する事項 前期中期目標期間 繰越積立金は、前期中 期目標期間中に自己 収入財源で取得し、当 期中期目標期間へ繰り 越した有形固定資産の 減価償却に要する費用 等及び東日本大震災 の影響により前期中期 目標期間において費 用化できず当期中期目 標期間に繰り越さざる をえない契約費用に充 当する。	○積立金の処分に関する事 項 A: 難易度が高い計画で あったが順調に実施した。 B: 計画どおり順調に実施し た。 C: 計画どおり実施されず、 改善を要する。 D: 計画どおり実施されず、 抜本的な改善が必要と認め られる。	<主要な業務実績> 前期中期目標期間繰越積立金に ついて、各年度に費用化され たものに充当した。	<自己評価> B
--	---	--	--	------------------------------

